

ISSN 2432-6240

2025年6月発行(年2回発行)

敬心・研究ジャーナル

Keishin Journal of Life and Health

第9巻 第1号

2025



KEISHIN

人に、社会に、輝きを。

敬心学園

目 次

巻頭論文

- 初期のキャリア発達を促す職場の人間関係のマネジメント
— デベロップメンタル・ネットワークの視点から — 坂本 理郎 1

症例・事例報告

- 旧優生保護法に係る国家賠償請求事件
— 最高裁判所2024（令和6）年7月3日大法廷判決 — 梶原 洋生 24

実践報告

- 促通を主とした即時効果が実感できる運動プログラムの効果
— 大学学園祭企画にて実施した腰痛予防・改善プログラムの実践報告 — 包國 友幸 30

評 論

- いじめ重大事態への対応にみるわが国の歩み 宮嶋 淳 38

研究ノート

- 地域福祉研究における「都市」認識の変遷（2） 東根 ちよ・吉田 直哉 49

研究ノート

- 地域福祉研究における「都市」認識の変遷（3） 吉田 直哉・東根 ちよ 57

研究ノート

- <ひきこもり>支援方法の再検討
— 若者自立塾事業との関係から — 檜垣 昌也 65

- 学校法人敬心学園・学術研究誌・編集規程 73

- 敬心学園 学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』 投稿受領から掲載までのフローチャート 75

- 『敬心・研究ジャーナル』 投稿要領 76

- 『敬心・研究ジャーナル』 エントリー時・投稿原稿チェックリスト 78

- 『敬心・研究ジャーナル』 執筆要領 79

- 職業教育研究開発センター研究支援委員会規程 81

- 職業教育研究開発センター研究倫理規程 84

- 研究倫理審査申請書（人を対象とする研究） 85

- 研究に関する事前チェックシート 91

- 編集後記 92

- 「敬心・研究ジャーナル」査読委員一覧、「敬心・研究ジャーナル」学校法人敬心学園 編集委員会 93

- 執筆者連絡先一覧 94

初期のキャリア発達を促す職場の人間関係のマネジメント

— デベロップメンタル・ネットワークの視点から —

坂 本 理 郎

大手前大学 経営学部 教授

Managing Workplace Relationships to Promote Early Career Development

— From the Developmental Network Perspective —

Sakamoto Masao

Professor, Faculty of Business Administration, Otemae University

Abstract : The purpose of this paper is to discuss the management of workplace relationships that promote early career development from the perspective of Developmental Networks (DN). Based on D. T. Hall's concept of the "relational approach," the author explores the possibility of organizational management of DN.

Through a series of empirical studies conducted by the author, two key factors that enable DN management have been identified: (1) the characteristics of the job performed by individuals, including task diversity, and interdependence, or teamwork as a job characteristic overarching them; and (2) the relational behaviors of direct managers that align with job characteristics and traits of subordinates.

Based on these findings, this study provides practical implications: (1) promoting DN formation through designing jobs, (2) assigning young employees giving consideration to job characteristics, and (3) ensuring that direct supervisors engage with subordinates in ways that align with both job characteristics and individual traits. Finally, the paper discusses the implications of these findings for vocational education in educational institutions.

Key Words : Developmental Networks, Early Career, Job Characteristics, Teamwork, Relational Behavior of Direct Supervisors

抄録 : 本稿の目的は、デベロップメンタル・ネットワーク（Developmental Network：DN と略）の視点から、初期のキャリア発達を促す職場の人間関係のマネジメントについて論じることにある。筆者は、Hall, D.T. が示した「関係性アプローチ（relational approach）」という考え方に依拠して、組織による DN のマネジメント可能性について探究してきた。

これまでに筆者が実施してきたいくつかの実証的研究の結果から、DN のマネジメントを可能にする要因として、①その人が従事する職務の特性（タスク多様性や相互依存性、あるいはそれらを包含するチームワークという職務特性）と、②職務特性や部下の特性に適合的な直属上司のかかわり行動という2点を見出すに至っている。この結果を基にして、①職務設計による DN の形成促進、②職務特性を意識した若手社員の配置、③職務特性と部下個人の特性に適合的な直属上司の関わり行動、といった実践的示唆を提示した。最後に、これらの知見が教育機関における職業教育に与える示唆を述べた。

キーワード : デベロップメンタル・ネットワーク、キャリア初期、職務特性、チームワーク、直属上司の関わり行動

1. はじめに ― デベロップメンタル・ネットワークとは

本稿の目的は、企業など経営組織に勤務する若手従業員の職業教育や人材育成に有効な職場の人間関係（デベロップメンタル・ネットワーク）のマネジメントについて論じることにある。

当然のことながら、働く個人のキャリアは孤立の中ではなく、ともに働く多様な人々との関係性の中で形成される。とくにキャリア初期においてはメンタリング関係、すなわち、より経験豊かな人物（メンター）が、より若く経験不足な人物（プロテジェまたはメンティー）のキャリアを支援する目的の関係性が重要である。

しかし、ただ1人の人がメンターである必然性はなく、様々な人物が同時に個人のキャリア形成を促進することがある。このような個人を取り巻いて成長を促す人間関係を、デベロップメンタル・ネットワーク（Developmental Network：以下、DN）という。DNとは、「プロテジェのキャリア促進に関心を持ち、プロテジェが発達の支援を提供してくれる人であると名前を挙げた人々によって形成されたエゴセントリック（自分を中心とする）なネットワーク」と定義される（Higgins & Kram, 2001, p. 268）。

この定義で着目すべき点は3つある。まずDNでは、メンターとプロテジェといった垂直的な2者関係だけでなく、発達を支援する複数の多様な人々との人間関係を同時に見ようとする。そこには自分（プロテジェ）とは異なる組織に所属する他者との人間関係も視野に含まれる。

次にDNは、プロテジェ自身の主観的認識によって成り立っている。したがって、たとえ直属上司あるいはフォーマルに割り当てられたメンターであっても、また、その人々に「支援しよう」という意図があるとしても、プロテジェ本人が「支援が提供されている」と認識しなければ、DNを構成する人物にはならない。

さらに、支援する側が年長であることや経験豊かであることを前提としていない点にもDNの特徴がある。だからこそ、インフォーマルなものを含む関係性の多様さを認めることになる。

働く人々のキャリア形成が、直属上司やフォーマルなメンターに限らず多種多様な人々の影響を常に

受けているという事実は、時代や社会の変化を超えて疑いの余地はないだろう。直属上司やメンターとの垂直的な関係性は組織に働く者としては非常に重要なものであることに間違いはないが、個人のキャリア形成を促進する関係性はそれだけではない。現実には、フォーマルなメンター役の人に若手社員の育成を過度に期待すれば、その物理的・精神的負担が集中し、メンター側の成長を阻害するという事象も起こり得る。ゆえに、キャリア形成を支援する人間関係をインフォーマルなものも含めて多角的に見るという視点は、理に適っていると言えよう。

2. DNの特性

このようなDNを実証的な研究の対象とするためには、まず操作的な定義をしておく必要がある。ここでは、DNの構造および機能の2つの特性から整理しておこう。

（1）DNの構造特性に関する概念

DN研究においては、ネットワークの「大きさ」と「関係性（つながり）の強さ」の2つが、DNの構造特性を把握するための概念として用いられる。

本稿では、DNの大きさを捉える概念としては、社会的ネットワークの大きさを示す指標として用いられる「人数」と「領域多様性」を、DN内の人物との関係性（つながり）の強さを捉える概念としては、「やり取りの頻度」を用いる。

① 人数（大きさ）

自分自身の成長にとって良い影響を与えた（主観的に）思われる周囲の人物は何人いるか、これが個人のDNの人数となる。

なお、DNの人数が多いほど、DNで提供される機能の量（機能提供量）や種類の多様性（機能多様性）が増す可能性が高くなると予測される。

② 領域多様性（大きさ）

DNの大きさを示すもう1つの指標は、DNに含まれる人物の社会的システムの範囲（領域）の広さ（多様性）である。

Higgins & Kram（2001）では、DNの範囲を、「対象となる人との関係性が生まれた社会システムの数。たとえば、会社、学校、コミュニティ、専門的協会など」（p. 269）としている。すなわち、すべて

の関係性が同一の社会システムから生じている場合には多様性が低く、逆に関係性が多くの異なる社会システムから生じている場合には多様性が高いといえる。そして、多様性が増すほど、提供される情報や学習資源の同質性が軽減されると考えられる。

なお、ネットワークの構造的多様性を示すもう一つの指標として密度（ネットワーク内の人物の相互のつながり合いの程度）があるが、これについては、DN 研究では用いなくてよいと筆者は考えている。なぜなら、「エゴセントリック（自分を中心とする）なネットワーク」とあるとおり、そもそも DN の定義では、DN 内の人物相互の関係性をそれほど重視していないと考えるからである。また、DN 内全ての人物の相互のつながり合いを正確に把握することは方法論的に困難である。

さて、実際の調査においては、複数部門から成る企業などの組織の内部をフィールドとして、そこに所属する個人の DN の構造を把握しようとするところもある。その場合には、DN に含まれる人物のうち、他部門に属する人数が占める比率を DN の領域多様性として用いてもよい。つまり、所属部門を企業内の社会システムと捉え、他部門に属する人物が多いほど、その人の DN の領域多様性が高くなり、得られる情報や学習資源の質が多様になると考える。

③ やり取りの頻度（つながりの強さ）

Higgins & Kram (2001) は、DN 内の人物との関係性の「強さ」とは、「感情」、「相互依存性」、「コミュニケーション頻度」の3つの概念からなるとしている。

このうち感情について言えば、職場には、親しくなくとも重要な機能や支援を豊富に提供してくれる他者も存在するだろう。

また相互依存性については、それが高くなれば DN で提供される機能の量および質（種類）が充実する可能性もあるが、DN 内の経験豊かな人物に一方的に依存する（＝相互依存性は低い）未熟な個人が豊富な機能を提供される場合も多いだろう。

以上の点から、感情および相互依存性は、DN の構造特性の分析に用いるのは相応しくないだろう。そこで筆者は、DN に含まれる人物との「コミュニケーション頻度」に近似した「やりとり（交流）の頻度」を関係性の強さの指標とすべきだと考える。

すなわち、DN で提供される機能の量や質（種類）は、やり取りの頻度から直接的に影響を受け易いと考えられるので、やり取りの頻度が高い DN であるほど、量的にも質的にも豊富な機能が提供されると期待できる。

実際に筆者がこれまでにやってきた質問紙調査では、前述の①で挙げられた自分自身の成長にとって良い影響を与えた（主観的に）と思われる周囲の人物それぞれと、普段どれくらいの頻度でやり取りを行っているかを、以下の基準で点数化して問うている。つまり、1ヶ月に1回以下は1点、1ヶ月に2～3回程度は2点、1週間に2～3回程度は3点、1日に2～3回程度は4点、1日に何回もの場合は5点、といった具合である。DN 全体のつながりの強さは、それぞれの人物について回答された数値の平均としている。

（2）DN の機能特性に関する概念

① DN で提供される機能の種類（機能多様性）

DN で提供される機能特性は、メンタリングの機能に準じており、大きく「キャリア的機能」と「心理・社会的機能」に類別される。

ところで、平野（1999）および金井（2002）にしたがえば、キャリア発達は、今までの経験で分化してきたキャリアから自分なりに何らかのパターンを見つけだし、共通するテーマに意味づけ、様々な経験の束を見出された意味のもとに統合することにより生じる。統合はそれまで歩んできた幾重にも分化したキャリアを回顧的にふり返り、そこに肯定的な価値を見だし意味づけ、その上で未来への発展を内在させつつ、将来を展望することによって可能になる。つまり、①様々な成長の機会を経験すること（以下、経験）、②それらの経験を内省すること（以下、内省）、③将来を展望（以下、展望）することという一連のプロセスが、キャリア形成に必要なと言える。

このような観点から、表1で示した DN の機能を分類してみよう。これは、Kram (1985) を参考にしつつ、後述する坂本（2017）の定性的研究の結果から導き出され、坂本（2018）の定量的研究での質問紙調査で用いられたものである。

まず、「挑戦的課題の割り当て」や「委任」はもち

表1 DNの機能特性に関する概念

	機能	定義
キャリア的機能	基本的指導	全般的な仕事の進め方や、組織の人間や技能職としての基本的な考え方の指導を受けた。
	技術的指導	具体的な作業の手順や方法の一つ一つ丁寧に手ほどきを受けた。
	挑戦的課題の割り当て	今までにやったことがないような難しい仕事や、大きな責任がある仕事を割り当てられた。
	保護	失敗しても責任をかわりに取ってくれた。
	委任	能力や成長度合いに応じて、仕事を任せられた。
	ネットワークづくり	部署外の重要な人物とのつながりをつくってくれた。
	役割モデル	手本となる技能を示されたり、組織の人間や技能職としての模範を示されたりした。
心理・社会的機能	相談	仕事やプライベートのことなど、何でも気軽に自分が気になっていることを聞いてもらった。
	交友	食事や趣味を共にするなど、インフォーマルな関係を一緒に楽しんでもらった。
	ライバル	技能の向上を競い合い、高めあった。
	見守り	何気ない心配りや声掛けをされ、常に関心を示された。
	成長の確認	その人を見ると過去の自分の姿を想起され、これまでの成長と今後の課題が実感できた。

ろんのこと、「ネットワークづくり」によって多様な人物との接触が増えることも、「経験」に含めて良いだろう。

次に、心理・社会的機能に含まれる「相談」や「成長の確認」についてはもちろんのこと、キャリア的機能の「基本的指導」や「技術的指導」についても、自身の行動やスキルに対するフィードバックを他者から得られるという点で「内省」につながる。「ライバル」の存在も、自身を他者と相対化するという点で内省を促す面があると言えよう。

最後に、「役割モデル」の存在は今後の目標や将来の「展望」を考える上でとても重要である。「相談」は内省を促すと同時に、展望を考える機会を提供することもあるだろう。

残る「保護」、「交友」、「見守り」の3つは、他の機能が安心して提供されやすくなる土壌づくりとしての役割があると思われる。

以上から、ここで定義されているDNの機能に関する12個の概念は、キャリア発達を促進する上で必要な機能を網羅していると考えてよい。

なお、実際に実施された調査では、合せて何種類の機能が、DN全体から提供されたかをケース（個人）ごとに算出し、DNで提供された機能の種類の多様性（機能多様性）としている。

② DNで提供される機能の量

質問紙を用いた調査では、DNの12種類の機能が、前項2.（1）の①で挙げられた自分自身の成長にとって良い影響を与えた人物それぞれから、提供を受けたと感じる程度を4段階のリッカート尺度

（1. あてはまらない、2. どちらかといえばあてはまらない、3. どちらかといえばあてはまる、4. あてはまる）で回答させている。

回答された数値をそれぞれの機能ごとに積算したうえで、12種類の機能の平均値を算出する。たとえば、DNが3人から構成されているケースを考えてみる。「基本的指導」の提供が、1人目からは「4. あてはまる」、2人目からは「3. どちらかといえばあてはまる」、3人目からは「2. どちらかといえばあてはまらない」だったとすると、この機能のDN全体での提供量は「 $4 + 3 + 2 = 9$ 」となる。「技術的指導」以下の11の機能についても同様に計算した後、12種の機能全体の平均値を算出する。DNで提供された機能の量を客観的に捉えることは難しいため、この数値をDN全体で提供された機能の提供量を示す指標としている。つまり、この数値が高いほど、より多くの量の機能が提供されるDNであると考えてるのである。

3. DNはマネジメントできるのか

さて筆者はこれまで、キャリア初期にある若い人々の育成に有効な職場のDNを、企業などの経営組織がマネジメントすることはできるのかという問いを立てて、調査・研究を行ってきた。このような問いを明らかにするためには、DNがどのようなプロセスで形成されるのか、とくに組織的要因の影響について知っておく必要がある。

一般に日本企業では、新規に採用した学卒者に対して、自社で職業教育を行って育成する点が大きな

特徴の1つであると言われている。それは、職場において日常的な仕事を通じて行われるトレーニングである OJT (On the Job Training) と、職場から離れて行われる Off-JT (Off the Job Training) という2つの柱によって、高い成果をあげてきた。このうち、正社員の育成に関しては、OJT を重視する企業が多い。たとえば、厚生労働省の「令和5年度能力開発基本調査」によると、正社員の能力開発の方法として、OJT を重視またはそれに近いと回答している企業が78.5%であるのに対して、Off-JT を重視またはそれに近いと回答している企業が21.1%である。また、同じ調査によると、計画的な OJT が新入社員に対して実施されている事業所の比率は、全体の半数程度(51.5%)であった。言い換えれば、およそ半数弱の事業所は新入社員に対して計画的な OJT を実施していないということになる。

こうした職場の OJT に関する研究は意外に多くはないが、いくつかの研究でその実態が浮き彫りにされている。まず、中小企業の人材育成に関する研究の一環として、ある工作機械メーカーを調査した小池(1981)は、新入社員の育成について「はじめ2,3日は先輩の作業をじっと見つめることから出発するのだ。班長が指導するのみならず、となりの先輩が熱心に教える。この点はわが国の持ち味を生かしている」(p. 64、下線部は筆者)と述べている。このように、新規卒業者である若手従業員の育成に対して、職場の上司以外のインフォーマルな人間関係による指導も一定の貢献をしていることは、日本企業で働いた経験のある多くの人が直感的に理解できることだろう。

次に、中堅・中小製造企業の技術者育成について調査を行った川喜多(2008)は、OJT の重要性を指摘するのみならず、インフォーマルな関係性を通じた OJT が実際にはしばしば偶然任せで行われており、その成功は先輩が自分の仕事の時間を割いて効果的な指導を行うかどうかしだいであるという指摘を行っている。つまり、インフォーマルな関係性の影響が大きいにもかかわらず、そのマネジメントは運や個人任せで行われているにすぎないということができる。

とはいえ、現実の職場の人間関係は様々な要因が複雑に関係しており、実際にマネジメントの対象と

なり得るのかという疑問は簡単には払拭できない。

このような疑問に対しては、ボストン大学の Hall, D. T. が示した「関係性アプローチ (relational approach)」という考え方が役に立つ。

Hall (2002) は、人間関係の質がお互いのキャリア発達を促進すると考え、職場で一緒に働く人々との人間関係は組織の中にある最も日常的に接しやすい「天然資源 (natural resources)」の1つであると考えている。さらに組織の役割は、関係性のブローカー、つまりキャリア形成に必要な人間関係や仕事を取りもったり、促進させたりすることにあると考える。言い換えれば、DN の形成は、企業の人事部門や直属上司による人間関係のマネジメントによって促進できると考えることが可能である。またそれは、大きな仕組みが無くても低コストでマネジメントできるという点で優れている。

もちろん、職場の人間関係を組織がマネジメントすることは、フォーマルな人材育成の仕組みを組織全体に構築することと同程度の困難を伴うだろう。だからと言ってそのマネジメントを放棄するのではなく、仮にマネジメントによる影響が部分的にしか及ばないとしても、何らかの方策を講じるべきだというのが筆者の基本的な考え方である。

ここで注意しておきたいのは、筆者が組織による DN のマネジメントの可能性を探るうえで、それを組織全体のレベルではなく職場レベルで考えようとする点である。つまり、Off-JT や計画的な OJT に代表される組織全体の制度ではなく、組織の中の天然資源すなわち職場に内在するインフォーマルな人間関係によって、キャリア初期にある企業の新入社員や若手従業員が教育や育成される側面に関心を抱いているからである。

さて、これまでに筆者が実施してきたいくつかの調査の結果からは、DN のマネジメントを可能にする要因として、①その人が従事する職務の特性(職務特性)と、②職場の上司のかかわり行動という2点を見出すに至っている(坂本・西尾 2013、坂本 2017、2018、2020、2022、2023)¹。

次章からは、これらの調査結果を概観し、DN のマネジメント可能性について論じていく。

4. 職務特性が DN に与える影響

まず本章では、著者が2012年から2016年にかけて、中国地方の中規模造船業2社（A社・B社）²に勤務する若手従業員を対象に行った調査結果を基に、職務特性がDNの形成に与える影響について論じる。

（1）造船企業2社での調査結果の概要

一連の定性的および定量的調査では、DNの構造特性（DNに含まれる人数およびDNに含まれる人々とのつながりの強さ）に対しては、機能を受ける側の個人が従事する職務特性が、一定の影響力を有していることが分かった（坂本 2017, 2018）。つまり、個人がどのような特性を持つ職務に従事しているかによって、DNの構造は異なってくるということである。

具体例をあげよう。造船企業A社（修繕專業）およびB社（新造船と修繕の兼業）には、既存の船舶の修繕を行う技能職が勤務している。船舶修繕業では、顧客の船舶がドック入りした後でない具体的な修繕内容が分からないことが多く、同時にその作業内容は非常に多岐にわたる（タスク多様性が高い）。このため若手従業員は、複数の上司や先輩から技能を学ぶ必要性が高く、DNの人数が増えやすい傾向を有する。また、修繕作業に決まった方法はなく、状況に応じた作業班内での意見の出し合いによって問題を解決する場面が多い（相互依存性が高い）。このため、若手従業員と周囲の人物とのつながりは強くなる傾向を有している。

さらに、タスク多様性や相互依存性といった職務

特性がDNの構造特性（人数・つながりの強さ）に影響を及ぼし、さらにこれらDNの構造特性がその機能特性（提供される機能の量・種類の多様性）に影響を及ぼすという因果関係の連鎖も、多変量解析の結果から確認することができた（図1）。

加えて、組織要因である職務特性が結果的にDNの機能特性に対して与える総合効果は、個人の発達度合いや性格といった心理的要因と比べて大きいことも明らかとなった。

（2）個人のキャリア結果に対する影響

これらの調査ではさらに、DNで提供された機能の量が、個人の主観的なキャリア結果に対して、どのように影響するのかについても検討された。その結果、提供された機能の量が個人の成長実感をもたらし、それがキャリア形成に対する基本的な意欲（キャリア・モチベーション）が高まり、結果的に昇進や勤続という組織内での具体的なキャリアの展望や目標（組織内キャリア目標）に対する志向性が高まるという事実も確認できた（坂本 2020）。

このように、組織内での具体的なキャリアの展望や目標を個人が持つことこそが、組織にとっては重要な成果といえるだろう。さらに言えば、昇進希望および勤続希望という2つの志向性は、個人の主観的側面が強い成長実感やキャリア・モチベーションとは異なり、個人に対する組織からのニーズとの調和を条件とする点において、とくに有益な指標である。DNのマネジメントがこれらの志向性を結果的に高めることができるのであれば、それは人材マネ

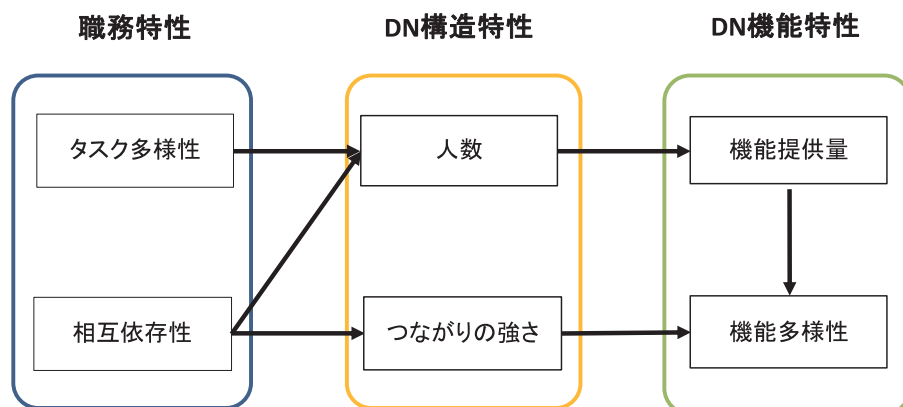


図1 職務特性、DNの構造特性および機能特性に関する因果関係のモデル

ジメントの一環として行われても良いということになるだろう。

以上のように、タスク多様性および相互依存性といった職務特性が、DNの形成に一定の影響力を有していることを確認することができた。そしてこれらの職務特性は、職場レベルでマネジメントできる可能性が高いと考えられる。したがって、職場の中で仕事のあり方を設計しなおすことによって、充実したDNを形づくることのできる可能性がある。

（３）職務特性の整理：チームワークの視点から

ここであらためて、２つの調査で用いた職務特性の概念について整理しておきたい。

まず、表２で示された職務特性の概念は、Ａ社およびＢ社において実施された第１次の探索的な定性的調査で見出された概念に、第２次の仮説検証的な定量的調査の実施時に３つの概念を加えたものである。

これらは、日本企業の作業組織においてその特徴が確認されることが多い「チームワーク^３」の特性と重なる部分が多い。そこで、チーム作業方式そのものの一般的特徴および日本企業のチーム作業方式について詳細な検討を行った森田（２００８）にしたがって、この点について確認してみたい。

まず、「作業内容の多様さ」および「知識・技術の多様さ」は、言うまでもなく森田（２００８）の言う「多能工化」と近似している。多能工化とは、チームにおいて「各人が複数の職務を遂行できるような知識や技能を身につける」（森田，２００８，p. 101）ことである。

次に「集団的問題解決」については、問題解決の主体性が現場に移譲されているという点で、森田（２００８）の言う「縦の自律性」に当たると考えられる。この「縦の自律性」とは、「チームそのものがあるいはチームメンバーが、意思決定プロセスに参画できたり、改善案を提案する権限が認められていたりするなど、全体組織との関係において何らかの自己裁量を発揮できる」（森田，２００８，p. 80）状態を示している。

このように、Ａ社およびＢ社における探索的調査で確認された３つの職務特性に関する概念は、いずれもチームワークの特徴を示すものであるということが分かる。

さらに、Ａ社およびＢ社で実施された第２次の仮説検証的な定量的調査では、チームワークをよりの確に捉えるため、森田（２００８）を参考にして構成概念を追加している。具体的には、「職場内での目標共有」、「作業者の自律性」、「相互援助」の３つである（表２で網掛けをしている部分）。

まず、職場内での目標共有は、森田（２００８）の言う「１チーム１タスクの原則」に対応する。１チーム１タスクの原則とは、「チームに課された１つの仕事全体をチーム全員で責任を持つ」というものであり、「チームに課された１つの仕事全体をさらに各構成メンバーに割り当て、個々の職務領域を問う」（p. 53）という「１人１職務の原則」とは対照的である。そして、「集団の中での職務の配分の仕方や職務遂行方法は特段に問題としないという立場」（p. 95）が取られる。

この１チーム１タスクの原則が具現化されるため

表２ 職務特性に関する概念

カテゴリー	概念	定義	森田（２００８）で対応する概念
タスク多様性	作業内容の多様さ	作業に必要な作業内容が多様である。	「多能工化」
	知識・技術の多様さ	作業に求められる知識や技術が多様である。	
相互依存性	集団的問題解決	職場のメンバー（上司や先輩も含む）と一緒にって意見を出し合い問題を解決する。	「縦の自律性」
	相互援助	困っていることやわからないことが生じたとき、職場のメンバーどうして助けあう。	「相互援助」
	職場内での目標共有	職場で目標がよく共有されている。	「１チーム１タスク」
集団内自律	作業者の自律性	作業内容を自分自身で考える。	「横の自律性」
	単独作業の多さ	チーム（複数）ではなく単独（１人）で行う作業が多い。	「横の自律性」

注）網掛けの概念は、森田（２００８）を参考に追加したもの。

には、チーム内での目標共有は必須である。チームメンバーが目標を共有しているからこそ、チームに課された仕事に対する責任をメンバー全体で引き受けようとするのである。

次に、作業者の自律性は、森田（2008）の「横の自律性」に相当すると考えられる。横の自律性とは、チームの境界を越えて全体組織の階層の中で垂直的に発揮される自律性を「縦の自律性」と呼ぶのに対して、チーム内部で互いに水平的に発揮される自律性を表わしている。横の自律性、つまり作業遂行上の意思決定について個人の自己裁量が与えられることは、一見するとメンバーがバラバラになりチームワークと矛盾するように感じられる。しかし、森田（2008）では、個人が自己裁量を発揮できることによって、1つのチームとしての職場が環境変化に柔軟に対応することができると考えられている。もし、横の自律性が低ければ、個人は環境の変化に対して逐一周回の誰かの判断を待たねばならない。そのような他者に依存的な個人から構成されているチームは、結果的に全体としても自律的な意思決定ができない（縦の自律性が軽減される）ことになるだろう。

最後に相互援助については言うまでもないが、森田（2008）でも、作業組織がチームとして機能していくための条件の一つとして考えられている。

以上のように、造船企業2社での探索的な定性的調査で確認された4つの概念に、3つの概念を追加することによって職務特性を示す概念は計7つとなった。総じて言えば、基本的には一人一人が自律・独立しているが、必要があれば協力して問題解決したり、互いに助け合ったりしている集団というイメージだろう。

そして、これらの職務特性は、理論的にはさらに3つのカテゴリーに分類されると考えられる。まず、「作業内容の多様さ」は「知識・技術の多様さ」に必然的につながるので、「タスク多様性」という1つのカテゴリーに集約されると考えられる。

次に、「集団的問題解決」、「相互援助」、「職場内での目標共有」の3つの概念については、職場集団（チーム）のメンバーが互いに依存しながら仕事を進めることを示しているので、「相互依存性」というカテゴリーに集約されると考えられる。なお、こ

でいう相互依存性とは、与えられた仕事をこなすために職場のメンバーが互いに依存しあう程度を意味する（Kiggundu, 1983）。ただし、組織構造や技術によって規定される客観的な仕事の相互依存性ではなく、当事者が認識する主観的な意味での相互依存性である。なお、目標共有はチーム内での相互依存の状態そのものを表わしている訳ではないが、それが実現するための必須の条件であると考えられるため、このカテゴリーに含める。

最後に、「作業者の自律性」および「単独作業の多さ」は、職場内の作業集団（チーム）に所属しながらも個々に自律して作業する特性を示すと考えられるので、「集団内自律」という1つのカテゴリーに集約できると考えられる。

前章で述べたとおり、以上の3つのカテゴリーのうち、「タスク多様性」と「相互依存性」の2つの職務特性がDNの構造特性（人数・つながりの強さ）に影響を及ぼし、さらにDNの構造特性がその機能特性（提供される機能の量・種類の多様性）に影響を及ぼすという因果関係の連鎖が確認されている。

すなわち、これらチームワークの性質を有する2つの職務特性が職場に積極的に導入されることで、個人の成長を促すDNの形成が期待できることになる。では具体的にどのようにすれば良いのか、については第6章および第7章で論じる。

5. 上司のかかわり行動がDNに与える影響

（1）造船企業2社での調査結果

前章の造船企業2社での定量的調査の結果（坂本、2018）からは、職務特性や個人の性格以外の隠れた要因が、DNの人数および強さに対して同時に影響している可能性も見出された。

この隠れた要因の1つの候補として、直属上司の部下への関わり行動が挙げられる。たとえば、A社で調査対象者となった若手従業員の上司層を対象とした補完的なインタビュー調査では、他部署の人との交流の場を設けたり、同期入社の人が助け合うように促したりといったように、部下のDNを広げる方向に働きかける直属上司の行動が確認されている（坂本、2020）。

(2) 製造業 X 社および人材ビジネス D 社での調査結果

造船企業での調査より前に、中京地区にある別の製造業 X 社で試行的に実施した定性的調査でも、直属上司が意図的に外部の人間と接触できる機会を部下に提供したり、積極的に部下に仕事を任せたりという行動に努めると、部下は部署外に学習機会を得ることが可能となり、社外まで DN を拡充するという事例が認められていた（坂本・西尾，2013）。ただし、研究開発部門のように職務特性に新規性があることや部下の自律的意識が高いことが条件であることも示唆された。つまり、上司の関わり行動が、職務特性や部下の特性に適合的であれば、DN の拡大に寄与する可能性が示唆されたといえるのである。

さらに、人材ビジネス D 社の 3 名の新入社員に対する定性的調査では、DN の領域が拡張しやすいと考えられる条件（＝職務に求められる知識・スキルの特殊性が低く、かつまた同様の知識・スキルを要する職務を有する部署外や組織外の人々が近隣に豊富に存在すると考えられる状況）において、新入社員の DN が部署外や組織外に拡張することに対して、直属上司の関わり行動がどのように影響しているのかを探っている（坂本、2023）。

インタビューから得られた質的データを分析したところ、直属上司による以下の 2 つの行動が、DN の拡張にネガティブな影響を及ぼしていることが明らかになった。

- ① 緊密かつ緊張的な 2 者関係を促す関わり行動（直属上司から承認されたいという新入社員の欲求を媒介して）
- ② 委任と早期の自立を促す関わり行動（直属上司からの期待に応じて自立しようという新入社員の欲求を媒介して）

このように、直属上司の関わり行動が、部下個人の自立や承認の欲求を媒介しながら、DN の領域拡張（領域の多様化）にネガティブに作用している事例が見出されたのである。①については、直属上司との 2 者関係が緊密であることが DN の拡張に抑制的であることは理解しやすい。②については、直属上司の視点からすれば部下との緊密な関係性を弱めようとしているにもかかわらず、かえってそれを阻

害していると理解できる。これは、新入社員が上司の期待に自力で応えようとするあまり、周囲との関係性の構築が不十分になった結果だといえる。つまり、直属上司の関わり行動が DN の拡張にポジティブに影響するかどうかは、部下がどのような欲求を持っているかによって変わるということになる。

X 社での調査結果と合わせて考えると、直属上司の関わり行動によって DN の拡張を促すことは可能であるが、部下が従事する職務特性、および個々の特性や欲求を十分に考慮する必要があるということとなる。

6. 仕事のデザインはどうすれば良いか

以上の調査結果から得られる実践的含意は、DN のマネジメント可能性を、職務特性および直属上司の関わり行動という 2 つの要因を通じて示した点にある。これによって、人材育成に有効な職場の人間関係を、運ないし個人任せの状態からマネジメントの対象として捉えることが期待できるだろう。

まず職務特性については、タスク多様性や相互依存性、あるいはそれらを包含するチームワークという職務特性は、職場レベルのマネジメントによって設計できる可能性が高いと考えられる。タスク多様性に含まれるスキル多様性は、職務設計または職務再設計を通じて内的動機づけなどの成果を生み出すメカニズムを説明する「職務特性モデル⁴」（Hackman & Oldham, 1980）の中で、1 つの要因として取り上げられている。チームワークについても、たとえば Morita（2001）によって日本の製造企業のチーム作業方式が海外に移転されている事実を示したように、現場での実践を通じた学習可能性が高い。したがって、この 2 つの職務特性を職務設計によって強めることができれば、質・量ともに充実した DN の形成を促すことが期待できるだろう。

では具体的に、どのように職務のデザインを行えば良いのだろうか。これまでの研究結果をふまれば、職務の相互依存性を高めるように設計することによって、DN の人数と同時につながりの強さを増すようにも働きかけることができる。同時に、職務のタスク多様性を高めるように設計することによって、DN の人数を増すように働きかけることができる。結果的に、DN の人数が増加すると提供される

機能の量が増し、DN のつながりの強さが増加すると提供される機能の多様性が増すだろう（図1）。

他方で、DN の領域多様性に対しては、職務のタスク多様性ないし相互依存性が直接的に影響を与える可能性は認められず、結果的に DN で提供される機能の量および多様性のいずれに対しても作用しにくいと考えられるため、DN をマネジメントするうえでは積極的に考慮する必然性は高くない。つまり、キャリア初期においては、同一部門内の身近な（＝領域多様性が低い）関係性を基礎にした DN の量的かつ質的な充実を優先的に検討する方が妥当であると言える。

ところで、職務のデザインに関しては、留意しておくべき点がある。調査を行った中手の造船企業 A 社および B 社は、大手造船企業とは異なり顧客のニーズに対して柔軟に対応できる点に、企業としての強みを有している。したがって、造船業の中でも比較的流動性の高い経営を行っていると考えられ、職務特性の変動性は大手造船企業よりも高いと推測できる。職務の変動性が高い状況においては、タスク多様性や相互依存性といった職務特性がより多く求められるように作用するだろう。このような企業の職場では、タスク多様性や相互依存性を高める方向への職務設計は比較的容易であろう。

しかしたとえば、シリーズ船⁵事業を展開する大手造船企業の職場では、それほどまでには職務の変動性が高くはないと考えられるため、タスク多様性や相互依存性といった職務特性の水準は比較的低いかもしれない。果たして、そのような状況にある職場においても、職務設計によってチームワークやタスク多様性を高めることは可能であろうか。

他の多くの製造業でも同様に、全ての製造企業で変動性が高いわけではなく、自動化やマニュアル化が進んだ製造ラインの前で、従業員が単調な作業を繰り返すといった職場も多いだろう。そのような職場で、タスク多様性や相互依存性といった特性を持つ職務を設計することは可能なのだろうか。

一方で、タスク多様性や相互依存性といった職務特性は、変動性の影響を受けてはいるものの、それに完全に支配されているわけではなく、とくに職場レベルでのマネジメントによって変化させることが可能だとも考えられる。

たとえばトヨタに代表される自動車産業の場合、クルマに対する顧客のニーズは多様かつ変動性が高いものの、その製造現場での作業は本質的には単調な繰り返しであるうえ、作業の標準化や自動化などによって安定したシステムが実現されている（門田，1991、Adler, 1999）。しかし、そこに「QC（品質管理）サークル」のように従業員が主体的に参加する小集団での改善提案活動を導入することにより、集団的問題解決という職務特性の要素を増すことが可能だろう。また、絶え間ない改善活動を是とする企業文化の醸成を進めることによって、目標の共有化を促すことができる。加えて、作業者の周囲に組付工具や部品を配置したコンパクトな（一般的には U 字型の）生産ラインで 1 人の作業者が複数の加工作業を行う「セル生産方式」によって、従業員を多能工化することもできる。

さらに、このセル生産方式で行われる「1 個流し⁶」は、問題が起これると生産ライン全体が止まってしまうため、直ちに職場のメンバーで協力して問題を解決せざるを得ない状況を生む（Liker, 2004）。つまり、ロット生産方式では隠されてしまうかもしれない不具合を、1 個流しによって顕現化させることによって、職場全体で共有し集団的問題解決を促進することができるのである。わざと混乱を生み出すことによって意図的に変動性を高め、結果として相互依存性を強めているということさえできる。

このような職務設計によって、充実した DN が職場に形成されている可能性がある。そして結果的にトヨタ生産方式は、高い生産性や優れた人材の育成を実現してきた。したがって、根本的には職務の変動性が低い職場においても、職場レベルでのマネジメントによって多能工化やチームワークが促されることによって DN が形成され、結果的に高い生産性と人材育成を同時に実現される可能性はあると考えられる。

このように考えれば、もちろん当該企業のビジネス・モデルからの影響を完全に排除することはできないが、生産性と人材育成を同時に追求した職務特性のデザインを行うことは、他の多くの組織でも不可能ではないと思われる。ただし、実際にこのような職務設計を行うことは、理論的に考えるほど容易ではないだろう。一連の DN 研究の成果が実践的に

認知されるためには、今後この点に関する方向性を指し示す研究成果の蓄積が求められるだろう。

7. 職務特性を意識した配置

本稿で示した調査・研究の結果を活かすもう一つの方法は、育成対象となる若手従業員が従事する職務特性を意識した配置を行うことである。つまり、成長を促進したいと思える若手従業員を、意図的に相互依存性やタスク多様性の高い職務が求められる部署に配置するという方法である。

たとえば看護師の場合であれば、ER（救急外来）が、その候補になるかもしれない。坂本（2020）が2017年から2018年にかけて実施したC県立病院に勤務する入職10年目の看護師を対象とした定性的調査の結果では、ERに所属する看護師のDNの構造特性のうち人数に対してのみではあるが、タスク多様性および相互依存性が、それを増やすように作用した可能性が示唆された。

ERの職務は変動性が高いため、行うべき看護の手法とそこで求められる知識やスキルが多様である（知識・技術多様性）。同時に、搬送される患者の多様な状態（症例多様性）に合わせた的確な処置を事前に予測（予測準備）し、搬送後の実際の状況に合わせた臨機応変な処置を自律的（自己判断）かつ協力して考え実行する（集団解決・相互援助）必要がある。このようにタスク多様性や相互依存性が高い、さらに言えばチームワークの特性が強い職務特性の中では、ER内での人間関係は広がりやすく、DNの人数が増加しやすいと考えられる。

他方、阪神園芸株式会社（兵庫県西宮市）という企業では、阪神甲子園球場のグラウンド・キーピングを事業の一つとするが、その作業風景には若手従業員が目立つ。甲子園球場のグラウンド・キーピングは「神整備」と言われるほどに優れたものであるが、かつてのように限られたベテランや熟練した職人の手によるものではなく、いまや若手主体のチームワークで実現されている（金沢、2018）。しかし他方で、シニアやベテラン社員がこの企業に存在しないはずはなく（強引に退職勧奨するような企業でもない限り）、これらの人々は恐らく、都市緑化などの他の事業部門で活躍していると予想できる。

これについては、著者が実際に調査を行ったわけ

ではなく、あくまでも仮説の域を出ないが、天候などの変動性が高いがゆえにチームワークを要する甲子園球場の整備においては、若手従業員が仕事をしながらDNを通じて育成され、一定の技能レベルに達すれば、他の専門性を要する事業（ここでは恐らく、球場ほどにはチームワークを要しない）に配置されるという、人材開発のフローがあるのではないかと考えられる。

このように、相互依存性やタスク多様性といったチームワーク的な職務特性が強く、DNの充実が期待される職場にあえて若手従業員を配置して、育成を図る方が、それらの特性がない職場に新たな職務特性を導入するよりも近道であるかもしれない。

8. 職場の上司はどのように関わるべきか

先に述べた調査結果から示唆されたように、直属上司の関わり行動が、職務特性や部下の個性に適合的であれば、DNの拡大に寄与する可能性がある。

したがって、まず直属上司は自らがマネジメントする職場で行われている職務の特性を把握する必要があるだろう。同時に、部下個人の特性も把握し、これらに適合的な関わり方を模索すべきである。

もちろん、直属上司が育成的視点を持って部下と関わり、DN形成を促進しようとする姿勢が前提条件である。しかしながら、造船企業での調査でも散見されたのだが、専横的な態度で部下に関わったりする上司が（いまだに）少なからず存在するのも事実であろう。そこまではないにしても、部署全体や自分自身の短期的な成果にばかり意識が奪われて、部下の育成にまで行き届かないという上司も存在するだろう。もしそうであるならば、短期的成果が重視される職務特性に問題があると言えるだろう。

また、直属上司の関わり方が非育成的になってしまふ別の理由として、自分自身が育成された手法を、職務や部下の特性を考慮せずに踏襲してしまう、つまり「被育成経験の再生産」とも言える現象があるだろう。

坂本・西尾（2013）のX社の調査では、かつて上司自身が被育成者として経験したことを基にして、現在の部下に対しても同じように関わってしまうという事例が見られた。たとえば、かつての自分の上司に育成されたという認識がない者は、現在の部下

に対して育成的に関わろうとしない、という事例である⁷。

造船企業 A 社の上司層の中には、このことを自覚し、積極的にコーチングなどの学習をしている者もみられた。この事例は、調査対象者が家族との対話から偶然に、部下との新たな関わり方の学習の必要性に気づいたのであったが、組織マネジメントの一環としては、上司層がふだんの部下との関わり行動を内省し、職務特性や部下の個人特性に応じた関わり行動を選択できるように、トレーニングの機会を提供することも考慮すべきであろう。

9. 終わりに～職業教育への示唆

本稿を締めくくるにあたって、著者はその専門家ではないため管見の限りではあるが、本誌の読者の多くが携わっておられる教育機関での職業教育に対して、これまでに示してきた DN 研究の知見から得られる示唆について述べたい。

職業教育は、特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てるために行われる。したがって、その教育を専門学校などで受ける学生は、自身が就くだろう職務の一般的な特性を、実際に就職する前に一定程度は知っておくことが可能である。たとえば病院の救急外来（ER）のように、タスク多様性や相互依存性が高い職務に従事することが予想（あるいは希望）されるのであれば、DN を広げることが比較的容易な状況で働くことが期待できるが、そうでない職務であれば、DN を拡充するための自身の積極的な行動がより強く求められることになる予想できる。この点は、大学などで教養としての専門知識を学んだり、専ら学術的な研究を行ったりしている学生には無いアドバンテージだろう。

ただし注意すべきは、同じ職業であっても、前述のような生産方式や直属上司の関わり行動といった組織的要因によって、その職務特性の影響が DN に与える影響が異なるということである。この点について、個別の企業組織の状況を、教育機関において網羅的かつ詳細に教えることは難しい。しかしながら、企業によって様々な生産方式や管理方式があることや、上司によって様々な関わり方のスタイルがあること、さらにそれらには一定のパターンや類型

があることを学んでおくことによって、実際に働き始めた際に自身でそれらを見極めることを少しでも容易にすることはできるだろう。

もう一つ注意すべきは、社会にある多種多様な職業が有する職務特性について、必ずしも十分な分析が行われていないことである。たとえば、厚生労働省が提供している「職業情報提供サイト（日本版 O-NET）jobtag」には、どんな仕事か、その仕事に就業するにはどうすればいいか、労働条件の特徴などについては詳細な情報が掲載されているものの、本稿で取り上げた Hackman & Oldham, (1980) の「職務特性モデル」のような統一的なフレームワークによって分析された職務特性については提示されていない。かといって、膨大な種類の職業について、行政や研究者による職務特性の分析を待っているのは現実的ではない。したがって、現時点で職業教育を受ける学生ができることは、様々な職業の職務特性を自身で見極める力を養うことであり、教育機関はそれを支援するカリキュラムを提供することだろう。

注

- これらの調査においては、その趣旨および方法等を文書で説明した上で、調査協力者が属する組織の了解を得ている。また、調査協力者個人に対しては、質問紙への回答およびインタビュー調査への協力の依頼にあたって、調査目的を伝え、それ以外には一切もちいさないことや、人事評価に影響を与えることが全くないこと、上司層に開示されることはないこと、学会等での報告を行う際には回答者が特定されないように配慮することを文書に明記した。全ての調査対象者全員が、以上に同意のうえ調査に参加している。
- 調査時の従業員数は、A 社（船舶修繕専業）が約300人（2014年3月）、B 社（新造船建造・船舶修繕兼業）が約700人（2015年3月）であった。
- 本稿では関連する多くの先行研究にしたがって、「チーム作業」と「チームワーク」をとくに区別せず、同一の概念を表現していると考え。なお、森田（2008）によると、チーム作業とは、「チームメンバーに割り当てられた個々の業務や業務全体を指したり、メンバーがそれらの業務を遂行している状態」（p. 6）を表わす。
- 5つの基本的な職務特性が、従業員の中に3つの「臨界的心理状況（critical psychological states）」をつくり出し、その結果として高い内的動機づけや職務満足、仕事の業績の向上、欠勤や離職率の低下が生じるとされる。この5つの職務特性とは、①技能の多様性（skill variety）、②課業の一貫性（task identity）、③課業の有意義性（task significance）、

④自律性 (autonomy)、⑤フィードバック (feedback) である。そして、①スキル多様性と②課業の一貫性および③課業の有意義性が、3つの「臨界的心理状態」のうちの「仕事の有意義感」に作用し、④自律性が「責任感の認識」に作用し、⑤フィードバックが「仕事の把握感」に作用すると考えられている。

- 5 大型タンカーやLNG船など、規格化された船舶のこと。
- 6 材料から完成品に至るまで工程ラインに1個ずつ流していく生産方式。一定数のロットごとに製品を流していく生産方式とは対照的。
- 7 メンタリング研究では、Allen, Poteet & Burroughs (1997) や久村 (1999) などで、自分も過去にメンタリング経験を受けたことがあるメンターほど、メンタリング行動が多くなることが示されている。

引用文献

(欧文文献)

- Adler, P. S. (1999) "Building better bureaucracies." *Academy of Management Executive*, 13 (4), 36-47.
- Allen, T. D., Poteet, M. L. & Burroughs, S. M. (1997) "The mentor's perspective: a qualitative inquiry and future research agenda." *Journal of vocational behavior*, 51, 70-89.
- Hackman, J. R. & Oldham, G. R. (1980) *Work redesign*. Reading, MA: Addison-Wesley.
- Hall, D. T. (2002) *Careers in and out of organization*, Thousand Oaks, CA: Sage Publications, Inc.
- Higgins, M. C. & Kram, K. E. (2001) "Reconceptualizing mentoring at work: A developmental network perspective." *Academy of Management Review*, 26 (2), 264-288.
- Kiggundu, M. N. (1983) "Task interdependence and the theory of job design." *Academy of management review*, 6 (3), 499-508.
- Kram, K. E. (1985) *Mentoring at work*. Lanham, MD: University Press of America, Inc. (渡辺直登・伊藤知子訳『メンタリング ― 会社の中の発達支援関係』白桃書房 2003)
- Liker, J. K. (2004) *The Toyota way*. New-York: McGraw-Hill. (稲垣公夫訳『ザ・トヨタウェイ』日経 BP 2004)
- Morita, M. (2001) "Have the seeds of Japanese teamworking taken root abroad?" *New technology, work and employment*, 16 (3), 178-190.
- (邦文文献)
- 平野光俊 (1999) 『キャリア・ドメイン』千倉書房。
- 門田安弘 (1991) 『新トヨタシステム』講談社。
- 金井壽宏 (2002) 『働く人のためのキャリア・デザイン』PHP新書。
- 金沢健児 (2018) 『甲子園の神整備』毎日文庫。
- 川喜多喬 (2008) 『中小製造業の経営行動と人的資源 ― 事業展開を支える優れた人材群像』同友館。
- 久村恵子 (1999) 「経営組織におけるキャリア及び心理社会的支援行動に関する研究 ― メンタリング行動の影響要因に関する研究を通じて ―」『経営行動科学』第13巻第1号, 43-52。
- 小池和男 (1981) 『中小企業の熟練 ― 人材形成のしくみ』同文館。
- 厚生労働省 (2024) 「令和5年度能力開発基本調査」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/104-05b.pdf> (2025年3月1日閲覧)
- 森田雅也 (2008) 『チーム作業方式の展開』千倉書房。
- 坂本理郎・西尾久美子 (2013) 「キャリア初期の人間関係に関する研究 ― デベロップメンタル・ネットワークの視点から ―」『ビジネス実務論集』第31号, 1-10。
- 坂本理郎 (2017) 「キャリア初期のデベロップメンタル・ネットワークの特性とその影響要因に関する考察 ― 中規模造船企業の事例を通じた探求 ―」『人材育成研究』第13巻, 第1号, 3-19。
- 坂本理郎 (2018) 「キャリア初期のデベロップメンタル・ネットワークの特性に対する職務特性の影響」『日本労務学会誌』第19巻, 第1号, 6-25。
- 坂本理郎 (2020) 『人材育成と職場の人間関係 ― 人を育てる職場や仕事のデザイン』中央経済社。
- 坂本理郎 (2022) 「デベロップメンタル・ネットワークの先行要因に関する研究 ― 看護師の職務特性に着目して ―」『大手前大学論集』第21号, 87-115。
- 坂本理郎 (2023) 「新入社員のデベロップメンタル・ネットワークを拡張させる要因についての研究 ― 上司の関わり行動に着目して ―」『大手前大学論集』第22号, 87-115。

受付日：2025年5月1日

旧優生保護法に係る国家賠償請求事件

— 最高裁判所2024（令和6）年7月3日大法廷判決 —

梶 原 洋 生

日本社会事業大学

Lawsuits for state redress pertaining to the former Eugenic Protection Act

—A decision by the Grand Bench of the Supreme Court on July 3, 2024—

Kajiwara Yousei

Japan College of Social Work

Abstract : The so-called former Eugenic Protection Act in Japan, enacted in 1948, included a provision allowing forced sterilization of people with specific disorders and disabilities without their consent. The law was indeed applied to numerous people, resulting in sterilization surgery. In recent years, courts have given a series of rulings, declaring the former law unconstitutional, and these decisions have been drawing public attention in the country. Then, on July 3, 2024, the Grand Bench of the Supreme Court made a decision pertaining to the lawsuits for state redress: They also found the provision on surgery in the law unconstitutional. I examined this case for state redress using court documents while also reviewing some relevant literature.

Key Words : former Eugenic Protection Act, sterilization surgery, state redress, the Supreme Court

抄録 : 1948（昭和23）年に制定された日本のいわゆる旧優生保護法は、特定の疾患や障害を有する人々に対して、本人の同意なしに不妊手術を強制することが可能であるという条項を含んでいた。実際に、多くの人々に適用され、手術が実施されてきた。近年、この法律に対する違憲判決が立て続けに出て、社会に波紋が広がっている。そして2024（令和6）年7月3日に、係る国家賠償請求事件についての最高裁判所大法廷判決が出た。ここでも、同法の手術に関する規定が憲法に違反するとの判断が示されたのである。本件国家賠償請求事件の裁判資料を入手して整理したので、これを報告し若干の文献的考察を加えることとする。

キーワード : 旧優生保護法、不妊手術、国家賠償、最高裁判所

1. はじめに

日本で1948（昭和23）年に制定されたいわゆる旧優生保護法というのは、特定の疾患や障害を有する人々に対して、本人の同意なしにでも強制的に不妊手術を実施することが可能であるという条項を含んでいた¹⁾。そこで実際に、相当数の人々に適用され²⁾、手術がなされてきた³⁾。ところが、近年は、この法律に対する違憲判決が立て続けに出ているので

ある⁴⁾。その結果、社会に大きな動きがあったし、⁵⁾⁶⁾ 学界も実務も、論点を掲げてきた⁷⁾⁸⁾。そしてついに、係る国家賠償請求事件についての最高裁判所大法廷判決が出た⁹⁾。2024（令和6）年7月3日のことであり、ここでも、同法の手術に関する規定が憲法に違反するとの判断が示された。これは「令和5年（受）第1323号 国家賠償請求事件」であって、主文は「本件上告を棄却する。上告費用は

上告人の負担とする」とした。すなわち、「本件請求権が改正前民法724条後段の期間の経過により消滅したとはいえないとした原審の判断」は、「結論において是認することができる」というものであった。裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決がなされ、裁判官の各補足意見、意見が加えられた。筆者は、本件国家賠償請求事件の裁判資料を入手して整理したので¹⁰⁾、内容を報告し若干の文献的考察を加えることとしたい。

2. 争点

被上告人は、いわゆる旧優生保護法の規定に基づいて、不妊手術を受けたと主張した。そして、この規定は「憲法13条、14条1項等に違反しており、本件規定に係る国会議員の立法行為は違法であって、被上告人は上記不妊手術が行われたことによって精神的・肉体的苦痛を被った」などと主張して、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めた。被上告人の上告人に対する損害賠償請求権が、2017（平成29）年の法律第44号による改正前の民法（以下「改正前民法」という。）724条後段の期間の経過により消滅したか否かが争われた。

3. 事実関係

裁判所は、「原審の適法に確定した事実関係等の概要（公知の事実を含む。）」として以下のように述べた。

第一に、いわゆる旧優生保護法は、「昭和23年6月28日に成立し、同年7月13日に公布され、同年9月11日に施行された法律」であり、制定時にこの1条は、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする」としていたと述べた。2条1項は、優生手術を「生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術」とし、「命令をもって定める」ものをいうと定めてあり、3条1項は、「医師は、同項各号の一に該当する者（ただし、未成年者、精神病患者及び精神薄弱者を除く。）に対して、本人の同意及び配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）がある」ときは、「その同意を得て、優生手術を行うことができる」旨を定めていて、これに該当する者としては「①本人又は

配偶者が遺伝性精神変質症、遺伝性病的性格、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有しているもの（1号）、②本人又は配偶者の4親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神変質症、遺伝性病的性格、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有し、かつ子孫にこれが遺伝するおそれのあるもの（2号）、③本人又は配偶者がらい疾患にかかり、かつ子孫にこれが伝染するおそれのあるもの（3号）」等と定めていたと述べた。4条では「医師は、診断の結果、同法別表に掲げる疾患にかかっていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、都道府県優生保護委員会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる」と定め、5条から9条までに「同審査の手続等」について定めていたと述べた。10条は、「優生手術を行うことが適当である旨の決定に異議がないとき又はその決定若しくはこれに関する判決が確定したときは、都道府県優生保護委員会の指定した医師が優生手術を行う」旨を定め、同法別表は、「遺伝性精神病（1号）、遺伝性精神薄弱（2号）等の疾病や障害」を掲げていたとも述べた。

裁判所は同法について、「昭和24年法律第154号（同年6月1日施行）、同年法律第216号（同月24日施行）及び昭和27年法律第141号（同年5月27日施行。以下「昭和27年改正法」という。）により改正された」と述べた。「優生保護法3条1項1号及び2号が改められ、それぞれ、①本人若しくは配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇形を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの（1号）、②本人又は配偶者の4親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有しているもの（2号）」とされ、同法中の「都道府県優生保護委員会」が「都道府県優生保護審査会」に、同法4条中の「申請することができる」が「申請しなければならない」に改められ、「同法別表に掲げる疾病や障害の分類、名称等」が改められるなどしたと述べた。「昭和27年改正法による改正後の優生保護法」の12条において、医師は、「同法別表1号または2号に掲げる遺伝性のもの以外の精

神病又は精神薄弱にかかっている者」には、「精神衛生法（昭和25年法律第123号）20条又は21条に規定する保護義務者の同意があった場合には、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができ」たとし、改正後の優生保護法13条2項は、「優生手術を行うことが適当である旨の都道府県優生保護審査会の決定があったとき」は、医師は、「優生手術を行うことができ」と述べた。

第二に、裁判所は1953（昭和28）年6月12日に厚生事務次官の通知（「優生保護法の施行について」同日厚生省発衛第150号。以下、「昭和28年次官通知」という。）が各都道府県知事宛てに発出していた点を取り上げた。同通知には、「審査を要件とする優生手術について、本人の意見に反しても行うことができるものである」旨や、「この場合に許される強制の方法は、手術に当たって必要な最小限度のものでなければならないので、なるべく有形力の行使は慎まなければならないが、それぞれの具体的な場合に依拠しては、真にやむを得ない限度において身体の拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段を用いることも許される場合があると解しても差し支えない」旨等が記載されていたと述べた。そのうえで、1954（昭和29）年12月24日に、厚生省公衆衛生局庶務課長も、通知（「審査を要件とする優生手術の実施の推進について」同日衛庶第119号）を各都道府県衛生部長宛てに発出したと述べた。この通知の内容としては、「審査を要件とする優生手術」は、「当該年度における11月までの実施状況」をみると、「以前に提出願った実施計画を相当に下回る現状」だから「なお一層の努力をいただき計画どおり実施するように願いたい」と書かれてあったと述べた。1957（昭和32）年4月27日には、同局精神衛生課長が各都道府県衛生主管部（局）長に宛てて、「例年、優生手術の実施件数が予算上の件数を下回っている実情」だから「当該年度における優生手術の実施」は「実をあげられるようお願い」と通知したという。

第三に、裁判所は被上告人が「昭和16年生まれの男性」で、「精神科病院入院中の昭和35年頃に不妊手術を受けた」とし、この手術は、「優生保護法10条または13条2項のいずれかの規定（昭和27年改正法による改正後のもの）」に基づいたと述べた。

第四には、裁判所は先ず、「平成8年4月1日、らい予防法の廃止に関する法律（同年法律第28号）」が施行され、「同法により優生保護法3条1項3号の規定が削除された」とした。「平成8年9月26日、優生保護法の一部を改正する法律（同年法律第105号）が施行」されたとした。同法による優生保護法の改正で、同法の題名が「母体保護法」に、同法1条中「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに」が「不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めること等により」に改められ、同法3条1項1号、2号、4条から13条までの各規定が削除されるなどしたことを述べた。裁判所は次に、「厚生労働省の保管する資料によれば、昭和24年以降平成8年改正までの間に本件規定に基づいて不妊手術を受けたものの数は約2万5000人である」との指摘を述べた。

第五には、裁判所は先ず、「市民的及び政治的権利に関する国際規約に基づいて設置された人権委員会（以下「自由権規約委員会」という。）は、平成10年11月、日本政府の報告についての総括所見を採択した」と述べた。この総括所見において、「委員会は、障害を持つ女性の強制不妊の廃止を認識する一方、法律が強制不妊の対象となった人達の補償を受ける権利を規定していないことを遺憾に思い、必要な法的措置がとられることを勧告する」とした点に触れた。裁判所は、2001（平成13）年11月に日本弁護士連合会が公表した意見にも言及した。この意見は、「日本政府は、委員会から勧告を受けている優生保護法下の強制不妊手術の被害救済に取り組むべきであり、同法の下で強制的な不妊手術を受けた女性に対して、補償する措置を講ずべきである」というものであった。しかし、日本政府は、2006（平成18）年12月に自由権規約委員会に提出した報告でも、「優生保護法に基づき適法に行われた手術については、過去に遡って補償することは考えていない」との立場だったと指摘した。この報告についても、裁判所は次に、2007（平成19）年12月に日本弁護士連合会が、「国は、過去に発生した障害を持つ女性に対する強制不妊措置について、政府としての包括的な調査と補償を実施する計画を早急に明らかにすべきである」旨の意見を公表したと経緯を述べるに至った。自由権規約委員会が、2008（平成20）年10月・

2014（平成26）年8月に採択した各総括所見においてもまた、「日本政府は本件総括所見における勧告を実施すべきである」としたことを述べた。さらに2016（平成28）年3月には、女子に対する差別の撤廃に関する委員会が、日本政府の報告についての最終見解において、「優生保護法に基づく強制的な不妊手術を受けた全ての被害者に支援の手を差し伸べ、被害者が法的救済を受け、補償とリハビリテーションの措置の提供を受けられるようにするため、具体的な取組を行うことを勧告する」とした点に触れた。裁判所は総じて、「しかし、平成31年4月までの間、本件規定に基づいて不妊手術を受けた者に対し、補償の措置が講じられることはなかった」と断じた。

第六に裁判所は、2018（平成30）年5月17日、被上告人が本件訴えを提起したと述べた。上告人は、本件訴訟において、本件請求権は改正前民法724条後段の期間の経過により消滅した旨を主張したと述べた。

第七に裁判所は、2019（平成31）年4月24日、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立し、「一部の規定を除いて施行された」と言及した。同法は、前文で「旧優生保護法に基づき、あるいは同法の存在を背景として、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成8年に関係規定が削除されるまでの間において不妊手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきた」として、そのことに対し、「我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする」という点に触れた。裁判所は同法について、「3条において、国は、本件規定に基づいて不妊手術を受けた者を含む所定の者に対し、一時金を支給する旨を定め、4条において、一時金の額は320万円とする旨を定め、5条1項において、内閣総理大臣は、一時金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、一時金を支給する旨を定めている」と述べた。ただし、裁判所は他方で、同法は、「一時金の法的性格を明らかにしておらず、一時金の支給を受けるべき者が同一の事由について損害賠償その他の損害の填補を受けた場合の調整等についての定めも

設けていないなど、上告人に損害賠償責任があることを前提とはしていない」とも指摘した。

4. 裁判所による検討

さて、「本件請求権が改正前民法724条後段の期間の経過により消滅したとはいえないとした原審の判断」には、「同条後段の解釈の誤り及び判例違反」があるといえるのであろうか。これについては、「改正前民法724条後段の規定は、不法行為によって発生した損害賠償請求権の除斥期間を定めたものであり、同請求権は、除斥期間の経過により法律上当然に消滅するものと解されるが、同請求権が同条後段の除斥期間の経過により消滅したものとするのが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断することができると解するのが相当である（最高裁令和5年（受）第1319号同6年7月3日大法廷判決参照）」とされてきた。そこで、今回の最高裁判所大法廷は、以下のような検討を行ったのであった。

第一の検討は、本件請求権は、本件規定に基づいて不妊手術が行われたことを理由とする被上告人の上告人に対する国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求権だということについてである。この点、本件規定は、「憲法13条及び14条1項に違反するものであったというべき」であり、「国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白であったというべき」なので、「本件規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法1条1項の適用上、違法の評価を受けると解するのが相当である。」とした。

第二の検討は、本件の適用妥当性についてである。これは先ず、「改正前民法724条は、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図した規定であると解される」のであるが、「立法という国権行為、それも国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害することが明白」なものによって「国民が重大な被害を受けた」のならば、「法律関係を安定させることによって関係者の利益を保護すべき要請は大きく後退せざるを得ない」というべきであるし、「国会議員の立法行為という加害行為」の性質上は、「時の経過とともに証拠の散逸等によって当該行為の内容や

違法性の有無等についての加害者側の立証活動が困難になる」ともいえない。本件には、「同条の趣旨が妥当しない面があるというべき」とした。

そうして次に、上告人は、「憲法13条及び14条1項に違反する本件規定に基づいて、昭和23年から平成8年までの約48年もの超期間にわたり、国家の政策として、正当な理由に基づかずに特定の疾病や障害を有する者等を差別してこれらの者に重大な犠牲を求める施策を実施」してきたとした。上告人は、「その実施に当たり、審査を要件とする優生手術を行う際には身体の拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段を用いることも許される場合がある」旨の「昭和28年次官通知」を各都道府県知事宛てに発出するなどして、「優生手術を行うことを積極的に推進していた」と述べた。「施策が実施された結果」として、「少なくとも約2万5000人もの多数の者が本件規定に基づいて不妊手術を受け、これにより生殖能力を喪失するという重大な被害を受けるに至った」と述べた。「本件規定の立法行為に係る上告人の責任は極めて重大であるといわざるを得ない」と判断した。裁判所は、「法律は、国権の最高機関であって国の唯一の立法機関である国会が制定するものである」から、「法律の規定は憲法に適合しているとの推測を強く国民に与える」とし、「本件規定により行われる不妊手術の主たる対象者が特定の疾病や障害を有する者であり、その多くが権利行使について種々の制約のある立場にあったと考えられる」ので、「本件規定が削除されていない時期において、本件規定に基づいて不妊手術が行われたことにより損害を受けた者」について、「本件規定が憲法の規定に違反すると主張して上告人に対する国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求権を行使することを期待する」のは、「極めて困難」だったというのであった。本件規定は、「平成8年に全て削除されたものの、その後も、上告人が本件規定により行われた不妊手術は適法であるという立場をとり続けてきたことからすれば、上記の者に上記請求権の行使を期待するのが困難であることに変わりはないといえる。そして、被上告人について、本件請求権の速やかな行使を期待することができたと解すべき特別の事情があったこともうかがわれない」と断じた。裁判所は、「国会は、立法につき裁量権を有するものではある

が、本件では、国会の立法裁量権の行使によって国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な本件規定が設けられ、これにより多数の者が重大な被害を受けた」のであって、「公務員の不法行為により損害を受けた者が国又は公共団体にその賠償を求める権利について定める憲法17条の趣旨をも」踏まえると、「本件規定の問題性が認識されて平成8年に本件規定が削除された後、国会において、適切に立法裁量権を行使して速やかに補償の措置を講ずることが強く期待される状況にあったというべき」と主張した。しかしながら、「上告人は、その後も長期間にわたって、本件規定により行われた不妊手術は適法であり、補償はしないという立場をとり続け」、「本件訴えが提起された後の平成31年4月に一時金支給法が成立し、施行されたものの、その内容は、本件規定に基づいて不妊手術を受けた者を含む一定の者に対し、上告人の損害賠償責任を前提とすることなく、一時金320万円を支給する」ととどまるものだったとした。

第三に、上記を見れば、裁判所としては「本件請求権が改正前民法724条後段の除斥期間の経過により消滅したものとする」のは、「著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない」ので、「上告人が除斥期間の主張をすることは、信義則に反し、権利の濫用」で「許されない」と述べた。

5. 裁判所の結論

以上より、最高裁判所大法廷判決は、「本件請求権が改正前民法724条後段の期間の経過により消滅したとはいえないとした原審の判断は、結論において是認することができる」と結論付けた。併せて、「所論引用の判例のうち、最高裁昭和59年（オ）第1477号平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2209頁は、変更すべき」であり、「その余の判例は、いずれも本件に適切ではない」と述べ、「論旨は採用することができない」とした。今回の主文は裁判官全員一致だったが、裁判官二人の補足意見、裁判官一人の意見があった。例えば、改正前民法724条の立法趣旨への考察を深めるに期待するの意見、同条後段は「除斥期間」でなく「消滅時効」を定めるものと解すべきとの意見であった。

6. おわりに

これまでの高裁判決について、「流れを変えた法的論理」の観点等¹¹⁾で捉えながら、今回の最高裁判決について、内容を正確に把握することは肝要であろう¹²⁾。また、いわゆる旧優生保護法の強制不妊手術国賠訴訟としては、これによって「除斥期間に関する判例変更」に至るということも重要であろう¹³⁾。改正前民法724条後段の除斥期間に関しては、今後の議論の進展に期待するところである¹⁴⁾。

なお、職親等を含んでいた本件法制史の概貌にも、「家」の構図が見当たるといってよい¹⁵⁾。これら全体の道筋を、国と私人との隘路で通観する「日本の検証」は、引き続き求められる¹⁶⁾。

注

本報告については、直接関連する利益相反はない。法律の表記や業界の用語例等は、一連の史実の再現性を確保する研究の性質から判断して、原資料と同じ表現に留めることとした。1985（昭和60）年以前の動向等は、各省庁名を省庁再編前の名称で表記している。

謝辞

今回、国立女性教育会館で貴重な資料を閲覧させて頂きました。ご協力に感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

文献

- 1) 由井秀樹（2024）1950年代から60年代日本における家族計画と優生手術：優生保護法第3条に基づく優生手術、立命館人間科学研究、48、33-46
- 2) 由井秀樹（2024）優生保護法第4条に基づく強制不妊手術対象者の探索：1950年代北海道の保健所の事業からの検討、生命倫理、34（1）、86-95
- 3) 岡田靖雄（2024）優生保護法の時代を生きる：ある精神

科医の戦後史、六花出版

- 4) 山野目章夫（2023）旧優生保護法の事案における民法の除斥期間の適用関係、Law and practice（17）、63-82
- 5) 新里宏二（2023）優生保護法：被害の時効を超えるため、最高裁の壁を破る、消費者法ニュース、137、17-18
- 6) 相原健吾（2023）兵庫優生保護法被害国賠訴訟・大阪高裁逆転勝訴判決 [2023. 3. 23]、消費者法ニュース、137、61-62
- 7) 仮屋篤子（2024）旧優生保護法国家賠償請求訴訟と改正前民法724条後段の期間の性質：最高裁大法廷判決に向けて、名城法学、73（2-4）、131-146
- 8) 吉原秀（2024）旧優生保護法事件と憲法論との距離と連関に関する実務的一考察：控訴審逆転勝訴に至るまでの回顧とともに、判例時報、2585、5-12
- 9) 厚生福祉（2024）特集 強制不妊、国に賠償責任 除斥適用せず、原告全面勝訴：旧優生保護法は違憲：最高裁大法廷、厚生福祉、6908、6-9
- 10) 最高裁判所裁判例情報システム (https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1) 2025年5月6日アクセス
- 11) 安枝伸雄（2022）流れを変えた大阪・東京高裁判決の法的論理、賃金と社会保障、1807/1808、22-26
- 12) 笹沼弘志（2025）判例研究 差別的立法による非人道的な手術強制：優生保護法国賠最高裁大法廷判決（本号111頁）への道、[2024. 7. 3]、賃金と社会保障、1865・1866、32-40
- 13) 松本克美（2024）除斥期間に関する判例変更：旧優生保護法強制不妊手術国賠訴訟 最高裁2024（令和6）・7・3大法廷判決、法学セミナー、69（10）、34-39
- 14) 小笠原奈菜（2024）民法 旧優生保護法訴訟：改正前民法724条後段の除斥期間に対する例外 [最高裁令和6. 7. 3大法廷判決]、法学教室、530、107
- 15) 安井洋（1936）優生、1（1）、日本優生結婚普及会（東京市本郷区東京帝国大学医学部生理学教室内）
- 16) 梶原洋生（2023）旧優生保護法に係る控訴審判決：東京高裁2022（令和4）年3月11日、敬心・研究ジャーナル、7（1）、31-36

受付日：2025年5月10日

促通を主とした即時効果が実感できる 運動プログラムの効果

— 大学学園祭企画にて実施した腰痛予防・改善プログラムの実践報告 —

包 國 友 幸

早稲田大学非常勤講師

The effectiveness of an exercise program that has immediate effects, primarily facilitation

— A report on a program to prevent and improve back pain implemented at a university festival —

Kanekuni Tomoyuki

Waseda University Part-time Lecturer

要旨：促通を用いて即座に身体を動かしやすいなどの効果（即時効果）を実感することができる運動プログラムは1997年に開発された。本研究は2024年11月のA大学学園祭においての実践報告であり、目的はその運動プログラムの効果を検証することである。対象者はA大学学園祭腰痛予防・改善講座参加者の中から質問用紙の提出のあった男性15名、女性22名であった。質問紙による調査項目とその結果を以下に示した。（1）NRS調査では腰に対する主観的な感覚が運動後に有意に改善した（ $p<0.01$ ）、（2）対象者の年齢区分では40歳代と50歳代が最も多かった。（3）運動後の腰や体の感覚については「とてもすっきりした」が65%、「ややすっきりした」が30%、（4）運動プログラムを実施してどのように感じたかでは「大変良い」が68%、「良い」が27%、（5）自由記述では肯定的内容がほとんどであった。

キーワード：促通、即時効果、集団運動プログラム、腰痛予防・改善プログラム

1. 緒言

1997年に開発した運動プログラムは「筋力トレーニング」や筋の「ストレッチング」でもない運動、すなわち無意識レベルの動作においても協調性を持った働筋として機能するように動作の再学習を行い正しい動きを脳に入力する促通（Dorothy E. Voss 1997）¹⁾という現象に焦点をあてた。ある運動プログラムを実施する前よりも運動器の可動性や柔軟性の向上、運動の心理的效果による情緒の変化などにより運動実施後の方が、身体を動かしやすくなり「より元気になる」「より楽になる」など即時効果が実感・体感

できる運動プログラムである。

2. 目的

本研究は、開発した運動プログラム（以下：前記運動プログラム）をA大学学園祭の企画の講座の中で実施し、質問用紙に回答してもらう形式で効果を検証することを目的とした。

3. 研究方法

（1）運動プログラム

前記運動プログラムを1998年より展開し始め、

2000年10月に民間大手スポーツクラブ（以下大手フィットネスクラブ A）において全国展開したが、現在（2025年2月）においても数店舗において実施継続されている。

この運動プログラムは「機能活性プログラム」と命名されシリーズ化されており、現在まで様々な機関や組織において実施展開され、その有効性の検証・報告（包國 2012、2013、2014）²⁻⁴⁾を繰り返してきた。

運動プログラムの特徴として① proprioceptive neuromuscular facilitation（以下 PNF）のコンセプト・理論（S. S. Adler 2018）⁵⁾に基づいている、②一回の運動前・後で即座に動きやすさや柔軟性などの改善効果が自覚できる、③集団運動プログラムである（施術形式ではない、指導者が参加者に触れない）、④自分（セルフ）で肩・腰・膝をコンディショニングするアクティブ・セラピー・エクササイズである、⑤運動器具などの道具を必要としない、などがあげられる。

（2）促通パターン

理論・コンセプトの一つとして促通パターンがあげられるが、特徴として「対角・螺旋の動きであること」「集団運動（マスマーブメント）パターンであること」などがあげられる。促通パターン動作により集団としての筋が最も動員されるためにスポーツ動作（例えばフリークライミングの足趾・足関節・脚部の使い方や柔道投げ技時の軸足や技をかける方の足の動作）はこれに似通った動きになると説明されている（包國 2010）⁶⁾。

図1が図3の足関節：背屈－内反の動きを伴う下肢パート I 屈曲パターン（股関節：屈曲－内転－外旋）であり、図2が図4の足関節：底屈－外反を伴う下肢パート I 伸展（股関節：伸展－外転－内旋）である。

図5は図1の動きを膝関節を屈曲しながら行う動きであり、骨盤の前方挙上（図7）⇔図6は図2と同様に膝関節を伸展しながら行う動きであり、骨盤の後方下制（図8）を伴い特に骨盤の動きを意識しやすい動作である。

同じく、図9が図11の足関節：背屈－外反の動きを伴う下肢パート II 屈曲パターン（股関節：屈曲－

外転－内旋）であり、図10が図12の足関節：底屈－内反を伴う下肢パターン II 伸展（股関節：伸展－内転－外旋）である。

図13は図7の動きを膝関節を屈曲しながら行う動きであり、骨盤の後方挙上（図15）⇔図14は図10と同様に膝関節を伸展しながら行う動きであり、骨盤の前方下制（図16）を伴い特に骨盤の動きを意識しやすい動作である。

促通下肢パターンについての各関節：足趾・足関節・膝関節・股関節・骨盤の動きを図17に示した。図3⇔図4の足関節：背屈－内反⇔底屈－外反から先導されて下肢パターン I（図1⇔図2）（図5⇔図6）を行うと骨盤は前方挙上⇔後方下制（図7⇔図8）となり、足趾・足関節・膝関節・股関節・骨盤の動きがリンクする集団運動パターンとなる。

また図11⇔図12の足関節：背屈－外反⇔底屈－内反から先導されて下肢パターン II（図9⇔図10）（図13⇔図14）を行うと骨盤は後方挙上⇔前方下制（図15⇔図16）となり、足趾・足関節・膝関節・股関節・骨盤の動きがリンクする集団運動パターンとなる。

図7⇔図8が骨盤：前方挙上⇔後方下制であり骨盤周辺筋群の集団運動パターン（S.S.Adler 2018）⁵⁾（骨盤周囲筋が最も動員される動き）を成立させる。

また、図15⇔図16が骨盤：後方挙上⇔前方下制であり同様に骨版周辺筋群の集団運動パターン（骨盤周囲筋が最も動員される動き）を成立させる。

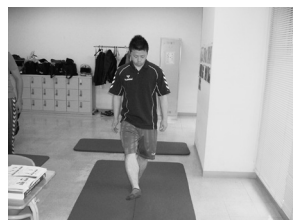


図1. 下肢パート I 屈曲



図2. 下肢パート I 伸展



図3. 足関節：背屈－内反



図4. 足関節：底屈－外反

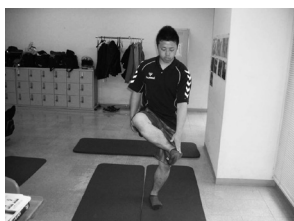


図 5. 下肢パートⅠ屈曲膝屈曲



図 6. 下肢パートⅠ伸展膝伸展



図 7. 骨盤の前方挙上



図 8. 骨盤の後方下制



図 9. 下肢パートⅡ屈曲



図 10. 下肢パートⅡ伸展



図 11. 足関節：背屈－外反

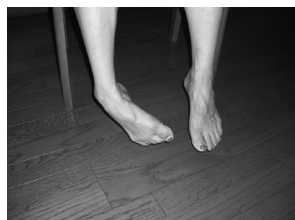


図 12. 足関節：底屈－内反

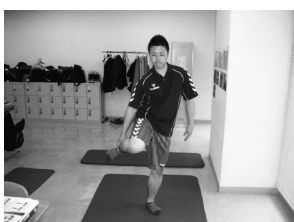


図 13. 下肢パートⅡ屈曲膝屈曲

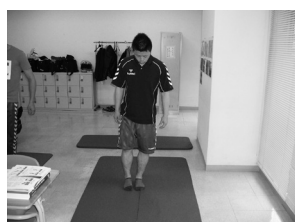


図 14. 下肢パートⅡ伸展膝伸展



図 15. 骨盤の後方挙上



図 16. 骨盤の後方下制

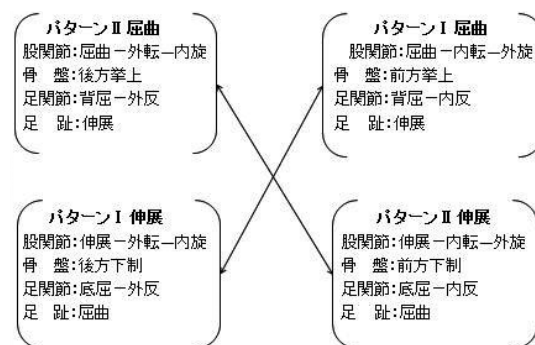


図 17. 下肢Ⅰ・Ⅱと骨盤帯パターン（包國 2010）⁶⁾

（3）A 大学学園祭の企画

筆者は2024年の秋に、『A 大学学園祭【みんなのストレッチ】A 大生に1 番人気がある授業！包國先生によるストレッチの授業を体験できます！腰・身体が軽くなり、世界が変わる驚きの体験をしてみませんか？』企画の講師として、前記腰プログラムを実施した。

筆者が行った腰プログラムは以下のように進められた。

講義では①実行委員挨拶、②自己紹介、③スタティックストレッチではなく促通についての簡単な説明と促通の反応を最大限にあげると手が勝手に動く動画を視聴、④腰痛や腰部・体幹筋の簡単な説明を行った。

実施した運動プログラムの具体的な内容は、

1) 運動前チェック：体幹の伸展・前屈・回旋・側屈、スクワット動作の動かしやすさ・柔軟性の確認をもらった。

2) 骨盤を動かしやすくする立位運動として以下を実施した。①立位にての下肢パターンⅠ：a) 膝を伸ばしたまま屈曲⇔伸展（図1⇔図2；以下動作を数回から十数回繰り返して実施）、b) 膝屈曲を伴って屈曲⇔伸展（図5⇔図6；）動作を実施した。

続いて②立位にての下肢パターンⅡ：c) 膝を伸ばしたまま屈曲⇔伸展（図9⇔図10；）動作を、d) 膝屈曲を伴って屈曲⇔伸展（図13⇔図14；）動作を実施した。

3) 立位にての骨盤前傾－後傾運動（ペルビックティルト）（図18・図19・図27）を練習した。

4) 主運動として二人一組（役割 A・B）を決めてもらい、一人のもの（A）が机の上に仰臥位になり骨盤の前傾⇔後傾運動（図20・図21）を丁寧に実施した。

もう一人 (B) が腰背部に手を入れて (マニュアルコンタクト) 骨盤前傾 (息を大きく吸いながら背筋を意識して) ⇔ 骨盤後傾 (息を大きく吐きながら腹筋群を意識して) 動作を交互に以下の3種類の強度で行った。①最初に (a) の膝関節を大きく屈曲 × 5 回 → ②次に (b) の膝関節を小さく屈曲 × 5 回 → ③最後に (c) の膝関節を伸展 × 5 回、を丁寧に実施した。5) 息を吐きながらお尻 (臀部) をあげるブリッチング (図22・図23) を行った。

6) 運動前チェックと同様の運動後チェック：体幹の伸展・前屈・回旋・側屈、スクワット動作のしやすさ・柔軟性の確認をしてもらうことを通して即時効果を体感してもらった。

その後、二人一組 (役割 A・B) の役割を交代してもらい同運動を実施し即時効果を体感してもらった。

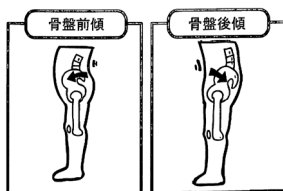


図18. 立位：骨盤前傾-後傾

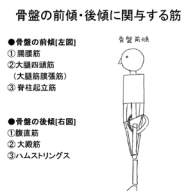


図19. 骨盤前傾-後傾で使われる筋

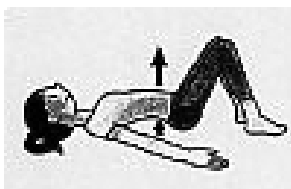


図20. 仰臥位：骨盤前傾

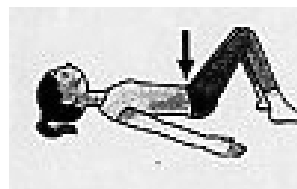


図21. 仰臥位：骨盤後傾

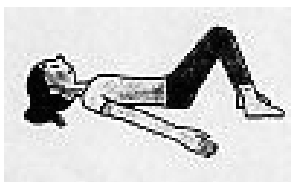


図22. ブリッチング始まり

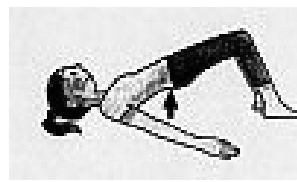


図23. ブリッチング終わり



図24. 運動前チェック：体幹の側屈



図25. 運動前チェック：体幹の回旋



図26. 運動前チェック：体幹の伸展



図27. 立位にての骨盤前傾⇔後傾



図28. 仰臥位骨盤：前傾⇔後傾のデモンストレーション



図29. 仰臥位ペルビックティルト①



図30. 仰臥位ペルビックティルト②



図31. 仰臥位ペルビックティルト③と一部チェック

(4) 調査対象

調査対象は、A大学学園祭「みんなのストレッチ」企画に参加し質問用紙の提出に賛同してもらい提出してもらったものであった。男性15人(40.5%)、女性22人(59.5%)であった。

(5) 調査日時

A大学学園祭企画の日程は、2024年11月2日(土)の13:00~14:00であり、場所はA大学3号館302号室であり、本調査は企画終了時に質問用紙に回答してもらった。

(6) 倫理的配慮

調査にあたっては対象者に口頭で、研究目的と内容、プライバシー保護、自主的な運動実施の中止などについて十分に説明し、同意を得たもののみに質問用紙を提出してもらった。

(7) 調査の項目

(a) 運動前調査

運動前調査として1)「数値評価スケール Numerical Rating Scale (以下 NRS) を実施した。

なお NRS は痛みや疲労などの自覚症状を他者と共有するための客観的な数値スケールであり(溝口 2011)⁷⁾、疼痛の評価以外に、めまいによるストレスの自覚強度の評価(五島 2010)⁸⁾や咬合感覚の評価(成田 2008)⁹⁾、などに用いられている。本研究では、運動プログラムを実施した対象者の運動前と運動後の腰の主観的な感覚を、図32に示した NRS の質問紙により調査した。

●運動前(A)と運動後(B)の腰の状態をおしえてください(数字に○)

運動前の腰の状態(A)

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
最高に良い 最悪

運動後の腰の状態(B)

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
最高に良い 最悪

★ご協力ありがとうございました★

図32. NRS の質問紙

(b) 運動後調査

運動後調査の項目を以下に記した。運動前と比較検討するための1) NRS 調査は運動後にも実施した。それに加えた調査項目として、2) 年齢区分、3) 性別、4) 運動プログラムを実施してどのように感じたか5) 運動後、腰または体の感覚についてどのように感じられたか、6) 自由記述(自由に記述してもらう欄を作成)を実施した。

4. 結果

(1) 数値評価スケール (NRS) の変化

講座終了時に提出してもらった質問用紙37名分のデータを解析対象とし、統計学的解析は、IBM SPSS Statistics 23を使用した。数値評価スケール (NRS) の結果を図33に示した。運動前の平均値は 5.83 ± 2.17 、運動後の平均値は 2.62 ± 2.56 であり Wilcoxon signed-rank test を行った結果、有意な差が認められた ($p < 0.01$)。

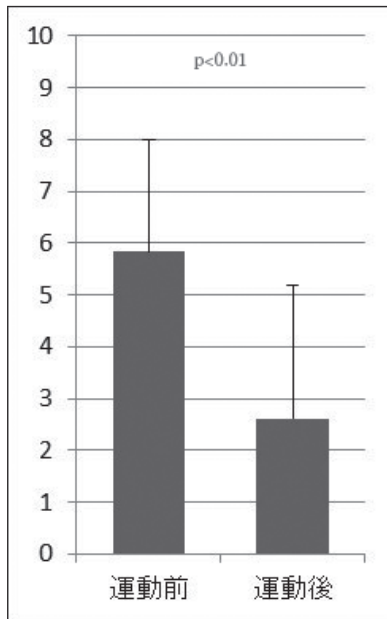


図33. 運動前・運動後の NRS の変化

(2) 対象者の年齢区分

対象者の年齢を以下の年齢区分で図34に示した。20代11% (4人)、30代14% (5人)、40代32% (12人)、50代32% (12人)、60代11% (4人)、70代以上0% (0人)、80代以上0% (0人) であった。

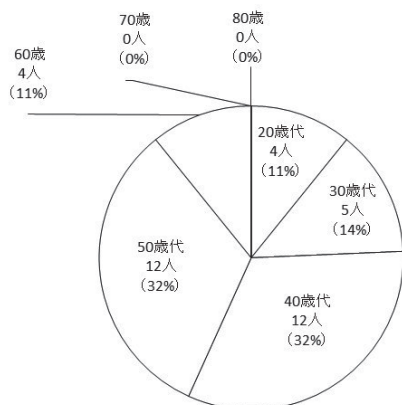


図34. 対象者の年齢区分

(3) 対象者の性別

A 大学学園祭企画「みんなのストレッチ腰編」の参加者の中から回答してもらったものの人数は男性41% (15名)、女性59% (22名) 合計37名であった。

(4) 運動後の腰や体の感覚について

「運動後の腰や体の感覚」についての結果を図35に示した。「①とてもすっきりした」が65% (24名)、「②ややすっきりした」が30% (11人)、「③どちらともいえない」5% (2人)、「④やや不快感がある」が0% (0人)、「⑤強い不快感がある」が0% (0人) であった。

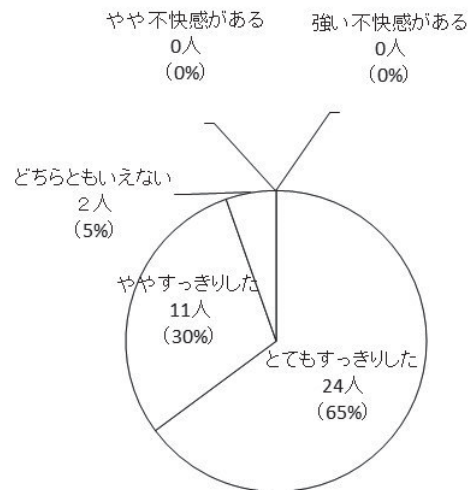


図35. 運動後の腰や体の感覚について

(5) 運動プログラムを実施してどのように感じたか

「運動プログラムを実施してどのように感じたか」の結果を図36に示した。その回答では、「①大変良い」が68% (25人)、「②良い」が27% (10人)、「③普通」が5% (2人)、「④あまり良くない」が0% (0人)、「⑤良くない」が0% (0人) であった。

(6) 自由記述

質問調査の最後の項目として「自由に感想をお書きください」と記した欄を作成し、感じたことを記述してもらった。また記述された文章に、誤字・脱字・日本語の表現としてふさわしくないものも含まれるが、受講したものの驚きや興奮などが素直に表現されていると判断し原文のまま以下に記した。

「①楽しくて辛い思いをせずに体が軽くなり不思議

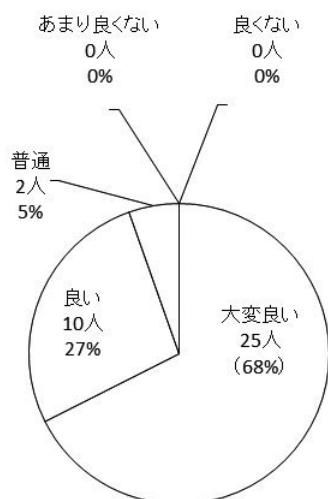


図36. 運動プログラムを実施してどのように感じたか

議な体験をさせてもらいました。」「②日常的に教えてもらったストレッチをしたいです!」「③評判通りの講義で、とてもわかりやすかった。効果も出たような気がしました。」「④毎日続けようと思えました。(教えて頂いたすべての運動)腰が楽に軽くなった。」「⑤毎日やりたいと思うストレッチでした。非常に勉強になりました。ありがとうございました!」「⑥大きく変化がみられたのでおどろきました。とても体が楽になりました!!」「⑦記述無し」「⑧今ちょうど腰が痛くて困っていたので、すぐためになりました。毎日続けようと思います。とてもおもしろかったです。」「⑨動きをいただけでこんなにからだのうごきがかかるくるとはビックリしました。」「⑩即効性があったてすごく良かったです。楽しいレクチャーをありがとうございました。」「⑪思っていた以上に効果があり正直おどろいた。ここまで軽くなるとは思わず、自宅でも試してみたい。」「⑫感動しました。」「⑬すぐに効果が現れるので面白かったです。是非、家でも試したいと思いました。腰のあたりがすっきりとしました。」「⑭記述なし」「⑮記述なし」「⑯記述なし」「⑰勉強になりました。日々の生活に取り入れたいと思います。感動、体の動きが短時間で変わり感動しました。ありがとうございました!」「⑱見違えるような腰の動きの変化を感じました。」「⑲記述なし」「⑳記述なし」「㉑ストレッチをやるやらないで体への負担がかなり変わるのだろうなと思いました。」「㉒記述なし」「㉓記述なし」「㉔記述なし」「㉕記述なし」

なし」「㉗今年も参加させて頂きました。肩こり、腰痛があるので体験したら体がスッキリしました。ありがとうございました。」「㉘変化を体感できるくらい効果があっただけおどろきました。特に後ろに体をそらした時は後ろの景色が見えるくらい体が沿ってすごかったです。骨盤の前傾-後傾、家でもやってみます。」「㉙二人一組のメニューがあって、一人で来た私にはできない動作がありました。」「㉚机に横になるストレッチを頑張りすぎてしまいました。とても楽しかったしタメになりました。」「㉛記述なし」「㉜記述なし」「㉝記述なし」「㉞記述なし」「㉟記述なし」「㊱とても軽い腰になりました。家でもやろうと思います。こつぱんの前けい、後けい、ね。」の記述があった。

5. 考察

本研究は、『A 大学学園祭【みんなのストレッチ】』企画として、机上にての二人一組仰臥位での腰痛予防・改善運動プログラムの効果を調査した結果であった。

回旋型腰痛の一部を腹筋群の筋力低下を原因とした伸展型腰痛として、また安静型腰痛も同様に神経や椎間板などの器質的疾患ではないと見立てられた場合のほとんどが伸展型腰痛に含まれるとして捉えた場合¹⁰⁾(蒲田和芳 2006)、伸展型腰痛と屈曲型腰痛とにアプローチすることが、おおまかな腰痛予防の視点より運動プログラムを捉えた場合に効果的であると筆者は考えた。その考え方よりいかに骨盤の前傾⇌後傾動作が対象者にわかりやすく伝わるかを熟考し以下のプログラムから実施した。

①立位による促通下肢パターンⅠの膝伸展パターン→膝屈曲パターン実施により、骨盤が前方挙上⇌後方下制となり、足趾・足関節・膝関節・股関節など下肢とリンクして動かされ骨盤の可動性も改善された。同様に立位による促通下肢パターンⅡの膝伸展パターン→膝屈曲パターン実施により、骨盤が後方挙上⇌前方下制となり、足趾・足関節・膝関節・股関節など下肢とリンクして動かされ骨盤の可動性も改善された。②この操作①により骨盤が動かしやすくなり立位による骨盤の前傾⇌後傾運動練習後に、仰臥位による骨盤の前傾-後傾の主運動を丁寧に行った。胸椎・胸郭・肋骨などやそれらに付着す

る呼吸筋、横隔膜や腹直筋・腹横筋などを主とした腹筋群や棘筋・腸肋筋・最長筋などの脊柱起立筋群が促通されたことにより腰椎骨盤リズムが調整された。つまり主働筋（腹筋群）と拮抗筋（背筋群）を交互に促通したことにより腰椎骨盤リズムが改善され、体幹の伸展・屈曲・スクワット動作などにおいて筋バランスのコンディショニング効果が惹起され即時効果が体感されたことが考えられる。

③骨盤前傾時に脊柱起立筋を意識して吸気を、一方骨盤後傾時に腹筋群を意識して呼気をゆっくりと深く大きく実施した。そのことにより、あくまで筆者の推測であるが仰臥位にての深い腹式呼吸を実施したことによりセロトニンなどの脳内物質の分泌¹¹⁻¹²⁾（有田秀穂 2003、2005）が促され副交感神経・交感神経など自律神経が調整され筋・筋膜や皮神経の痛みの感覚の閾値の変化が引き起こされたのではないかとされる運動の心理的な即時効果が誘発されたと想定した。

前記の①と②の促通による筋コンディショニング、③の運動の心理的な即時効果により、NRS やその他の結果、自由記述にて表現された肯定的な感覚改善効果につながったことが考えられる。

引用・参考文献

- 1) Dorothy E. Voss・Marjorie K. Inota・Beverly J. Myers：神経筋促通手技パターンとテクニック改訂第3版，pp4-5，協同医書出版社，1997.
- 2) 包國友幸・中島宣行・宮田浩二：即時効果を特色として開発した運動プログラムの中長期的な適応の効果——低体力者を対象として——，ウエルネス ジャーナル，8：12-16，2012.
- 3) 包國友幸・中島宣行：即時効果を特色とした運動プログラムの適用が愁訴を持つ高齢者に及ぼす有効性について，ウエルネス ジャーナル，9：11-17，2013.
- 4) 包國友幸：即時効果を特色とした運動プログラムの有効性——肩こり・肩痛予防改善希望者の数値評価スケールに焦点をあてて——，ウエルネス ジャーナル，10：19-23，2014.
- 5) S. S. Adler・D. Becker・M. Buck：PNFハンドブック第4版，1-28，丸善出版株式会社，2018.
- 6) 包國友幸：促通手技コンセプトの考察と可能性について～その⑨～，クリエイティブストレッチング13：6-9，2010.
- 7) 溝口功一：隣に伝えたい新たな言葉と概念【NRS】，医療 Vol 65，No 5：277，2011.
- 8) 五島史行・堤知子・新井基洋：長期にわたりめまいを訴える症例における他の身体的愁訴、心理状態について，日本耳鼻科学会会報113：724-750，2010.
- 9) 成田紀之・船戸雅彦・神谷和伸：痛みと不安・抑うつ気分にもなう咬合感覚の変調，顎機能誌，15：8-17，2008.
- 10) 蒲田和芳・三木英之：アスレティックリハビリテーション4 腰部，pp251-264，アスレティックトレーナーテキスト I，財団法人日本体育協会，2006.
- 11) 有田秀穂：セロトニン欠乏脳——キレル脳・鬱の脳をきたえ直す，NHK 出版，141-153，2003.
- 12) 有田秀穂：セロトニントレーニング，かんき出版，154-157，2005.

受付日：2025年4月5日

いじめ重大事態への対応にみるわが国の歩み

宮 嶋 淳

中部学院大学大学院人間福祉学研究科 教授
岐阜県いじめ重大事態再調査委員会 委員

Japan's progress in responding to serious bullying cases

Miyajima Jun

Graduate School of Human Well-being, Chubu Gakuin University, Professor
Gifu Prefecture Committee for Re-investigation of Serious Bullying Cases, Member

Abstract : This paper reviews the changes in social awareness and trends regarding the “bullying” focusing on research and policies before and after the enactment of the Act on Promotion of Measures to Prevent Bullying.

The results show that before the enactment of the Act, the “bullying” was dealt with “In school,” and was dealt with using pedagogy and psychology as metacognition, and the suffering of schools was clearly printed. After the enactment of the Act, the Act began to function in the direction of preventing violations of children’s human rights and guaranteeing children’s right to education, and it could be interpreted that the response to the “bullying” was socialized.

The results suggest that efforts to overcome the “bullying” are essential for the realization of well-being for children, teachers, schools, and local communities, for the entire nation and all of humanity.

Key Words : children’s well-being, bullying, history, social system

要旨：本稿においては、「いじめ問題」への社会の認識や動向の変遷を、いじめ防止対策推進法の制定前後の研究や政策に焦点をあてレビューした。

その結果、法の制定前においては、「いじめ問題」への対応は「学校内」で行われるものであり、教育学や心理学をメタ認知として対応がなされ、学校現場の苦悩が如実に活字化されてきた。そして、法の制定後は子どもの人権侵害を予防し、子どもの教育を受ける権利を保障する方向で法が機能しはじめ、「いじめ問題」への対応が社会化したと解釈できた。

子ども・教職員・学校・地域社会のウェルビーイングの実現には、「いじめ問題」の克服に向けた努力が国民・全人類に欠かせないと示唆された。

キーワード：子どものウェルビーイング、いじめ、歴史、社会システム

1. 問題意識

筆者の問題意識は、人間福祉学会2023大会（大会長＝筆者）での大会宣言に基づく。

2023（令和5）年4月1日、わが国では、こども基本法が施行され、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、「こどもまんなか社会」を築いていくこととされた。「こどもまんなか社会」は、こども・若者の尊厳が重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じて、その意欲と能力を活かすことができる社会である。また、こどもを産みたい、育てたい、家族を営みたいと考える個人の希望が叶う社会である。こうしたこどもや若者、子育て当事者の夢や希望が叶う社会は、未来の担い手を社会全体で育み、「居場所の確立」や「切れ目のない支援」、さらには「人類の Well-being」の創造とその持続可能性が高められていくことが、つながる社会でなければならない。

私たちは「こどもまんなか社会」の基本理念を尊重し、こどもまんなか社会づくりの実践・研究・アクションを総合的体系的に展開できる仕組みづくりに主体的に参画する必要がある。その仕組みや参画のあり方として、こども・若者・子育て当事者を支える支援者の Well-being を確保することが含まれていることを確認した。

私たちは、こどもを真ん中に据えた人類の Well-being の実現に向け、幅広い実践を見聞し、公的施策と協働するさまざまなアクションを支持し、ともにあること、ともに考えることの素晴らしさを実感した。

いま、このときより Well-being に関する世界の英知を礎とし、より創造的で価値ある、国際社会並びにわが国の様々な政策に「こども・若者・当事者の声」を反映させ、平和で Well-being な持続可能な社会を実現していくため、日々の実践・研究・アクションを強めていく。（参加者一同）

これを換言すれば、子どもとかかわるすべての人や環境がこどもたちの Well-being の実現を支えるということになるだろう。すなわち、いじめの撲滅はこどもたちの Well-being の実現のための一条件として欠かせないという問題認識から本稿を始めたい。

2. 学校のウェルビーイング像

社会の多様化が進み、子どもたちが抱える厳しさや困難が変化するなか、教育においてもウェルビーイングを実現しようとする機運が高まっている。国が認識する実現すべきウェルビーイングの姿が「教育振興基本計画」（第4期）では次のような構成要素が明記されている。

表1 教育ウェルビーイングの要素

自己肯定感、心身の健康、幸福感（現在と将来／自分と周りの他者）、協働性、社会貢献意識、学校や地域でのつながり、自己実現（達成感／キャリア意識等）、安全安心な環境、多様性への理解、利他性、サポートを受けられる環境

出典：文部科学省「第4期 教育振興基本計画（リーフレット）」¹

「教育振興基本計画」には「子供たちのウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングを確保することが必要であり、学校が教師のウェルビーイングを高める場となることが重要である」と明記されている。そのためには、子どもたちの成長を実感できたり、保護者や地域との信頼関係が築かれていたりという、職場自体に心理的安全性が保たれ、労働環境が良い状態であることが求められる。こうした考え方が学びの環境を良い状態に保つことが、子どもたちのウェルビーイングを向上させる基盤となり、結果として家庭や地域のウェルビーイングにもつながる。ウェルビーイングが実現される社会は、子どもから大人まで一人ひとりが社会の担い手となって創り上げていくもので、個々人のウェルビーイングが高まり、その集合としてコミュニティや地域のウェルビーイングの向上につながり、社会全体に広がり、コミュニティ・ウェルビーイングが実現する。その維持が子どもを含めたすべての住民、市民の主体化の課程において重要であり、コミュニティの「所有者」であり「経営者」である市民を持続的に供給していけるシステムを形成する²。

子どもたち一人ひとりが幸福や生きがいを感じられる学びを保護者や地域の人々と共に作っていくことで、学校に関わる人々のウェルビーイングが高まり、その広がりが子どもや地域を支えて、世代を超えて循環していくという在り方が共創できる。

このような国が目指す子どもを取り巻く well-

being 環境の実現を阻害する大きな要素のひとつに「いじめ (bullying)」がある。

3. 先行研究レビュー

鈴木 (1995) は、教育心理学の分野での学校におけるいじめの研究を展望し、いじめに対する認識の変遷や質的変貌、発生の機序、類型などをとりまとめている³。その上で、学校でのいじめの研究のこれからを展望し、次のような視点を例示している。すなわち、学校でのいじめの問題は、実践科学としての教育心理学が避けて通れない道であり、いじめている子どもの発見方法やいじめで悩んでいる子どもの察知の方法の研究、またそれに対する援助技法の開発が必要である。そして、いじめと人間集団の特質に深く関わる研究を教育観・人間観・人生観との関わりから、地道に研究を深めていくことが欠かせないと提言している。その一方で、この時期の鈴木の研究においては、いじめの解決を学校現場の問題として見つめ、地域共生社会への着目や地域の社会資源を活用するという視点での指摘は見当たらなかった。

戸田ら (2013) は、いじめ研究の潮流を①他の精神保健上の諸問題と不可分であるとの認識のもと進められている、②学校でのいじめ問題と、家庭での虐待問題との関連が想定されている、③ネットいじめ問題への取組み、とまとめている。その上で、国際的な動向をレビューし、上記の③が今後、深刻化することを予測した⁴。

宮嶋 (2014) は、いじめの当事者 (加害者・被害者・傍観者) を誰も排除しないニュージーランドの取組みを紹介し、学校風土の改善が重大事件化することの予防になると示唆している⁵。関連では、学校現場からの報告として青山・五十嵐 (2019) は、いじめ防止のための授業プログラムを通して学校風土の改善を行う取組みを報告している⁶。また、西野 (2022) は、学級風土に焦点化し、子どもたちのストレスコーピング (援助される力) に着目した研究を行っている⁷。

宮嶋 (2017) は、いじめ防止対策推進法が成立し、いじめ重大事態が規定され、それへの対処方法が政策課題として取り上げられたことに着目し、子どもの教育を受ける権利の擁護に関わるスクールソー

シャルワークの重要性を指摘している⁸。しかしながら、スクールソーシャルワークに関する理念や理論とはかけ離れた現実があり、国のスクールソーシャルワーカー活用事業が未だ十分に活かされていないとも指摘している。スクールソーシャルワークに関する実践報告や研究は、日本学校ソーシャルワーク学会の研究成果に負うところが大きいことを指摘しておくことが妥当だと考える。その上で、例えば岡村 (2023) は、ソーシャルワークの有効性を明らかにするため、「いじめ問題」研究動向をレビューし、ソーシャルワークが①いかに「いじめ問題」を理解するのか、②どのような対応が求められるのか、を明確化していくことが求められるという課題を見いだしている⁹。

坂本ら (2020) は、1980～2020年の日本におけるいじめ研究の動向と課題をレビューした研究を発表している。抽出された研究は、研究方法により5類型とされ、それぞれの相関性も検討されている。坂本らは今後の研究を通じて、いじめがもつ加害者・傍観者の機能を明かにし、それによって「いじめ以外の代替手段を提案するようなアプローチ」も考案でき、社会現象である「いじめ」の真相に対処できるだろうと述べている¹⁰。

いじめ重大事態に関する第三者調査委員会に関しては、弁護士の立場 (野村：2020)¹¹や児童精神科医の立場 (吉田：2020)¹²、研究者の立場 (平田ら：2021)¹³からの報告がある。

4. 法という処方箋

わが国で子どもの人権侵害の予防装置、あるいは処方箋 (対処方法という意味) として推進されてきた「いじめ」関連法と具体的施策について、その変遷をみていく。

(1) 基本的方針

文部科学省による「いじめの防止等のための基本的な方針」 (平成25年10月11日) の策定は、いじめ防止対策推進法 (平成25年法律第71号。以下「法」と略す。) に基づく。基本的な方針の中で、法制定の意義が次のように記されている (下線 = 筆者)。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、・・・学校が一丸となって組

組織に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要……。大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こる。いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子供が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いのにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子供に影響を与えるという指摘もある。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

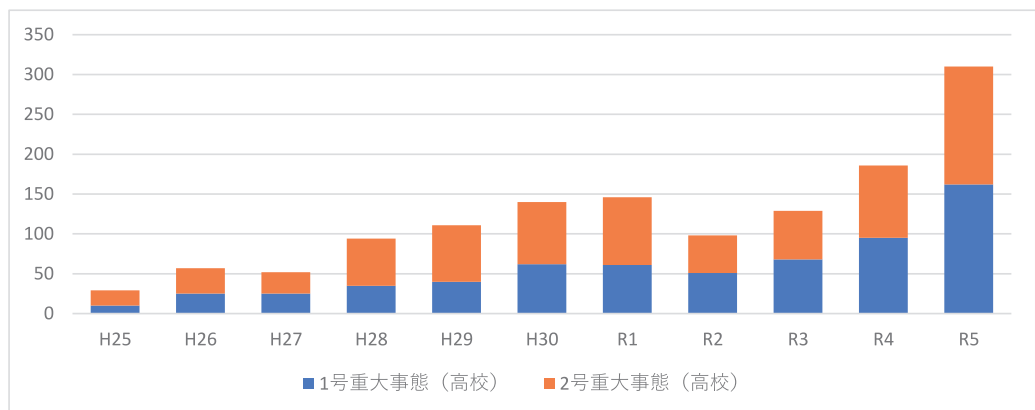
これをみると、いじめや嫌がらせという人間関係

から生じる人権侵害が如何に深刻な影響を、子どもを含むすべての人々に与えるのかが深刻に受け止められ、重大事態を生じさせるという認識を国が持っていることが明確に示され、関係者に勇気を与えていると受け止められる。続いて、重大事態に関する記述について確認していく。

2024（令和6）年10月31日付けで文部科学省初等中等教育局児童生徒課が公表した「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」によれば、次のようなデータが得られる。

令和5年度におけるいじめ重大事態の児童等1,000人あたりの発生件数を都道府県ごとでみると、全国平均が0.10件（1,000人に1件）であり、最も高い発生率を示す鳥取県で0.32、逆に最も低い発生率を示す群馬県・福井県・愛媛県では0.01となっている。

いじめ重大事態再調査委員の視点から「重大事態」、かつ、「高等学校」に着目すると、いじめ重大事態の発生件数の推移は図表1のとおりであった。法第28条第1項に規定される「重大事態」とは、次の2つが定義されている。



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
発生件数（高校）	24	51	45	88	102	122	123	84	112	155	259
1号重大事態（高校）	10	25	25	35	40	62	61	51	68	95	162
2号重大事態（高校）	19	32	27	59	71	78	85	47	61	91	148
発生件数	179	449	314	396	472	598	716	512	705	919	1306
1号重大事態	75	92	130	161	190	266	298	238	350	445	648
2号重大事態	122	385	219	281	330	420	513	345	428	616	864

図表1 いじめ重大事態発生件数の推移

出典：文部科学省「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」2024.10.31. p57より筆者作成

第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

第2号「いじめにより党が学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

同日付けで、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長は、この結果の通知に加えて、それを踏まえた対応の充実を関係各方面に求めている。同通知をみると、「子供たちを取り巻く環境が変化の中で、不安や悩みが従来とは異なる形で現れたり、一人で抱え込んだりしている可能性等」を考慮し、「子供たちの小さなSOS」を見逃さない、教育と福祉等が連携した支援への配慮を要請している。具体的には通知本文で、いじめ重大事態への円滑かつ適切な調査の実施や当事者への寄り添い対応を求め、国が作成したガイドラインの活用を求めている。また、学校独自の判断ではなく、法に照らして「重大事態ではない」といえる場合以外は、児童生徒や保護者から申し立てがあったとき「重大事態」として国へ報告し、調査等に当たるよう求めている。さらに、重大事態の調査における委員の人選や中立・公平性についてはこども家庭庁の「いじめ調査アドバイザー」を積極的に活用するよう求めている。

法規定や上記のような調査結果を踏まえて、文部科学省は「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を2015（平成29）年3月に策定し、2024（令和6）年8月に改訂を行っている。

（2）基本方針の改訂

2016（平成28）年11月2日に開催された国のいじめ防止対策協議会における「いじめの防止等のための基本的な方針」（改訂案）における「いじめ解消」の記述をみると、【改正前】は、次のとおりである。

【改正前】

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門

機関との連携の下で取り組む。

それに加えて【改正後】は、「いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが『解消している』状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する」ものとされている。この「2つの要件」を以下に引用しておこう。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害

児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

この方針の改訂（2017（平成29）年3月14日）は、①いじめ防止プログラムにPDCAサイクルが採用されたこと、②いじめ対応に、弁護士などの外部の千もかの参画を促したこと、③いじめの「解消」を定義したこと、そして発達障害と認められる児童・生徒の増加に伴う④自己有用感や自己肯定感認識の大切さについて明記したことなどが特筆すべき事項である。本改訂がなされた当時、学校関係者の多くが「自己肯定感」や「発達障害」に関する認識が薄く、学級崩壊と呼ばれる現象が学校現場で散見されていた。このことを思い返すと、この国の方針改訂は、いじめ被害を特定し、早期対応していく学校現場に、学校という風土の特性に鑑みると、多大な影響を与えたと考えられる。このように「いじめの解消」という状態に関する認識が数年の間に大きく変更していることに注目しておきたい。

（３）いじめ重大事態への対応

2017（平成29）年3月16日付で「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も通知されており、その趣旨は次とおりである。法の附則第2条第1項は、「いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があるとき、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」とされており、文部科学省は、「いじめ防止対策協議会」等において検討を行ったとされる。

新たに示された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、地方公共団体、学校の設置者及び学校が、国の基本方針を参酌し、地域及び学校の実情に応じた基本的な方針の策定・見直しや、法の規定を踏まえた組織の設置、重大事態ガイドラインに沿った重大事態への対処等、必要な措置を講じるよう、速やかに取組を進め、専修学校及び各種学校におけるいじめの防止等の対策についても、国の基本方針及び重大事態ガイドラインの内容を参考にしながら、適切に対応するよう、依頼している。また、国の基本方針と重大事態ガイドラインは対をなすものとして各方面に通知され、いじめ問題への

取組の強化が求められている。

この時点での重大事態ガイドラインでは、法にいう「いじめの重大事態」とは①生命心身財産重大事態と②不登校重大事態の2区分があるとされ、「重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、『疑い』が生じた段階で調査を開始しなければならない」とされている。また、重大事態として早期対応しなかったことにより生じる影響として「いじめの行為がより一層エスカレート」し、「取り返しのつかない事態」も想定されると示している。しかし、「重大事態の範囲」については「事例」が示されているにとどまっている。

いじめ重大事態の発生件数等は図表1のとおりであり、岐阜県においては平成26～29年度の4年間に於いて岐阜県が所管する高等学校等においてはわずか16件（県立学校10件、私立学校6件）のみであった。うち、1号案件は3件、2号案件が13件となっている。また、再調査案件は0件である。この時期は、筆者も委員を務めている「いじめ重大事態再調査委員会」が岐阜県においても立ち上げられた初期段階は、事務局も委員も手探り状態での委員会運営であった。とりわけ、残されている手元資料を見る限り、各学校から示された資料の書式にばらつきがあり、記録の仕方も未熟であることが顕著に読み取れる。また、教員による「いじめ」あるいは「ハラスメント」と疑わしき生徒への関わりが看過できず、この委員会の権限と機能に関する不明瞭さが際立っていたと考えられる。さらにいじめの「解消」という表現が見受けられるが、何をもって「解消」というのが曖昧であった。

（４）岐阜県いじめ自殺事件

2019（令和元）年7月、岐阜県においても「いじめ自殺」事件が起きた。この事件の前後に筆者は岐阜新聞よりいじめとどのように向き合うべきか、そして、重大事態への調査に関する取材を受けた。筆者は、岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会委員であり、スクールソーシャルワーカーを養成する児童福祉の学識経験者という立場から取材に応えた（岐阜新聞朝刊5月31日付並びに12月27日付）。

事件が起こる前の取材時の焦点は、「親以外にも、信頼できる大人が学校・地域に必要である」「子ど

もが発する小さな声を受け止めてくれる大人が一人でもいると信じて SOS が出せるシャイ会にしてい
くことが大切だ」と主張した。そういう大人として
「スクールソーシャルワーカー」が欠かせないとい
うことを強調した。

事件後の取材では、黒塗りの調査報告書を見なが
ら「真相解明や再発防止策が不十分だ」と指摘し、
当事者である被害者の保護者が真実を知りたがっ
ていることへの配慮や再発防止策としての加害者教育
の具体性が欠如していること、さらには対応策が担
当教員等の労務・教育上の負担増をしいる結果を招
きかねないことを指摘した。その他、記事にならな
かった指摘事項をまとめると、表 2 のとおりである。

表 2 いじめ自死事件に関するコメント

第三者委員会は、子どもたちの信頼を回復し、子どもたちが夢を持てるために、教師・学校・大人・社会が何をすべきかを総合的に提案するべきだ。 (1) 「5 月」という時期を踏まえ、前年度の状況の調査 (2) 調査面談に際し、第三者を同席させ、安心と信頼の保証 (3) 学校全体の体制の見直しと、学校内外との情報共有 (4) 保護者と学校との情報共有と協力関係の構築 (5) 学校外の専門家として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置 (6) 再発防止のために、包括的な施策を用意する ・被害生徒＝心のケア、休む権利、転校する自由の保証 ・加害生徒＝取り巻く環境の改善、生き直しのための教育の機会 ・教職員＝ヒアリ・法度の導入と徹底指導 ・関係者＝学校に出入りする業者、PTA 等すべてのものの責任の明確化 ・他人ごと視している人々＝我が事として子育てをする環境づくり
--

これに対応した学校独自の取組みも活発化しており、定時制高校の職員研修においても、生徒の「自己肯定感」を如何に高めるのかが議論されている。ある定時制高校では SST プログラムを高校全体の教育プログラムに盛り込み、その効果を測定しながら、プログラムの改訂を行っていた¹⁴。見直されたプログラムで修得できるスキルを滞りなく身につけていくと、卒業時には社会人基礎力（前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力）が向上し、自己

肯定感が高まるとされている¹⁵。

(5) いじめ防止対策の強化

2023（令和 5）年 9 月 11 日、第 1 回いじめ防止対策関係省庁連絡会議が開催された。この会議には内閣府・文部科学省・子ども家庭庁・警察庁・総務省・法務省・経済産業省が参画し、オブザーバーとして学校現場も参加している。この会議で示された「いじめ防止対策の強化について」では、早急に対応すべき項目＝14 項目（表 3）が明記され、有識者の知見を得ながら順次速やかに議論を進めるとされた。

表 3 早急に対応すべき検討事項

(年末年始をメドに対応：再徹底関連) 1. 犯罪行為が疑われる場合の警察との連携の徹底など、関係機関との連携の強化 2. 被害児童生徒・保護者へのケアと加害児童生徒への指導・支援方策 3. 保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発方策 4. いじめの重大事態における総合教育会議の活用等・文科省による厳格な指導 (年明けをメドに検討に着手し、年度内メドに結論を得たものから順次実施：重大事態関連) 5. 重大事態の認知から調査開始までの迅速な処理に向けた検討 6. 専門家による重大事態調査等に関する助言方法 7. 重大事態に関する国への報告（任意）による状況把握の仕組み 8. 重大事態調査における課題抽出に向けた報告書の分析方法の検討 <今後対応すべき検討項目> (結論を得たものから順次実施：全体見直し関連) 9. ネットいじめについての対応強化に向けた方策検討 10. リスクマネジメント力のある教育長の確保方策 11. いじめ対応における「第三者性確保」の方策 12. 学校外からのいじめ防止対策アプローチの確立方策 13. 被害児童生徒へのケアの方策（ICT も活用した積極認知の強化等） 14. 学校教育におけるいじめ（や犯罪）についての学習の充実
--

表3にいう「年明けをメド」に検討に着手し、年度内に結論を得たものから順次実施：重大事態関連4項目「令和5年年始までになすべきこと」を項目ごとに要約すると、次のように示されている。

5. 重大事態の認知から調査開始までの迅速な処理に向けた検討
 - いじめ重大事態調査ガイドラインの改定
 - いじめ重大事態への適切な対応等の徹底
 - いじめ調査アドバイザーの活用としての意見交換会の開催
 - いじめ重大事態調査委員会の第三者委員の人選とその手続きの整理
6. 専門家による重大事態調査等に関する助言方法
 - いじめ調査アドバイザーへの相談の仕組み
 - 第三者委員となり得る者への改定ガイドラインの周知の仕組み
7. 重大事態に関する国への報告（任意）による状況把握の仕組み
 - 重大事態の発生時からの進捗の確認、情報の収集・分析、並びに政策立案への活用
8. 重大事態調査における課題抽出に向けた報告書の分析方法の検討
 - 効果的な分析方法や重大事態調査の適切かつ円滑な実施
 - 子ども家庭庁のホームページによれば、いじめ調査アドバイザーについて次のように示されている¹⁶。

<目的>

いじめの重大事態調査については、例えば、自治体によっては調査経験がなく、調査の立ち上げに苦慮したり、委員決定までに時間を要したり、被害児童生徒側の納得が得られなかったりするなどの課題が指摘されています。

このような課題を踏まえ、いじめ調査アドバイザーは、いじめの重大事態について自治体や学校の設置者からの要請に応じて、「第三者性（中立性、公平性）の確保」の観点から、委員の人選に関する助言や、中立・公平性のある調査方法等について助言を行います。

※いじめ調査アドバイザーの業務は、自治体や学校の設置者に対し、いじめの重大事態調査委員会及び再調査委員会の人選や調査方法に係る

助言を行うものであり、いじめ調査アドバイザーがそれらの調査委員会に代わって直接事案の調査や調停等を行うものではありません。

（6）ガイドラインの改訂

文部科学省は法に基づき、いじめの防止等のための基本的な方針等に則った適切な調査の実施に資するため、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを策定し関係各方面に通知した。しかしながら、重大事態の発生件数は増加傾向となり、依然として法や基本方針、重大事態ガイドライン等に沿った対応ができていなかったと認識している（令和6年8月30日付6文科初第1137号、文部科学省初等中等教育局長、同総合教育政策局長、同高等教育局長）。また、法の施行から10年が経過し、調査の実施に係る様々な課題も明らかになっていることから、学校関係者や各種職能団体等の関係団体からの有識者で構成した「いじめ防止対策協議会」において、表4に整理したような重大事態ガイドラインの改訂を行っている。

表4 ガイドライン改訂のポイント

- | |
|--|
| （1）重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備え |
| （2）学校等のいじめにおける基本的姿勢 |
| （3）児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応 |
| （4）第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者を例示 |
| （5）加害児童生徒を含む、児童生徒等への事前説明の手順、説明事項を詳細に説明 |
| （6）重大事態調査で調査すべき調査項目の明確化 |

この改正により、いじめ重大事態への対応に関する懸案事項の多くが解消される目処が立ったと解釈でき、一定の評価をくだすこともできる。

（7）更なる強化

2024（令和6）年11月8日、いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議が開催され、三原大臣（内閣府特命担当大臣）は、「令和5年度のいじめの重大事態の発生件数が過去最多となるなど、極めて憂慮す

べき状況が継続」しており、「いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、絶対になくしていかなければ」ならず、「学校だけに任せず福祉や警察などの力も結集し、地域全体でいじめ防止対策を進めていく必要があると考えています。」と会議冒頭の挨拶で述べている¹⁷。ここでは各省庁の取組みが報告されると共に、「いじめ防止対策の更なる強化について」が次のように示された。

いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に基づいて行う国の取組について、当面特に重点を置いて検討・実施していく事項を以下の通り整理する。

(＊は、特にいじめの重大化・深刻化防止に向けた取組)

(いじめの防止)

①いじめ未然防止教育のモデル構築

- ・「いじめ防止対策協議会」と連携しつつ、いじめ未然防止教育の指導案、指導教材等のモデルを構築。
- ・いじめ未然防止教育について指導過程を解説した教職員用動画教材等を作成。

＊②重大事態調査報告書を活用したいじめの質的分析のための専門家会議の新設

- ・国に提供された重大事態調査報告書から、誰が・いつ・どのような対応を行えばいじめが重大化しなかったのか等のいじめの端緒・予兆や重大化要因等を分析し、学校での未然防止等に活用。

(早期発見)

③こどもの視点に立った相談体制の充実

- ・1人1台端末等の活用による「心の健康観察」の導入の推進、SCやSSWの配置充実、SNS等を活用した教育相談体制の整備推進、人権相談の充実等による相談体制を充実するとともに、こどもの声を聴き、こどもの視点に立って、こどもの悩みを受け止められるような取組を推進。

(いじめへの対処)

＊④教育・福祉・警察等連携による加害児童生徒への対応の強化

- ・教育委員会の下での警察OB等の多職種の専門家によるチーム支援のモデル構築。

・学校外からのいじめ防止対策の取組の中で、首長部局と警察との連携体制の構築を推進。

・加害児童生徒に対する学校・教育委員会による毅然とした指導・対応や、教育委員会・こども家庭センター等が連携した教育・福祉等一体となった支援の推進。

＊⑤重大事態対応等における第三者性（中立性・公平性）の確保

- ・首長部局でいじめ解消に取り組む仕組みを導入するためのガイドラインの作成。
- ・重大事態調査の調査委員（第三者委員）の質的・量的拡大に向けた専門家への研修会の実施。

⑥ネットいじめ、ネット上での誹謗中傷対策の強化

- ・小学校の低学年段階からのインターネットの適切な利用に関する教育・啓発等、教職員研修や保護者への啓発を実施。

(地方公共団体・学校の実施する取組の充実)

＊⑦学校・教育委員会等の重大事態対応に関する平時からの備えの徹底

- ・学校いじめ対策組織を中心とした対応や関係部局・職能団体等との連携体制構築のため、国で作成したチェックシートを用いた点検を実施。

＊⑧重大事態対応等に関する教育委員会・首長部局等への助言

- ・改訂「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を周知徹底するため、研修会等を実施。
- ・重大事態調査に関する地方公共団体等への助言を行ういじめ調査アドバイザーの積極的活用促進。
- ・国のサポートチーム派遣による教育委員会・首長部局担当者等への取組改善に関する助言や、教育委員会・首長部局等からの求めに応じて重大事態対応に係る相談を実施。

三原がいう「地域全体でいじめ防止対策を進めていく」も政策化されており、図1として子ども家庭庁が提示し、関係省庁連絡会議で説明している。こ

れをみると、子ども家庭庁におけるいじめ防止対策は、文部科学省の「学校主体」による問題の解決を図るという枠を超え、「地域全体」あるいは図中にあるように「社会総がかり」での対策の推進を目指している。そのため、事業は国の委託事業とし、地方公共団体と民間団体等がチームとなり、委託事業の中核に「開発・実証」と「専門家活用」が位置づけられている。

岐阜県におけるいじめ重大事態対応の第一人者である橋本（2024）は、「特集1 いじめ重大事態で求められる対応、その理想と現実と限界」の中で、第三者委員会への期待と課題をまとめている。橋本の指摘は、第三者委員を「いつ・誰が、どう選定／設置」し、「求められる役割は何か」を明確にしておくことが求められるというものである。橋本は、いじめ重大事態が発生した学校は、ともすれば第三者委員や委員会と物理的・心理的距離をとろうとする。しかし、一定の協力と信頼なくして円滑で適切な調査はなしえないと考えている。その上で、橋本が調

査員として実施してきた効果的だと考えていることを3点提示している。すなわち、

- ① 教職員の聴き取りを関係する学校で実施した後、その学校のいじめ会議に出席し、いじめられた児童・生徒の現状を聴いて、可能な対応を第三者として助言する。
- ② いじめに関係する児童・生徒への聴き取りを実施した後、その学校のいじめ会議に出席し、関係する児童・生徒への対応について現状を聴いて、可能な対応を助言する。
- ③ 調査・報告書ができあがった後、その学校に関係する専門家の協力を得て、その児童・生徒が立ち直っていくまで相談を続けるよう助言する。

また、橋本は第三者委員会の限界についても、①調査範囲の広範さ ②委員会の権限不足 ③委員の作業的・金銭的負担 ④人材確保の困難さ、があると指摘している¹⁹。

令和7年度概算要求額 4.3億円（0.1億円）
※令和5年度補正予算額 4.1億円

事業の目的

いじめを政府全体の問題として捉え直し、こども家庭庁、文部科学省など関係省庁の連携の下、こども家庭庁が学校外からのアプローチによるいじめ防止対策に取り組むことで、学校におけるアプローチ等と相まって、いじめの長期化・重大化防止、重大事態の対処の適切化を推進する。

事業の概要

【(1)学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証】（令和7年度概算要求額：4.2億円）

①実証地域（自治体の首長部局）での開発・実証

自治体の首長部局において、専門家を活用するなど、学校における対応のほか、いじめの相談から解消まで関与する手法等の開発・実証を②と連携して行う。

（開発・実証イメージ）

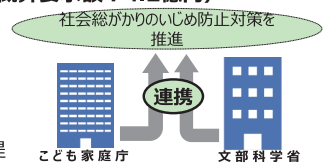
- ・令和6年度に未実施の地域（ブロック）や、都道府県レベルでの実証地域の拡充
- ・相談対応のみならず、首長部局がいじめ解消まで関与すること、関係部局等との連携体制を構築することを前提
- ・いじめの長期化・重大化を防止する観点から、以下のテーマ等にも重点的に取り組む
 - 学校以外の集団におけるいじめに対応するための体制構築（認知時の情報共有、指導者等への研修など）
 - 被害児童生徒・保護者支援のための体制構築
 - 加害児童生徒・保護者支援のための体制構築
 - 首長部局と警察、学校が連携し、相談内容に応じて情報共有や解消に向けた連携した対応を行うための体制構築
- ・実証地域での成果・課題を踏まえた、首長部局でのいじめ解消の仕組み導入のための手引きの作成

②実証地域への専門的助言や効果検証及び重大事態報告書の分析等

①の実証地域における取組への専門的助言や効果検証の伴走支援等（民間団体等に委託）

【(2)いじめ調査アドバイザーの活用】（令和7年度概算要求額：0.1億円）

いじめ重大事態調査については、委員の第三者性確保の課題等により調査の着手が遅れるなど問題が指摘されており、調査の第三者性確保の観点から、法律、医療、教育、心理、福祉等の専門家をいじめ調査アドバイザーとして委嘱し、自治体等から寄せられた人選・調査方法に係る相談に対して、助言を行う。
また、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の見直しにあわせ、いじめ調査アドバイザーや外部有識者を活用し、新たにいじめ重大事態調査の第三者委員となりうる専門家等に対して、研修会を実施する。



学校におけるアプローチの強化と相まって、いじめの長期化・重大化防止に資する首長部局における取組をモデル化

いじめ防止対策推進法に基づく適切な対応と相まって、重大事態に至った事案の適切な対処を推進

実施主体等

- (1) ①実証地域（首長部局）での開発・実証
- | | |
|--------------------|-------------|
| 【委託先】 | 都道府県、市区町村 |
| 【補助割合等】 | 委託費（国10/10） |
| ②実証地域への専門的助言や効果検証等 | 民間団体等（1団体） |
| 【委託先】 | 委託費（国10/10） |
| 【補助割合等】 | 委託費（国10/10） |
| 【実施主体等】 | 国が専門家に委嘱 |
- (2) いじめ調査アドバイザーの活用

(1)①実証地域	令和6年度（R6.7月時点）	令和7年度概算要求
地域数	12ヵ所	16ヵ所
補助率等	委託費（国10/10）	委託費（国10/10）

*委託事業としては、令和7年度を目途に終了させる想定

図1 地域におけるいじめ防止対策

出典：こども家庭庁「こども家庭庁のいじめ防止対策」（2024.11.8.）¹⁸

5. 総合考察

本稿においては、「いじめ問題」への社会の認識や動向の変遷を、法の制定前後の研究や政策に焦点をあてレビューしてきた。

法の制定前においては、「いじめ問題」への対応は「学校内」で行われるものであり、教育学や心理学をメタ認知として対応がなされ、学校現場の苦悩が如実に活字化されてきたと解釈できよう。

法の制定後は確かに子どもの人権侵害を予防し、子どもの教育を受ける権利を保障する方向で機能しはじめ、「いじめ問題」への対応が「学校内外」にまたがり、社会化した解釈できた。そして、「いじめ」の捉え方が、当事者間の問題（人間関係問題）から学校システムの問題へ、さらには社会システムや子どもが育つ地域やそこでの風土・文化の問題へと変遷してきたと捉えることができる。さらに、社会システムが検討され、子ども家庭庁が他の省庁と共に緊急性の高い政策課題としていく中で、いかに有効に社会的人的資源を醸成、あるいは熟成させ、全国に展開し、根付かせていくかが今後の課題であるだろうことがうかがえた。

子ども・教職員・学校・地域社会のウェルビーイングの実現という基軸をぶれさせないことを第一に掲げ、「いじめ問題」の克服に向けた努力がなされることが、全国民・全人類に託されていると感じられた。

文献

- 1 文部科学省「第4期 教育振興基本計画（リーフレット）」
- 2 赤坂真二編著『ウェルビーイングの教室』明治図書、2024
- 3 鈴木康平「展望 学校におけるいじめ」『教育心理学年報』34、p132-142、1995
- 4 戸田有一・青山郁子・金網知征「ネットいじめ研究と対策の国際的動向と展望」『教育と社会研究』23、p29-39、2013
- 5 宮嶋淳『『いじめ』当事者のソーシャル・インクルージョンに関する考察—ニュージーランドの学校・地域・スクールソーシャルワークからの示唆—』『中部社会福祉学研究』5、p11-21、2014
- 6 青山郁子・五十嵐哲也「脱・傍観者の視点を取り入れたいじめ防止授業プログラムの効果—学級風土と規範意識の関連—」『日本教育心理学会第61回総会発表論文集』p339、2019
- 7 西野泰代「児童生徒の援助要請コーピングと学級風土がいじめ場面での仲裁行動の生起に及ぼす影響」『日本教育心理学会第61回総会発表論文集』p335、2019
- 8 宮嶋淳「子どもの教育を受ける権利の擁護としてのいじめ防止施策の実践—スクールソーシャルワークに焦点を当てて—」『教育実践研究』2、p139-148、2017
- 9 岡村ゆかり『『いじめ問題』に関する研究の動向』『社会福祉研究所報』51、61-81、2023
- 10 坂本一真・小岩広平「1980年から2020年の日本におけるいじめ研究の動向と課題」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』68（2）、197-214、2020
- 11 野村武司「いじめ等の重大事態に関する第三者調査委員会をめぐる現状と課題—弁護士立場から」『児童青年精神医学とその近接領域』61（5）、p530-532、2020
- 12 吉田弘和「いじめ等の重大事態に関する第三者委員会を巡る現状と課題—児童精神科医の立場から—」『児童青年精神医学とその近接領域』61（5）、532-533、2020
- 13 平田祐太郎・吉村隆之・下田芳幸「重大事態につながるいじめと関連要因に関する検討」『日本教育心理学会第63回総会発表論文集』369、2021
- 14 江崎好孝「県立高校改革リーディングプロジェクト推進事業について」(<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/>)
- 15 宮嶋淳「自己肯定感を高める、負担なき SST プログラムのチョイス法！」（2019年度職員校内研修会（進路指導研修）岐阜県立華陽フロンティア高校）資料
- 16 こども家庭庁「いじめ調査アドバイザーについて」(<https://www.cfa.go.jp/policies/ijime-boushi/ijime-chousa/>)
- 17 こども家庭庁「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議 議事概要」(<https://www.cfa.go.jp/councils/ijime-kaigi/34f031ee>)
- 18 こども家庭庁「こども家庭庁のいじめ防止対策」(<https://www.cfa.go.jp/councils/ijime-kaigi/34f031ee>)
- 19 橋本治『『第三者委員会』への期待と課題』『教職研修』53（6）、30-33、2025

受付日：2025年3月20日

地域福祉研究における「都市」認識の変遷（2）

東 根 ち よ 吉 田 直 哉

大阪公立大学

Views on city in community welfare studies of Japan (2)

Higashine Chiyo Yoshida Naoya

Osaka Metropolitan University

抄録：本稿は、農村地域を含め都市化が進行する今日、地域福祉研究が「都市」をどのように捉えてきたのかを、論文レビューを通して明らかにするものである。論文レビューの対象期間は、1970年から1984年である。高度経済成長期の余韻が残る同期間の地域福祉研究では、都市住民は多様性が高くまとまりがないという「アトム化」の言説と、画一化し大衆としてまとまっているという「マス化」の言説が併存していた。加えて、アノミー化に伴う孤立・孤独を「人間性の喪失」「組織化を妨げるもの」として捉え、社会的病理・逸脱行動が発生する都市という批判的見方が固定化されていることがうかがえた。そのような都市認識からは、都市の地域福祉は実践上、多くの困難に直面しているという悲観的な言説が生じやすく、活力がある、新しい発想や理論が生じるというような、積極的な要素を抽出する言説の磁場が生じづらい状況があった。

キーワード：高度経済成長、大衆社会、第三空間、アノミー、人間のアトム化

1. はじめに：「地域福祉の主流化」と「地域」認識の貧困

2000年代以降の「地域福祉の主流化」と評される潮流のなかで、社会福祉援助の地域化が進展している。社会福祉のなかでも、地域に焦点を当ててきたのは「対象者をとりまく地域社会そのものを直接の対象とする」（岡村 1974：2）地域福祉の領域である。地域福祉では、社会福祉と地域社会との関係を問うなか、社会福祉関係者における「ルーズな『地域社会』概念についての再検討の必要性」が1970年代から指摘されていた（岡村 1974：12）。しかし、その後も、「地域福祉論における『地域』ないし『地域社会』に対する認識は厳密な規定なしに自明のものとされてきた」し、現状分析の対象としてではなく「当為概念」として用いられてきたという指摘や（三本松 1986：28-9）、都市部にもコミュニティの

実体があった欧米に比べ、コミュニティが理念として語られるのが日本の特徴であると指摘されるように（岡田 1978：51）、地域像を描くことは現在においても、重要かつ困難な課題として提示され続けている。

本稿は、農村地域を含め都市化が進行する今日、地域福祉研究が「都市」をどのように捉えてきたのか、地域福祉研究における「都市」認識を論文レビューを通して明らかにするものである。

論文レビューの対象期間は、東根・吉田（2025）に倣い、1970年から2023年までとした。始点となる1970年には、岡村重夫の『地域福祉研究』が刊行され、同書を契機に社会福祉学における「体系的な地域福祉研究」が開始したと考えられている（岩田 2011：5）。レビュー対象となる論文の検索には、CiNii（NII 学術情報ナビゲータ）を用いた。タ

イトル検索において、「地域福祉」および「都市」の双方をキーワードとして検索した結果、2025年1月28日時点において、133件の「論文」が該当した。その後、133件のうち、都市認識が明示されていない論文、学会報告要旨、学会シンポジウム紹介、調査報告、書評、事例紹介を除いた。さらに、該当した論文内で参照されているもののうち、本稿と関連が深いと考えられる論文を追加した結果、40本が対象となった。

東根・吉田（2025）では、1970年から2023年までに刊行された地域福祉を論じる書籍における都市認識を確認した結果、概ね20年ごとの画期が見出されたため、三期に分けて各時期における認識の特徴を指摘した。すなわち、第1期（1970年～1989年）には、共同性の喪失と労働者の生活問題が発生する「都市」像が示され、第2期（1990年～2009年）には、共同体解体論の問い直しとともに重層的「都市」像が立ち現れ、第3期（2010年～2023年）には、共同体解体論が再興し固定化した都市認識が提示された。

一方で、本稿、および続報の論文レビューでは、同様の変遷はうかがえず、1980年代半ばを境に、都市認識に緩やかな変化が見られ、2010年以降は都市認識そのものが明示されず、都市に対する視座が流動化ないし拡散する傾向があった。したがって、紙幅の都合上、本稿では、1970年から1984年に刊行された論文における都市認識について述べ、1985年以降については、別稿により続報とする。

2. 高度経済成長と地域福祉研究

1970年には岡村重夫により「“地域福祉”ないしはその基盤とも考えられる、地域社会の組織化に関する」論考を一冊にまとめた『地域福祉研究』が刊行され（岡村 1970：i）、1974年には『地域福祉論』において、地域福祉の理論が提示された（岡村 1974）。地域福祉は、先進諸国におけるコミュニティ・ディベロップメント、コミュニティケア、コミュニティワークの3つの概念に影響を受けながらも、日本独自の文脈のなかで生まれ、発展した「国産概念」であるとする見方が定説となっている（和気 2024：113-4）。このような、日本独自の地域福祉研究が立ち現れた社会経済的背景には、高度経済

成長期（1955年～1973年）の社会変動があった。

1960年、池田内閣により「国民所得倍增計画」が打ち出され、1960年代は工業開発中心主義の経済成長がめざされていた。1962年には『国民所得倍增計画』および『国民所得倍增計画の構想』に即し、都市の過大化の防止と地域格差の縮小を配慮しながら、わが国に賦存する自然資源の有効な利用および資本、労働、技術等諸資源の適切な地域配分を通じて、地域間の均衡ある発展をはかることを目標とする「全国総合開発計画」が打ち出された。そこでは、三大都市圏の大工業地域と相対的に小規模な産業基盤しか有しない地域の格差是正がめざされるなど、産業中心主義の時代において、「地域格差の縮小」は、資源としての都市性の全国平準化として認識されていたと言える。

1965年に審議が開始された経済審議会地方部会では、「地域部会報告：高密度経済社会への地域課題」（1967年）が取りまとめられ、都市における過密問題とともに、人口減少地域における過疎問題が注目された。しかし、依然として「地域格差の縮小」への対応は立ち遅れ、公害、開発計画の発表、福祉ニーズの発生などを契機に、激しい住民運動が展開されるようになる。都市では、従前の問題に対して、「生活基盤の極度の悪化としての生活環境問題の発生」（土地および住宅問題、道路および交通問題、上・下水道ならびにゴミ、し尿処理問題、公害および災害問題、公園および緑地問題、教育および保育施設問題、医療および福祉問題など）が生じ始めた（野々山 1980：1-2）。このような生活基盤の溶解を背景としながら、1968年、美濃部革新都政下の東京都が策定した「東京都中期計画」では、松下圭一による「シビル・ミニマムの思想」に基づき自治体レベルでの計画づくりが行われるようになった。1969年には「新全国総合開発計画」（新全総）が策定され、そこでは「4つの課題を調和せしめつつ、高福祉社会を目ざして、人間のための豊かな環境を創造すること」が基本的目標とされ、過密・過疎問題への対応に加え、経済成長と安定した国民生活の両立を図るため、地域開発政策の再検討が迫られていた。都市は、住民の生活環境を脅かす「環境」問題の集積地として認識され、都市問題は、自治体による介入を要請すると捉えられていたことが分かる。

そのなかで、「人間のための豊かな環境を創造する」ために期待を集めたのが地域社会であり、コミュニティであった。1969年には国民生活審議会コミュニティ問題小委員会報告「コミュニティ：生活の場における人間性の回復」が打ち出されるとともに、社会福祉の領域においても、1969年には東京都社会福祉審議会「東京都におけるコミュニティ・ケアの進展について」（答申）が、1971年には中央社会福祉審議会「コミュニティ形成と社会福祉」（答申）が提示された。都市内部に「人間」的な生活環境を「創造」する際、そのモデルとして、コミュニティが想定されるようになったのである。

岡村重夫により『地域福祉研究』（1970年）が刊行された後には、「第三次全国総合開発計画」（三全総、1975年）が策定され、そこでは圏域設定方式に立ち、居住の総合的環境形成をはかる「定住構想」が掲げられた。1979年には全国社会福祉協議会が発表した「在宅福祉サービスの戦略」において「福祉コミュニティ」の形成が指摘されるなど（牧里 1992）、地域福祉研究が進展する社会経済的背景には、高度経済成長期に伴う「工業都市」の急速な成立と、都市化に対応する「共同体（コミュニティ）」の機能への期待があった。このような潮流のなかでは、高度経済成長を背景とする、工業化に伴う諸問題の凝集するエリアとしての都市像が出現し、都市住民は、工業化の負の側面（公害、過密化など）の影響を受ける「被害者」という形で描き出されている。生活基盤としての「環境」を破壊する工業に対し、「環境」を再構築しようとする一つの試みとして「地域福祉」という対立軸が設定されたと言えるだろう。

3. 工業化のなかにおける「都市」（1970年～1984年）

（1）大衆社会と第三空間が出現する「都市」

1970年から1984年の地域福祉研究では、高度経済成長期の急速な工業化を背景として、都市はどのように捉えられてきたのだろうか。一つ目の視点が「大衆社会」であり、その縮図として、生活空間・労働空間に回収されない「第三空間」が立ち現れる場という都市認識が提示された（竹中 1970, 1971a, 一柳 1974, 岡田 1978）。

大衆社会として都市を捉えるのが、社会学の立場から地域福祉について論じる竹中和郎^{かずろう}による一連の論考である。竹中（1971a）では、「都市における大衆化は、これを享有する固有の社会階層を創出」し、「各種の大衆的余暇消費の型態は、それへの強い制度的規制の存在にもかかわらず、社会的逸脱の色彩をこくしている」として、「都市地域における社会的アノミーの状態は、その大衆的文化のなかで、人びとをして、無責任な反抗や逃避的行為を正当化^{ママ}している」と述べる（竹中 1971a：60-1）。さらに、竹中（1970）では、現代都市社会は、「地域社会全般にわたる組織化を可能とせず、ますます都市的偏倚、大衆的な無関心の度を強めて」おり、このような「住民の生活目標や行動の多様化、文化的葛藤、階層的分化と生活格差は、むしろその統合化をさまたげる傾向を強くしている」と指摘する（竹中 1970：17）。都市住民が見せる大衆的行動の前提として、無規範状態、「アノミー」を見出し、問題視するという関心が提示されている。「アノミー」にある都市「大衆」は、規範を喪失しているがゆえに、容易に反社会的・脱社会的行動に走る潜在的な逸脱者群だと否定的に捉えられる。

さらに、大衆社会化に伴う「第三空間」の出現を指摘するものも見られる。一柳（1974）では、都市生活には、①自宅などの「全日制的生活空間」、②職場や学校などの「定時制的生活空間」、③歩いているとき、交通機関を利用しているとき、買い物しているとき、娯楽などを求めている「流動性的生活空間（随時性的生活空間）」という三つの空間が存在すると指摘する。自宅や職場・学校以外の「第三空間」こそが、都市化の指標となる、家庭や職場などの人間関係から解放された、現代人が求める「自由の世界」であり、「孤独なる大衆」（リースマン）となる空間であるとして、「第三空間」を大衆社会と呼ばれる現代の縮図であり、現代人にとって魅力ある場であると評価する（一柳 1974：20-1）。そして、「現代都市は高密度社会として、その都市生活者に好むと好まざるとを問わず、家庭や職場以外の第三の空間に孤独なる大衆としての状態にさせる。『精神的なものを求める』人間の状態にさせ、何かを求めなければすまない都市人の疎外感を感じさせる」（一柳 1974：24）。その一方、農村が工業化しても、同

様の空間をつくることはできず、「都市は良かれ悪しかれ、人間を自由に解放するところであり、そのような空間の存在が都市の繁栄、人口の集中を可能にし、『身分から解放されて』自由を楽しむことができる」（一柳 1974：21）と述べ、大衆化する第三空間をポジティブに捉えている点が、竹中（1970, 1971a）とは異なる。このように、社会的属性から離脱できる「第三空間」を内部に生成させるのが都市であり、「第三空間」における属性からの離脱可能性をポジティブに評価すれば「自由」な解放につながるものであり、ネガティブに評価すれば「匿名性」に伴う孤立やリスクを生むものとなる。その双方が内包されている、アンビバレントな場が都市であるとされている。

一柳（1974）と同様に、岡田（1978）は都市の「第三空間」を析出する。岡田（1978）では、都市生活を住居、職場、遊樂の三要素（遊職住）とし、三要素の地元的完結を有しない人を「三分の一市民」と表現したうえで、現代都市社会の文化を「三分の一市民」文化として把握する。さらに、現代都市社会の文化の基盤である「生活」は、かかる「三分の一」性によって特色づけられるが、現代都市は「三分の一市民」のほかにも多くの中小企業主（住宅店舗型）のように「遊職住」地元完結型の人もかかえこんでいる点が、現代都市の文化（一般的行動様式）の下で、コミュニティ・オーガニゼーションないし地域福祉を考えるうえの困難を、増幅させると指摘する（岡田 1978：48）。つまり地域福祉の基盤および対象が把握しにくい場として、都市が捉えられている。一方、「遊職住」の地元的完結性が比較的強い住民が、ボランティア活動に参加する傾向があるが、「三分の一市民」に対しても彼らの生活の「三分の三」の次元で「広域的にかつ非抽象的に呼びかけられるならば、行動をとる人も決してすくなくない」として、広域的視野を有する福祉技術の発展に期待を寄せる（岡田 1978：52）。つまり、大衆社会とともに、「遊ぶ空間」としての「第三空間」を内包する都市という認識がある¹⁾。このように「第三空間」を包摂して都市を捉える場合、都市における地域福祉は、生活空間や労働空間のみへの関与にとどまるのではなく、その射程を拡大させることが要請される。

（2）アノミーが生起する「都市」

大衆社会としての都市という見方に対し、大衆社会に対する批判として提示されるのがアノミー論である。

大衆社会は人々の生活に「遊ぶ空間」を内包する第三空間を生み出し、それは人々を「自由」にするというポジティブな影響を生じさせ、特に職住の距離が遠い日本社会では、第三空間をふまえた広域的なアプローチの必要性が指摘される。その反面、ネガティブな側面としては、アノミーが生起し、人々が孤立する空間として都市が位置づけられている（竹中 1970, 1971a, 1971b, 野々山 1980）。アノミー（無規範状態）の概念は、「デュルケームがはじめて展開したものであって、彼によれば、或る社会や集団における相対的な無規制の状態」をさす（マートン 2024：149）。農村生活において存在する地域社会の共同体による規範や価値基準が失われ、それに替わる規範・価値基準が創出・共有されず、紐帯を喪失した個々人がアトム化し、孤立した人々がマスとして集う空間・場所こそが都市であるという認識である。

例えば、竹中（1970）では、「物理的生活環境の整備・開発の進展にさいして、地域住民の間になお残される孤立、不安、目的喪失というアノミックな都市的行動にどう対処し、人間性の回復をはかるか、という点もすでに一般的命題として提起されてきた」（竹中 1970：16）として、都市における物理的な経済偏重政策の弊害を指摘する。つまり、貨幣価値、経済資本は、住民の共通利害を溶解させ、紐帯を切断するという。「都市的偏倚とよばれるアノミックな社会現象」に対応できる姿勢を地域福祉においても考慮しなければならず、「現代社会において現出したアノミックな生活環境そのものが、つねに変革、刷新の対象となる」と述べる（竹中 1970：20）。

同時に、地域組織や社会組織の統制力の解体によるアノミックな社会状況に対しては、都市住民には消極的な反応ではなく、新たな都市文化への期待として、積極的な評価があることを指摘し、ネガティブ・ポジティブの両面が指摘される（竹中 1971b）。一方、都市におけるアノミー現象を強く問題視する野々山（1980）では、経済偏重主義の高度経済成長

に伴い、都市が巨大化（メガロポリス化）することで、伝統的な価値体系の解体化とアノミー現象が顕在化し、「地域社会での生活の実体や社会生活そのものの規^マ準^マがあいま^マい化し、無規範状態となり、ひとびとは疎外感と焦燥感にみちた生活をおくらざるをえない」として、ネガティブな側面を強調する（野々山 1980：1）。都市には、地域社会があるにしても、そこには「生活実態」や「規^マ準^マ」が存在しない、空虚な場として表れるという。さらに、コミュニティという用語が広まる契機となった国民生活審議会コミュニティ問題小委員会報告「コミュニティ：生活の場における人間性の回復」（1969年）等におけるコミュニティ論やコミュニティ概念は、地域社会における人々の生活について、「現在の都市住民は、孤独と不安に陥っている」という認識を前提にしていると述べる（野々山 1980：5）。つまり、都市は、紐帯が切断されたアトムとしての諸個人が凝集し、かつ「孤独」に苛まれる場だというのである。都市に生起するこれらの事態は、「人間」としての本来的な生存とは乖離した、非本来的な在り様だとされ、批判の対象となる。

以上では、アノミー化に伴う孤立・孤独の問題点として、「人間性の喪失」と、無規範状態により「組織的な活動を通じた解決を避け」ること（竹中 1971b：91）の2点が指摘されていると言えよう。

1点目について、「地域住民の間になお残される、孤立、不安、目的喪失というアノミックな都市的行動にどう対処し、人間性の回復をはかるか、という点もすでに一般的命題として提起されてきた」と述べられる（竹中 1970：16）。さらに、急速に「緑」、すなわち自然を失うプロセス、かつ伝統的な価値体系の解体化をよぎなくされるプロセスは、「環境条件の悪化」や「アノミー現象の顕在化」を生じさせた。その結果、地域社会での生活の実体や社会生活そのものの「規^マ準^マ」が曖昧化し、無規範状態となり、ひとびとは疎外感と焦燥感にみちた生活をおくらざるをえないとの指摘につながる（野々山 1980：1）。

2点目に関しては、都市地域における社会的アノミーの状態は、その大衆的文化のなかで、人びとの無責任な反抗や、逃避的行為を正当化し（竹中 1971：61）、「組織的な活動を通じた解決を避け」という指摘がある（竹中 1971b：91）。アノミー

論は、岡村（1974）においても見出せる。岡村（1974）では、奥田道大（都市社会学）による、行動体系と意識体系により区分される地域社会の類型を用いながら、①いわゆるムラの状況の「地域共同体」モデル、②伝統的無関心地域としての「伝統的アノミー」モデル、③伝統的な地元意識に反発する個我の自覚にもとづく権利要求型地域社会である「個我」モデル、④地域社会の主体的行動体系をもち、普遍的価値意識に支えられて他の地域との協同行動をとる「コミュニティ」モデルがあり、①②③のモデルを④のモデルに発展させることがめざされる（岡村 1974：14, 71）。生活問題への対応には「必ずしも強い連帯意識や個人の価値感^マの変革を必要としない」が（岡村 1974：18）、「環境改善やサービスの実施が、地域にとって必要であるかどうかを、地域住民が自ら発見し、方針を決定し、そしてその実現について必要な集団的活動に参加することによって体験せられる『同一性の感情』を共有することが、『コミュニティづくり』である」と述べる（岡村 1974：24）。岡村の地域福祉論では、地域福祉の構成要素として、コミュニティ・ケア、一般地域組織化活動と福祉組織化活動、予防的社会福祉を指摘し、福祉コミュニティにもとづく論理を提示する点に特徴がある。その際には、アノミーに陥った個人は「組織化」を妨げるものとしてネガティブに捉えられる。ここから、アノミーによって原子化した個人を「組織化」するアクターが、いずれより参入し、いかにしてそれを実現するかという問題設定が生じる。

（3）社会病理・逸脱行動が表出する「都市」

アノミー化に近接する都市認識として、社会病理・逸脱行動が着目されている（竹中 1970, 1971a, 1971b, 飯田 1978）。徳岡（1997）によると、社会病理（社会問題）研究の主流は、社会を人間有機体と同様にイメージし、望ましい「健康」な社会と「病める」社会とに二分する社会病理学（social pathology）的パースペクティブから、行動を統制する規則の欠陥・失敗ゆえに同調行動が期待できない状態が生じる社会解体（social disorganization）論と規範的期待の侵犯を反映するものとしての逸脱行動（社会逸脱）（deviant behavior）論へと発展した（徳

岡 1997：11-5)。これら三つの流れに対する批判を意識しつつ、それらを統合し理論的に精緻化したのがマートンであったとされる（徳岡 1997：24）。マートンが用いた基準は社会規範であり、「社会病理学（社会問題研究）の対象は、『広い範囲の人々が共有している社会的標準と社会生活の現状との実質的な食い違い、かくある現実と、かくあるべしと考えられる理想とのズレ』であると主張」した（徳岡 1997：25）。

都市のアノミー化を指摘した竹中（1970）は、「都市公害や都市地域における各種の社会問題にたいする制度的規制の弱体化などの一般大衆がになう共通の解決を必要とする問題。あるいは、それに関連するさまざまな社会問題。たとえば犯罪、非行、売春、自殺など——に対して解決の必要にせまられている」と述べる（竹中 1970：16）。

最も詳細に指摘するのが、竹中（1971a）（1971b）の一連の内容である。「都市地域における社会的アノミーの状態は、その大衆的文化のなかで人々をして、無責任な反抗や、逃避の行為を正当化している」として、社会病理・逸脱行動が出現する空間として都市を捉える（竹中 1971a：61）。

都市は、非行文化に寛容であり、「都市における一時的な特殊文化、つまり流行やその他、非生産的な活動や行為にかんして、多くが関心をもち、参加し、他方では、日常生活における不満足な事実や問題にたいして無関心にとどまるばあいも極めて多い」ため、社会的病理・逸脱行動が現れるとする（竹中 1971a：64）。旧来のコミュニティにとっては、「制度的・非制度的な規範が人間行動にたいして脅威として働く。これとは対照的に、より開放的なまた生活空間の拡大をみる都市コミュニティでは、すでにその威力や脅威を失って」おり、「制度からの逸脱者がかならずしも処罰の対象とはならず、無視され、放置され、さらには賞讃の対象とすらなっている場合」があると指摘する（竹中 1971a：72）。生活様式としての「都市的逸脱」は、極端な逸脱行動（非行・犯罪を生む条件）が都市的生活様式のなかに埋没し、顕在化した問題事実があっても、それが制度的な統制や制裁の対象とならず放置・黙認され、むしろ無関心という形で消極的に容認されることを特徴とする（竹中 1971a：66）。

具体的な逸脱行動として、「非行、犯罪、売春、賭博、麻薬、アルコール中毒、などの諸問題の集積」があげられ（竹中 1971a：74）、それらの諸問題を防遏するアクターが都市部には欠落しているというのである。

一方で、逸脱した都市的生活様式が固定化する都市では、個人的な反抗は結果的に無視され、組織的な反抗を試みる機会や動機をもたないことは、社会的現実をそのまま受容していることにほかならず、「社会的統制力をもつ組織化はこれに対する一種の社会的アクション」であることを指摘する（竹中 1971b：90）。このように、社会的規範が薄れ、社会病理・逸脱行動が「固定化」する都市像が提示される。

そのほかにも、飯田（1978）は、社会病理・逸脱行動に着目しながら、心理的な問題を指摘する。横浜市を取り上げながら、当時の住宅事情の劣悪さやそこから発生する人間の疎外感があるとして、高齢者や障害者の大部分が屋内だけでなく、戸外においても憩う場所を持たない「非人間的性格」が日本の都市が共有するものであると述べる（飯田 1978：317）。とりわけ、障害者家族の生活に焦点をあて、「障害児家族の子殺しや一家心中の悲劇は、現代都市社会における普遍的な疎多²情況の典型的な事例」であり（飯田 1978：318）、物質的・精神的な病理現象（一家心中や子殺しの悲観的な事件の続発）が生じる都市は、「見ず知らずの異邦人の集団としての都市社会のなかで、アトム化し、孤立し、情緒的にも絶え間のない不安と焦燥にかられる人々の、もっともおぞましく不幸な病理現象であり、人間のはなはだしい疎外の典型」であり、「だからこそ『福祉の風土づくり』『ともしび』運動²⁾のスローガンに代表されるコミュニティの復権、人間的連帯性の復活をうながす理由と動機になっていると共に、他方では、公権力による有効な措置が強く求められている」と言う（飯田 1978：332）。このように、社会病理・逸脱行動は、病因を特定し、除去するという「医療モデル」にもとづく発想があり、システム論的な視野とは対極的な都市の見方が提示されている。都市における社会現象を「病理」「逸脱」だと判定する基準は、当然ながら都市には置かれていないが、その基準が奈辺にあるのかについての明示的な

論述は乏しい。

4. おわりに：アトム化とマス化の共存と規範的「都市」像

高度経済成長期の余韻が残る1970年から1984年の地域福祉研究では、都市住民は多様性が高くまとまりがない（アトム化）という言説と、都市住民は画一化し大衆としてまとまっている（マス化）という言説が、併存している。その結果、都市認識は、着目する社会現象に即して、恣意的にアトム化の評価がなされたり、マス化が論じられたりする。そのことは、住民、コミュニティ目線からは、ある時・ある場面ではアトムの、別の時・別の場面ではマスの振る舞うということが当然ありうるが、そのような住民、コミュニティの振る舞いの多面性（複数のアспект）を捉える枠組みが存在していないことを示唆している。

加えて、アノミー化に伴う孤立・孤独を「人間性の喪失」「組織化を妨げるもの」として捉えるとともに、社会的病理・逸脱行動という社会問題が発生する都市という批判的見方が規範的に固定化されている状況からは、新たな価値を創造し再編し続ける都市という見方が抽出しづらい。そのような悲観的な都市認識からは、都市の「地域福祉」は実践上、多くの困難に直面しているという悲観的な言説が生じやすく、活力がある、新しい発想や理論が生じるといような、積極的な要素を抽出する言説の磁場が生じづらい状況に置かれていたと考えられる。

書籍レビュー（東根・吉田 2025）では、共同体解体論を問い直す見解や重層的な都市が論じられていたが、論文レビューでは、共同体解体論が前提とされ、重層的、または多元的な都市を前提とした論考は見られない。都市を、包括的な一つの場として捉える視座が支配的であり、都市内部の多様性、例えば郊外や中心部など、様々な特質を有するローカリティを把握する視野の創出にまでは至っていない。都市における地域福祉実践の先行事例の紹介は、「都市の内部における地方的なエアポケット（同質性の高いコミュニティ）」に偏重していることも、共同体は地方にこそあり、地方的なものを都市部に構築するべきだという規範意識が作用していることの反映ではないか。一方、地域福祉を離れた都市認

識に関しては、同時期、「都市はあくまでも人間が生存し、存続していくフィールドとして構想され、そして自然体の外延として派生したのではなかったか。都市は、不出来でも未完でもなく未開なのである。逆説的に言えば都市は未開であるがゆえに、先進性を持ち続け、そしてさらに人間の生活環境としてさらなる可能性を持ち得るのではないか」（望月 1978：13-4）というように、近代的な開発の路線を直線的に捉える都市化のイメージを覆そうとする言説も存在する。都市＝未開という視点は、都市を近代の象徴、近代資本主義の生起させる諸問題の先進地域であり、集積地と捉える近代化論を相対化させてくれる。都市においても「生活」は成立しているものであり、都市における「生活」を、疎外された非本来的な営みだと捉えるのは一面的ではないかという問題提起があったことを記しておきたい。

注

- 1）東根・吉田（2025）においても、都市生活の特質として「余暇」に着目する文献が見られた（大橋純一（1998）『都市化と福祉コミュニティ』学文社）。大橋（1998）では都市の居住形態に注目し、人びとのライフスタイルの変化にふれながら、都市生活の特質として「余暇」を指摘する。「仕事を重視した『職住近接』とは違った、遊ぶことを重視した『遊住近接』といった新しい価値志向が登場」したことで、余暇空間が生まれたという（大橋 1998：122）。このように、都市生活は「生活」に還元されない「余暇」を含めた検討が必要であると述べられている。
- 2）1976年、神奈川県知事・長洲一二（当時）が県民に向けて提唱したスローガン。当初想定されていた福祉社会に向けた統合的な行政施策だけでなく、基金を活用したボランティアの支援などが行われ、障がいや年齢等にかかわらず過ごしやすい福祉社会づくりをめざす運動となった。

付記

本稿は、2024年度明治安田こころの健康財団研究助成（社会学・社会福祉学的研究）による「地域福祉実践をめぐる「地域」像の協働的創出プログラムの開発：郊外部における「対話の場」を通じた地域マインドマップ作成を核として」（東根ちよ・吉田直哉）による研究成果の一部である。

参考文献

- 飯田進（1978）「都市問題と地域福祉：特に障害福祉の運動論的考察」『経済と貿易』（122）315-334。
 一柳豊勝（1974）「仏教と社会福祉：都市における地域福祉と仏教思想についての考察」『同朋大学論叢』（30）17-32。
 岩田正美（2011）『リーディングス日本の社会福祉6：地域福祉』日本図書センター。

- 岡田真（1978）「三分の一市民」『文化と地域福祉』（12）47-55。
- 岡村重夫（1970）『地域福祉研究』柴田書店。
- 岡村重夫（1974）『地域福祉論』光生館。
- これからの地域福祉のあり方に関する研究会（2008）「地域における「新たな支え合い」を求めて：住民と行政の協働による新しい福祉」
- 三本松政之（1986）「「大都市」自治体における地域福祉の今日的課題について」『日本社会事業大学社会事業研究所年報』22, 25-38。
- 清水英利（1979）「郊外都市における地域福祉：埼玉県所沢市の地域福祉と随意集団－1－」『社会学年誌』（20）55-77。
- 武川正吾（2006）『地域福祉の主流化』法律文化社。
- 竹中和郎（1970）「都市的偏倚と地域福祉の課題」『社会福祉研究』（7）15-21。
- 竹中和郎（1971a）「都市生活と地域福祉の課題（Ⅰ）：都市化・都市性と逸脱行動」『評論・社会科学』（1）59-76。
- 竹中和郎（1971b）「都市生活と地域福祉の課題（Ⅱ）：都市化・都市性と地域計画」『評論・社会科学』（2）70-91。
- 東京都社会福祉協議会（1991）『コミュニティを拓く：大都市における福祉コミュニティの現実と構想』東京都社会福祉協議会。
- 徳岡秀雄（1997）『社会病理を考える』世界思想社。
- 野々山久也（1980）「地域福祉システムの形成：その現状と課題（共同研究：大都市構造の変化と福祉問題）」6（1），1-17。
- 東根ちよ・吉田直哉（2025）「地域福祉研究における「都市」認識の変遷」『社会問題研究』74, 69-80。
- 牧里每治（1992）「第16章 福祉コミュニティの形成と小学校区」鈴木広編著『現代都市を解説する』ミネルヴァ書房, 350-369。
- ロバート・K・マートン（2024）『社会理論と社会構造』（新装版）森東吾・森好夫・金沢実・中島竜太郎訳，みすず書房
- 松原治郎（1980）「戦後における地域社会の構造・機能の変化」社会保障講座編集委員会『社会保障講座6：地域社会と福祉の展開』総合労働研究所, 3-28。
- 望月照彦（1978）『都市は未開である』創世記。
- 和気康太（2024）「地域福祉概念再考：グローバルな視座からの試論」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』163, 111-138。

受付日：2025年4月30日

地域福祉研究における「都市」認識の変遷 (3)

吉 田 直 哉 東 根 ち よ

大阪公立大学

Views on city in community welfare studies of Japan (3)

Yoshida Naoya Higashine Chiyo

Osaka Metropolitan University

抄録：本稿は、農村地域を含めて都市化が進行しつづける現在、地域福祉研究が「都市」をどのように捉えてきたのかを、論文レビューを通して明らかにするものである。論文レビューの対象期間は、1985年から2023年である。1980年代半ば以降、それ以前の一体的・総体的な都市像とは異なり、内部に多様性をはらむ、セグメント化されたシステムとしての都市像が示され始めた。一方で、都市に対する規範的な見方も残存しつづけている。2010年以降、動的に生成される非同一的な都市の特性を把握する試みは十分な成果を生み出せておらず、都市認識は固定化・陳腐化している状況がうかがえた。

キーワード：再開発、マイホーム主義、都市システム論、都市の多文化化、都市の階層化

1. はじめに

2000年代以降、「地域福祉の主流化」が喧伝され、社会福祉援助の地域化が、制度・実践の両面から進展するなか、「地域社会」に対する認識は、社会福祉援助を意味づけ、方向づける理念的価値を持ちつつある。しかしながら、「地域福祉の主流化」に対応するような形では、社会福祉研究は地域社会を捉える多角的な視点を、必ずしも提起することができていない。

別稿と同様、本稿は、農村地域を含め都市化が進行する今日、地域福祉研究が「都市」をどのように捉えてきたのか、すなわち地域福祉研究における「都市」認識を、論文レビューを通して明らかにするものである。

論文レビューの対象期間は、東根・吉田 (2025) に倣い、1970年から2023年までとした。始点となる1970年には、岡村重夫の著作『地域福祉研究』が刊

行され、同書を契機に社会福祉学における「体系的な地域福祉研究」が開始したとされている (岩田 2011: 5)。

レビュー対象となる論文の検索には、CiNii (NII 学術情報ナビゲータ) を用いた。タイトル検索において、「地域福祉」および「都市」の双方をキーワードに設定し検索した結果、2025年1月28日時点で、133件の「論文」が該当した。その133件のうち、都市認識が明示されていない論文、学会報告要旨、学会シンポジウム紹介、調査報告、書評、事例紹介を検討対象から除外した。さらに、該当した論文内で参照されているもののうち、本稿と関連が深いと考えられる論文を追加した結果、40本を対象とした。

本稿、および別稿の論文レビューでは、都市認識に際立った画期を見出すことはできなかった。ただ、1980年代半ばを境に、都市認識に緩やかな変化が見られ、2010年以降は都市認識そのものが明示さ

れず、都市に対する視座が流動化ないし拡散する傾向があることが窺われる。したがって、紙幅の都合上、本稿では、1970年から1984年に刊行された論文における都市認識について論じる別稿に続き、1985年以降の論文を対象とする。

2. 産業構造の変化と地域福祉研究

1980年代半ば以降、国内の主要産業は第二次産業から第三次産業に転換する。1987年の「第四次全国総合開発計画」では、「地域の産業構造転換問題が重要となっており、地域活性化のため工業の開発ばかりでなく、多様な産業振興施策の展開が必要」との認識が示され、「昭和50年代に入り、三大都市圏への人口集中は沈静化し、人口の地方定住が進展し、地域においては自らの創意工夫を生かしつつ地域づくりを進めようとする機運が高まり、地方における居住環境も向上するなど、定住構想は進展をみた」との評価が行われていた。つまり、1980年代には、工業化に伴う都市の過密化がもたらす諸問題の激化が小康状態に入り、同時に「地方定住」が進むことで、定住圏としての都市への新しい視角が求められることとなった。1981～90年は、「抽象的な理論ではなく、現代社会の実態に迫ろうとする共通の特徴」のある「高度経済成長を扱った著書が相次いで刊行された」時期でもある（間 1994：3）。中成長期からバブル経済期にまたがる1980年代には、「高度経済成長」期に対する回顧を通して、80年代に続く「現代社会」の形成過程に対する関心が浮上したという。

主要産業が第三次産業に移行するなかで、1970年から1984年には、高度成長期には盛んに論じられていた「アノミーが生起し、人々が孤立する都市」というテーゼが説得力を失い、それ以前の「共同体」を乗り越えるための言説として「システム」の構築が重視されるようになるなど、都市に対する認識に磁場の変動が生じた。その背景には、高度成長期から中成長期への産業構造の変化に伴う社会構造の変容があり、第二次産業に従事するため若年労働者が流入し生産の場として膨張する都市像から、若年労働者が「家族」を形成する、再生産の場としての都市像への転換が生じつつあったと考えられる。1990年代の midpoint である1995年に発生した阪神・淡路大

震災は、高度経済成長によって生起し、中成長期からバブル期にかけて成熟した日本の都市の構造、都市社会の脆弱さを白日の下にさらけ出したとの指摘があり（鯉坂 1998：1）、90年代半ばには、日本の都市構造への既存の認識そのものに対する反省的検討が試みられるようになっていく。

なお、地域福祉研究では、1980年代半ば以降、都市内部の地域社会に目を向ける研究が盛んに行われるようになった。1989～91年には東京都社会福祉協議会が「福祉コミュニティ構想」研究委員会を立ちあげ、都市社会学を専門とする奥田道大^{みちひろ}が委員長となり、都市における福祉コミュニティに関する全国規模の実態調査が行われた。1991年には同委員会の報告書「福祉コミュニティを拓く：大都市における福祉コミュニティの現実と構想」が刊行されている（東京都社会福祉協議会 1991）。その後、2000年以降の社会福祉基礎構造改革では、社会福祉法に「地域福祉の推進」が明記されることで、「地域福祉の主流化」が進展したとされる（武川 2006）。

さらに、地域福祉研究をめぐる重要な文書として、2008年に全国社会福祉協議会により組織された「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」から「地域における『新たな支え合い』を求めて」（報告書）がまとめられた。そこでは、「高度経済成長期における工業化・都市化の中で地域の連帯感が希薄化し、さらに成熟社会を迎える中で、これまでのような地域の活力を期待することも難しい。人々の移動性や流動性が高まり、個人主義的傾向も強まる中で、『ご近所』の人間関係が形成されず、地域の求心力の低下を招いている。特に大都市においては、オートロックのマンションに民生委員が入れないという状況もあるように、地域社会の支え合う関係の脆弱化が著しい」というように、（かつては存在したと見なされている）人間関係が希薄化した場としての都市という認識が示されている（これからの地域福祉のあり方に関する研究会 2008：4）。1990年代から2000年代にかけては、都市そのものに対する視座というより、都市内部に存在している「地域社会」への注目がなされ、地域社会こそが、「失われた地域」を再充填する新しいステージとして認識されるに至った。

3. 商業化する「都市」(1985年～2009年)

(1) 再開発に伴い生活拠点が再編成される「都市」

1985年以降は、高度経済成長期に続き、アノミーが生起し、社会病理・逸脱行動が表出する都市像が示されながらも(金子 1989, 1990)、「大都市の衰退」、「インナーシティ問題」への対処の必要から、「都市の国際化」、「情報化に対応した都市機能の高度化」への変化への着眼が見られ、都市特有のダイナミズムとダイバーシティを正面から取り上げようとする試みもみられるようになった(三本松 1986: 26)。再開発事業に伴い、「再開発該当地区居住者、自営業者の『生活空間』の変更が迫られていくという図式」が出現し、「これまでの地域福祉論の枠をこえた課題」として、「自らの意志にもとづかずに生活・生活拠点をうばわれる人々の問題」が発生していると述べられるように、再開発ブームのなかで生活空間が強力に解体・再編成されていく流れを受け、生活拠点としての都市そのものを再考しようとする見方が、多く提示されている(三本松 1986: 34)。

鰐坂(1998)は、「現代都市はハード面でもソフト面でも危機をかかえている」として、生活拠点としての危機の内実に着眼する。「都市圏のなかでも少しでもよい住環境や労働環境を求めて人々は移動を繰り返した」結果、大都市は膨れ上がり、「郊外地域では道路・下水道、保育所・幼稚園、小中高校などの生活基盤[集散的消費=社会的共同消費手段]の不足」が生じ、多くの郊外都市の財政は逼迫することになった。工業地帯では大気汚染や水質汚染などによる環境破壊と健康被害が生じ、住民運動が高まりを見せる一方、比較的所得が上がった中流層にはマイホーム主義が広がり、個人主義的な人間関係が形成された結果、「町内会・自治会などの既製の地域住民組織はその存在価値を弱め」た(鰐坂 1998: 2)。さらに、現代都市の基盤として、自然環境、社会的一般労働手段(生産基盤)、社会的共同消費手段(生活基盤)という、生活手段の複合があることが指摘される(鰐坂 1998: 3)。このような鰐坂の認識は、都市の工業化とそれがもたらす人口集中、都市住民の自己中心性への嫌悪感という、1970年代の都市認識が、1990年代に入っても完全に失効したわけではないことを示している。

生活拠点としての都市の特徴を捉えることを試みているのが、金子(1990)と佐藤(1997)である。金子(1990)は、個人の社会空間が二分されたものとして都市を捉え、「プライベートな空間は家族であって、パブリックな空間は職場」であるという二重構造が明確であるとする(金子 1990: 185)。そして、「家族生活と職場の2大空間は大切にするが、それ以外は省略しがち」であり、「高等教育を受けさせる経済力の制約、そして住宅という都市空間的な制約」により、小家族が必然化するものとして都市を捉える(金子 1990: 187-8)。佐藤(1997)も、家庭生活と職場の2大空間の重視が顕著となり、「職場、学校以外のほとんどの時間は家庭内で費やされ、いわゆるマイホーム主義にみられるように、地域社会から脱落したファミリーズム(familism)が一般化」と指摘する(佐藤 1997: 70)。このように、家庭生活(マイホーム主義)と地域生活は相反する対立項としての認識が示される。〈職場/家庭〉を二項対立させる見方は、1970年から84年の地域福祉研究で示された都市部に、職住空間に解消されない「第三空間」を見出そうとする所論とは異質であり、両者が見ようとしていた都市のアスペクトが異なっていた可能性がある。〈職場/家庭〉を二項対立させる見方からは郊外部が、「第三空間」を見出そうとする見方からは都心部の様相が焦点化されていたのではないと思われる。マイホーム主義によって「地域生活」が空洞化されているエリアというのは、居住に特化したエリアとしての住宅地、特に郊外部が念頭に置かれているのであろう。

(2) システム化する「都市」

主要産業のサービス業への移行に伴い、人々の生活がサービス業に依存することで維持される営みへと変容するなか、専門機関によるサービスがシステム化する都市認識が提示され始めた(金子 1990, 1997, 畠中 1992, 鰐坂 1998, 平川 2008, 新田目 2008, 内藤 2008)。

畠中(1992)は「市民社会」の成熟を阻む社会病理現象として、馬場(1988)による「過剰商品化社会」「過剰富裕社会」「過剰効率社会」に加え、「拝金社会」を指摘し、「近年の大都市周辺の土地の高騰は、マネー・ゲームに狂奔する一部の日本人と、国

民一般の根強い持ち家志向の相乗効果と見ること」ができると述べる（畠中 1992：258）。バブル期におけるサービス業の主要産業化を「拝金社会」と批判し、その背景にある過剰商品化を「社会病理」として断じた上で、そのような「病理」が除去される展望を、地域福祉に見出そうとする発想が示される。つまり、拝金主義的な現代社会のライフスタイルに対し、もうひとつの生き方を提示するという意味で「世直し運動」として地域福祉活動が位置づけられるのである。

ただ、サービス業の主要産業化は、それを道徳的な見地から批判したところで押しとどめられるものではないという認識に立ち、サービス業を組み込んだ形でシステム化する都市を論じたのが、都市社会学を専門とする金子勇である（金子 1990, 1997）。「現代社会に生きる個人は『快適なサービス』を希求する存在であり、その具体化は都市生活でのみ達成可能」とし、「都市はさまざまな生活欲求に対応できる専門機関サービスを内蔵しているが、完全ではないので、その機関サービスが不十分な側面、たとえば親しい関係の維持（親交）や自治の訓練（commitment）の機能をコミュニティが担うという二重構造が認められる」と指摘する（金子 1990：198）。つまり、金子は、サービスの提供を前提とし、それを補うセーフティネットとして、地域コミュニティを含むインフォーマルな関係性を位置づけている。さらに、金子（1997）では、都市社会学における「専門機関によるサービス処理システム」の視点を持ちながら、「専門的に提供されるサービスの選択機会をめぐっては利用者側の主体的な判断が存在する一方で、選択後のサービス消費時点では利用者側がそのまま客体へと変身せざるをえないジレンマが存在」するとして、「共同性を主体的に選択する場面の中心に専門機関が位置する」というような、高度にシステム化される都市を捉えている（金子 1997：10）。生活を支えるサービスが一義的であり、サービスの補完がコミュニティだとする（顛倒した）都市生活が描かれ、住民はサービスの享受者として「受動化」する存在であるとされている。そこにおいては、サービスを「選択」することの主体性については注目されていない。

内藤（2008）は、都市においては『文化装置』

（W. Mills 1963：36）による生活の包摂」が顕著であり、「文化装置は、様々な媒体を活用しながら幸福イメージを刺激して、欲望を肥大化させ、消費を超えた浪費の生活にわれわれを誘い込み、『社会学的想像力』を貧困にするという役割を果たしている」（内藤 2008：12-3）として、サービス化、システム化によって、社会学的想像力（ミルズ）による都市への包括的な把握が妨げられているという。ここで示される都市認識は消費社会論に近接し、消費都市としての認識が前景化している。サービス業は、欲望を肥大化させると共にそれを充足する、マッチポンプ的機能を有するものとされている。

金子（1990, 1997）と同様、都市社会学の見地から地域福祉を捉える平川（2008）は、『福祉コミュニティ』を詳細に検討するとき、それは都市社会学における『都市コミュニティ論』の批判的摂取によって形成されている」と指摘する。そして、「生活上の支援を必要としている人々への専門的サービスのネットワークである『福祉コミュニティ』の形成がある」一方、「普遍的価値意識と主体的行動体系によって特徴付けられる住民から構成される、『地域コミュニティ（コミュニティ型地域社会）』形成」があり、「二本立てのコミュニティ論」という社会福祉学と都市社会学との間での共生関係が成立する可能性が示唆されているとする（平川 2008：6）。都市社会学と地域福祉研究のクロスオーバーの試みから、新田目（2008）は、「都市的生活様式の特徴の一つが共通の生活課題解決のための専門機関依存傾向」であるとしながら、高齢化社会における、高齢者自身の助け合いのネットワークの動向を取り上げ、『都市市民』は（参加し結果に責任を負う）『市民』となるべく具体的学びを始めた（始めさせられつつある）」と述べる（新田目 2008：3）。さらに、「高齢化時代における日本のコミュニティ作りは、その意味で、公的・準公的機関が主導し、制度の安定性を保証し、近代的、旧来的組織がそれぞれの役割を果たし、そこに住民の高度な関与が求められるという意味での『福祉コミュニティ』作りを実践的課題として検討する段階にはいったと理解すべき」だとして、「高齢化」が、アクターとしての住民の関与への要請を強め、住民と公的・準公的機関の相互作用的な複合化が不可避に生じてくる可能性を展望して

いる(新田目 2008: 4)。諸アクターの機能の交絡過程に焦点化するシステム論に立てば、都市やコミュニティの現状に対する道徳的な非難は有効なものではなく、従前のアクターの「喪失」も、それを単純に批判や慨嘆の対象とするような言説は生じにくくなる。そして、システム論的な都市論においては、現在の都市システムの中で、いかなるサブシステムが機能しているかという実態の記述に関心が注がれることになる。多元的かつ複雑な相互依存性としての「システム」が存在し、個人が単一のコミュニティにのみ所属しているという想定に立っている限り、都市に生起している多元的かつ輻輳的なネットワークキングを捉えきれないという問題意識を持つのであれば、コミュニティの重層化、所属の重層化こそが、都市の特徴だと捉えられることになる。

(3) 階層化・多文化化する「都市」

1970年から1984年には大衆化する都市認識が提示されたが、1985年以降は階層化する都市認識が表出する(鰐坂 1998, 三本松 2001, 加山 2004, 2005, 2007, 2008)。

鰐坂(1998)では、「1995年1月の阪神淡路大震災による阪神都市の被害の甚大さとその後の復興過程の問題状況を通じて、高度経済成長によって膨張した日本の都市の構造、都市社会の脆弱さ」が明らかになったという問題意識のもと、都市を成立させてきた不可視の前提を捉えようと試みる(鰐坂 1998: 1)。そして、その前提として、都市市民の生活水準・所得は、個々人あるいは世帯による差異が大きく、「階級階層の問題」として捉える必要性を指摘し、災害の「人的・物的被害の程度や復興の程度に、階級階層的、地域の相違」による差が生じており、生活困窮者が都市の一定地域に集中するなど、「一億総中流現象は幻想であった」ことが、図らずも都市において暴露されていると述べる(鰐坂 1998: 6-7)。加えて、1969年の「コミュニティ：生活の場における人間性の回復」(国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会)公表時には反映されていなかった問題として、「都市の国際化(エスニシティ)」への対応と「女性の就業の状況や保育の社会的公的援助のシステム」の構築を指摘する(鰐坂 1998: 7)。つまり、エスニックマイノリ

ティや女性、子どもといった、従来の都市論ではマージナライズされてきた都市アクターの存在に注目すべきだとしている。

特に、エスニシティを伴う階層化が生じる空間として都市を捉えるものが、加山による一連の論考である(加山 2004, 2005, 2007, 2008)。大都市圏は「地方や外国からの人口移動による多民族化・多文化化」が顕著であり、「転入超過による不均衡を生じさせがち」であり、「このような過程で成立した在日外国人やアイヌ、沖縄人のようなマイノリティに対して、マジョリティとの非対称的・垂直的権力構造から差別的待遇が生み出される」と指摘する(加山 2004: 15)。多民族化・多文化化が生じる都市では、在日外国人をはじめとするマイノリティを取り巻く問題は拡大し、複雑化する(加山 2005, 2007)。都市社会学や文化人類学の枠組みを用いながら、福祉施設などの現場における在日外国人を含めた実践や運営のありようについて検討した結果、「在日一世が高齢化し、若い世代ほど日本文化の採用への違和感も低下」していると同時に、「ニューカマーズが増加し、新たな生活問題も表出」していることを見出す(加山 2007: 116)。そして、「日本人住民・外国人住民の接合面において生起する諸問題については、都市化に付随して惹起する問題群の一つとして論究されてきた」とする(加山 2008: 18)。そこでは、「多様化」の表徴として国際化、外国籍住民の増加が捉えられると同時に、格差が拡大し、露見する場として「貧しい都市」が描かれる。多文化化の進展に伴い排除が進むという(背理的な)都市が存在し、多文化化と貧困化の接合が見られる。そこでは、非熟練外国籍労働者の貧困が描かれ、インナーシティのスラム化に焦点化していた、20世紀前半のシカゴ学派の問題意識が再浮上しているとも捉えられる。

同様に、三本松(2001)では、「都市生活における同質性と排除」として、「開放性と自由度が高いとされる都市社会においてもいまだに社会的に優勢な位置を占める人びとの価値観が基準となり、その人びとと相違する特質をもつ人びとにたいして社会的な抑圧ないしは排除、あるいは同化の強制が行われている」と主張する(三本松 2001: 3)。そして、都市社会は匿名性と異質性を特徴とするが、匿名性

は必ずしも開放性につながらず、匿名性のもとでも同質性が志向され、連帯性や共同性の成立の前提として同質性が重視され、学歴や職歴なども含めた暮らし向きの「同じさ」が求められ、それが新しい閉鎖性を生じさせているという（三本松 2001：3）。そして、移動性、匿名性の高い都市の地域生活における同質性の確認作業の結果が、それに該当しない人びとの排除という形で現れることを指摘する（三本松 2001：3）。都市は匿名的であるがゆえに「同質性」が当然視され、それに該当しない有徴性をそなえた人びとが排除されるというような、都市特有の排除の構造があるとされる。

（4）新たな「都市」像の未成立（2010年以降）

厚生労働省社会・援護局の下に組織された「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」による報告書「地域における『新たな支え合い』を求めて」が2008年に刊行され、2010年以降は、高齢者福祉分野における「地域包括ケアシステム」を発展させた「地域共生社会」の旗印のもと、地域福祉をめぐる取り組みを政策的に推し進める「地域福祉の政策化」が進展している。「地域」論の隆盛とは対照的に、2010年以降の地域福祉研究の論文において、都市を捉える多角的な視座が提示されている様子は見受けられない。

雑誌『地域福祉研究』における2010年の座談会は、「都市というものの一つの地域だという認識」に立ち、「地域福祉を開花させる実践：都市というローカルから」というテーマで行われ、そこでは、ソーシャルエクスクルージョン（社会的排除）、不景気を背景とした非正規雇用の雇い止め、派遣切り、ワーキングプアやネットカフェ難民などの問題が生じる場として都市が捉えられている（木村ほか 2010：65）。その他にも、社会関係が希薄化し、孤立・孤独が深まるという都市認識とともに（合津 2010, 黒岩 2010）、多文化という都市認識が示されるが（元森 2021, 2022）、これらは、本稿でも見てきたように、旧来の都市認識の焼き直しとも言え、新たな都市像の提示には至っていない。そこでなされているのは、都市部において生起している諸問題の羅列であり、その点においては、社会諸問題の先進地域・集積地としての都市認識という、高度

経済成長期に提示された旧来の都市像に回帰しているとも言える。

4. おわりに：一体的「都市」像から多様性を内包する「都市」像へ

1980年代半ば以降、地域福祉研究において都市認識が明示される論考が多く見られるようになった。そして、それ以前の一体的・総体的な都市像とは異なり、内部に多様性をはらむ、セグメント化されたシステムとしての都市像が示され始めた。一方で、都市に対する規範的な見方も残存しつつ、とりわけ2010年以降、都市は自明のものとして捉えられ、動的に生成される非同一的な都市を把握することを試みるような新しい視座が創出されることはなく、都市認識は固定化・陳腐化している状況がうかがえた。

地域福祉研究における、特定の（個人的な）規範に立つて都市性を批判・断罪するようなネガティブな都市認識が根強く残存している状況に対し、畠中（1992）は、「地域福祉活動は農村部で成果を上げ、都市部で低迷している。地域福祉における農村型モデル（農村のほうが助け合いがあり、地域福祉活動も盛んであるという考え方）が支配的となる。都市型モデルの開発という視点よりも農村型モデルからみた都市部における地域福祉活動の停滞という考え方が一般的で、地域福祉のとらえかたが固定的ではないか？」と警鐘を鳴らす（畠中 1992：257）。「地域社会」とは、職住一体の農村・漁村社会であるという前提からは、「都市も地域社会」であり「都市に存在する地域社会とは如何なるものか」を問う発想が生まれづらい。むしろ、「都市にないもの」こそが地域性だと見なされることで、「農村・漁村社会」を範型とする「地域」概念の理念化が起こり、都市内部に地域性を見出したり、都市そのものを地域と捉える視座の形成が阻害されてきた。そのことが、都市における地域性を見失わせてきたといえるのではない。

さらには、システム化する都市や多様化の表徴としての国際化や外国籍の人々が捉えられながらも、情報化した都市、リゾーム化した都市を捉える新視座は形成されていない。情報社会の生成は、都市性を地方へと伝播させ、両者の質的な差異を縮小させ

てきたという現実に対する認識も弱い。現代の都市社会は、シカゴ学派の言うような「自然的地域（natural area）」への密集という「空間」概念では、もはや語ることはできない。国家や資本の動向、行政や政策の介入、住民の意志や圧力など多様なアクターによって、空間は構成され、再構成され、そして再編成されていく。また、都市空間そのものがわれわれの「意識」を構成し、「意味空間」としても拡大と収縮を繰り返している（有末 1998：252）。情報化の不可逆の進展を受けて、空間に基づくパースペクティブが無効化されつつあるのが現代の都市である。多数・多種のアクター相互による不断のシステム生成のプロセスとして都市を見ることによって、都市の動態的把握が可能となる。都市を動態的に捉えることによって、都市に対する規範的な視座（都市と農村を対比させ、前者を価値的に貶める見方）から脱却することができるのではないか。

付記

本稿は、2024年度明治安田こころの健康財団研究助成（社会学・社会福祉学的研究）による「地域福祉実践をめぐる「地域」像の協働的創出プログラムの開発：郊外部における「対話の場」を通じた地域マインドマップ作成を核として」（東根ちよ・吉田直哉）による研究成果の一部である。

参考文献

- 鯉坂学（1998）「現代都市の動態と危機」『地域福祉研究』（26），1-10。
- 阿部智恵子（2016）「地方都市における地域福祉活動の創出と変遷：金沢善隣館の活動を通して」『参加と批評』（10），171-177。
- 新田目夏実（2008）「特集解説：地域福祉と都市社会学」『日本都市社会学年報』（26），1-4。
- 有末賢（1998）「再帰性と自己決定権：ポストモダンと日本社会」『政治・社会理論のフロンティア』慶應義塾大学出版会。
- 井岡勉（2012）「地域福祉政策・地域福祉活動分科会」『コミュニティ政策』（10），175-178。
- 石田路子（2003）「これからの地域福祉システム — 都市型高齢コミュニティを考える：愛知県豊田市 T 自治区の事例を通して」『コミュニティ政策研究』（5），97-105。
- 岩田正美（2011）『リーディングス日本の社会福祉 6：地域福祉』日本図書センター。
- 上野谷加代子（2003）「「21世紀の大阪の都市像を考える研究会」報告：大阪の地域福祉をめぐる課題と展望」『市政研究』（141），88-92。
- 岡崎祐司（2009）「都市における地域福祉形成と住民福祉活動（京都部門基礎研究「都心再開発に伴うコミュニティ

- の再構築に関する研究：京都市中京区を中心として」研究班）『佛教大学総合研究所紀要』16，233-243。
- 岡村重夫（1974）『地域福祉論』光生館。
- 金子勇（1989）「地域福祉と都市コミュニティ研究」『社会分析』（18），31-52。
- 金子勇（1990）「地域福祉と現代都市社会学」『北海道大学文学部紀要』38（2），179-254。
- 金子勇（1997）「特集「都市高齢化と地域福祉」都市的生活様式と都市高齢化の社会学」『日本都市社会学年報』（15），3-21。
- 加山弾（2004）「都市部における移住者集住地区を中心とする地域福祉の課題：A市B区における沖縄出身者のソーシャル・インクルージョンをめぐる」『日本の地域福祉』18，15-24。
- 加山弾（2005）「都市共生社会の探究：マイノリティをめぐる地域福祉の思想・理念に関する考察」『関西学院大学社会学部紀要』（99），257-264。
- 加山弾（2007）「都市の在日外国人コミュニティをめぐる地域福祉課題についての考察（Ⅰ）：川崎市における事例をもとに」『東洋大学社会学部紀要』45（1），109-122。
- 加山弾（2008）「都市の在日外国人コミュニティをめぐる地域福祉課題についての考察（Ⅱ）：福祉現場におけるソーシャル・インクルージョン」『東洋大学社会学部紀要』45（2），17-27。
- 木村佳友・徳谷章子・平野智照（2010）「座談会 地域福祉を開花させる実践：都市というローカルから」『地域福祉研究』（38），65-76。
- 黒岩亮子（2010）「都市高齢者の「孤立」と地域福祉の課題」『貧困研究』4，88-97。
- 合津千香（2010）「地方都市における地域福祉活動の圏域」『松本短期大学研究紀要』19，15-23。
- これからの地域福祉のあり方に関する研究会（2008）「地域における「新たな支え合い」を求めて」。
- 佐藤守（1997）「地域福祉とコミュニティ」大阪市政企画室企画部総合計画担当編『都市問題研究』49（11），58-71。
- 三本松政之（1986）「「大都市」自治体における地域福祉の今日的課題について」『日本社会事業大学社会事業研究所年報』22，25-38。
- 三本松政之（2001）「都市におけるコミュニティの再生」『地域福祉研究』（29），1-7。
- 柴崎祐・細川瑞・田辺和子（2020）「地域共生社会実現への期待と課題：内藤論文「都市コミュニティの現在と地域福祉」に関連して」『社会福祉』60，105-117。
- 芝村篤樹（2001）「地域福祉の思想シリーズ（10）関一の都市社会政策」『地域福祉研究』（29），93-99。
- 鈴木恵子（2009）「高齢化する都市部での地域作り：すずの会」『日本の地域福祉』22，120-122。
- 武川正吾（2006）『地域福祉の主流化』法律文化社。
- 東京都社会福祉協議会（1991）『コミュニティを拓く：大都市における福祉コミュニティの現実と構想』東京都社会福祉協議会。
- 内藤辰美（2008）「都市コミュニティの現在と地域福祉：縮

- む都市と地域福祉に関連して」『社会福祉』(49), 5-21。
間宏編著(1994)『高度経済成長下の生活世界』文眞堂。
畠中宗一(1992)「大都市における地域福祉の可能性」『大阪市立大学生活科学部紀要』(40), 255-263。
東根ちよ・吉田直哉(2025)「地域福祉研究における「都市」認識の変遷」『社会問題研究』74, 69-80。
平川毅彦(2008)「二本立てのコミュニティ論と地域福祉」『日本都市社会学会年報』(26), 5-20。
平野隆之・朴兪美(2019)「都市自治体における地域福祉行政の形成に関する研究」『日本の地域福祉』32, 89-100。
広瀬美千代(2013)「都市部小学校区における福祉教育の取り組み：地域福祉活動を通した「生きる力」育成を目指して」『都市文化研究』15, 68-73。
松原治郎(1980)「戦後における地域社会の構造・機能の変化」社会保障講座編集委員会『社会保障講座6：地域社会と福祉の展開』総合労働研究所, 3-28。
宮内明弥「都市における生協の地域福祉事業：コープこうべの取り組みを中心に」『協同組合研究』18(3), 18-25。
元森絵里子(2022)「在日外国人問題の同時代性と地域性：川崎市・京都市・大阪市の地域福祉と学校教育」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』159, 1-38。
元森絵里子・坂口緑(2021)「京都市における在日外国人教育と地域福祉：潮流の併存から地域・多文化交流ネットワークへ」『明治学院大学社会学部附属研究所研究年報』51, 191-212。
山本一郎(2008)「大都市のガバナンスとエリア・マネジメント：地域ケアプラザの実践を通じて」『地域福祉研究』(36), 50-61。

受付日：2025年4月27日

＜ひきこもり＞支援方法の再検討

— 若者自立塾事業との関係から —

檜 垣 昌 也

聖徳大学短期大学部

Re-examination of support methods for hikikomori

— Consider in relation to “wakamonojiritujyuku” measures —

Higaki Masaya

Shotoku University Junior College

Abstract : This paper is one of the considerations on “hikikomori.” In this paper, the policy of “wakamonojiritujyuku” is mainly examined.

It has been a long time since “hikikomori” was recognized, but the Ministry of Health, Labour and Welfare has made a major shift in the guidelines from aiming at self-reliance to maintaining self-reliance. However, the necessity of such a shift has been known since the closure of the “wakamonojiritujyuku” project. This paper confirms this by examining the “wakamonojiritujyuku” project and related measures.

Key Words : hikikomori, support methods, wakamonojiritujyuku

抄録 : 本稿は＜ひきこもり＞に関する考察の一つである。

本論での論考の中心は「若者自立塾事業」との関係である。＜ひきこもり＞が認識されて久しいが、「自立を目指す」から、「自律の維持」へというように、厚労省は支援の指針を大きく転換させた。

しかし、このような転換が必要になることは、「若者自立塾事業」の廃止の時点でわかっていたことである。そこで本稿は「若者自立塾事業」と関連施策の検証から、このことを確認することを目的とする。

キーワード : ＜ひきこもり＞、支援の方法、若者自立塾

はじめに

報告者は職業教育研究開発センターの職業教育研究集会においてこれまでに以下の報告機会を得た。

- ①福祉施設と若年無業者の親和性に関する研究 — 若年無業者の福祉業界への職業教育の探求 — (第17回)
- ②若年無業者と支援をめぐる一考察 — 状態像と統計資料から — (第18回)
- ③若者自立塾事業の再検討 — 支援のミスマッチの

背景をさぐる — (第19回)

- ④“ひきこもり支援推進事業”における就労支援 — その運用と背景をさぐる —

そして、上記①、②を出発点として、『敬心・研究ジャーナル6巻2号』(2023年1月25日公開)において、「若年無業者支援ならびに関連性のある＜ひきこもり＞¹⁾支援における家政学的知見導入の意義」として論考を公開させていただいた。

本稿もこれら一連の研究の延長線上にあり、第19

回職業教育研究集会において発表させていただいた、「若者自立塾事業の再検討―支援のミスマッチの背景をさぐる―」を出発点に、〈ひきこもり〉の支援そのものの是非を含め、これまでの〈ひきこもり〉支援方法について再検討を試みるものである。

本稿の意義

2025年1月、厚労省は「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」という支援の指針を公表した²⁾。

この指針は〈ひきこもり〉という言葉が流通し始めることになった2000年以降、多くの“言説者”や“実践者”が見据えていた目標から大きな転換を図ったものといえそうである。

ただ、この“方向転換”は、「若者自立塾事業」の“失敗”からもある程度は予見できていたのではないだろうか。

2016年10月に出版された『ひきこもり・ニートが幸せになるたった一つの方法』は支援の立場にいた著者による、「就労自立」の困難さを表明したものであった。政策として一律に「自立」を目指すことの困難さは、いわゆる現場で“当事者”と様々な形でかかわったものならば難しいのではないかということとは自明であったのではないだろうかと考える。

また、〈ひきこもり〉というあいまいな定義で示された状態を支援の対象としたことが問題であったともいえる。

本稿の出発点となる「若者自立塾事業の再検討―支援のミスマッチの背景をさぐる―」は、若者自立塾事業がどのような経緯で策定実施され、廃止となったのか、そして2022年の段階でも実施されている自治体・法人レベルでの事業があり、継続の理由を検証することを目的としていた。

国の事業としては、廃止されている若者自立塾事業であるが、事業廃止後も様々な形で継続してきたということを確認、検証することは、あいまいな定義で扱われる〈ひきこもり〉をめぐる支援方法を検討する上でも意義があるものと考ええる。

また、「若者自立塾」に関する研究・論考はあまりなく、KAKEN（科学研究費助成事業データベース）において「若者自立塾」そのものでヒットした採択研究課題は1件（「若者自立塾」を主題に採択された

研究）であった³⁾。

採択課題である安保英勇らによる「若者自立塾プログラムが利用者に与える影響に関する心理学的研究」は2009年から2011にかけての研究である。またWARP（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業）において、同じく「若者自立塾」をキーワードに資料収集を行ったが、後述する一部の資料を除きほとんどが2007年前後の資料である。

2025年1月に厚労省が〈ひきこもり〉支援策の到達目標を大きく転換させた今、改めて若者自立塾事業や後継事業を振り返り、この政策を検証することは、意義のあることと考える。

このように本研究は、既出の行政資料ならびに、先行研究者・実践者による研究・実践にともなう言説を考察対象として内容分析を行う。したがって、人を対象とする研究で留意すべき【倫理的配慮】を欠く研究にはならないことを付記する。

1. 若者自立塾事業

正式な名称は「若者職業的自立支援推進事業」であり、その略称である。

若年無業者⁴⁾対策として2003年に内閣府、経済産業省、厚生労働省、文部科学省の1府3省合同で策定された「若者自立・挑戦プラン」を受け2004年に事業計画の概要が発表され、2005年度から2010年度まで実施されていた、いわゆる若年無業者対策に関する厚労省の委託事業である。事業仕分けの対象となり廃止されている。

若者自立塾事業は、2009年に行われたこの事業仕分け（行政刷新会議）⁵⁾において、「定員充足率の低さ」が指摘され、「廃止すべき」の結論が出された。そして2010年度で廃止となったことは報道でも大きく取り上げられ、広く一般にも知られた事業である。

この事業はどのような経緯で政策化されたのだろうか。

『「若者自立塾創出推進事業」の実施について（塾実施者の公募について）』という資料が平成17（2005）年5月23日に発表されている。この資料から読み取れることは、①厚労省の認識として教育訓練も受けず就労することもできないでいる若年者の増加が深刻な問題となっている。そこで②合宿形式

による集団生活の中で生活訓練、労働体験等を通じて、社会人、職業人として必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図る。③働くことについての自信と意欲を付与することにより、就職、職業訓練等へと導く。(番号の割り振りは報告者)。このような認識①と解決策②③として、「若者自立塾」を設置(運営は民間)し、厚労省はこの塾の運営のために「若者自立塾創出推進事業」を実施する、というものであった。

そして厚労省が②③の解決策を導き出した根拠といえるものが「社会生活や職業生活の前提となる生活習慣や就労意欲が欠如し、親への依存から脱却できないことから、教育訓練も受けず就労することもできないでいる若年者等(以下「支援対象者」という。)に対し、合宿形式による集団生活の中で生活訓練、労働体験等を通じて、社会人、職業人として必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図るとともに、働くことについての自信と意欲を付与することにより、就職、職業訓練等へと導くこととする。」という事業趣旨である。

具体的には、事業者を公募で募り全国に20か所設置する。塾のイメージとして、1塾当たり、約20人で3ヶ月合宿、この3か月のうち前半は生活訓練、後半は労働体験・資格取得講座の実施、といった内容である。国から訓練等奨励金として1人3ヶ月当たり30~40万円程度を定額助成するといったもので、平成17年度予算額として9.8億円を算出し、塾の選定・指導、奨励金の支給等の事務委託を財団法人社会経済生産性本部にするものであった。この公益財団法人社会経済生産性本部は昭和30年設立のシンクタンクであり、若者自立塾創出推進事業の廃止後も、「地域若者サポートステーション事業」、「若者育成支援事業」の委託先となった。

平成17年度のスタート時から、若者自立塾事業を行っている近藤正隆はシンポジウム報告資料の中で、「①現在のニート対策は、政府も我々も努力をしているが、これはあくまで対症療法である。根本的には学校教育のなかでキャリア教育を行い、ニートの芽を摘むことである。」と述べている。しかし同報告資料の中で「現在のニートを見ると、約半数は(1)~(5)の不登校・中退組、残りの半数はその後の人生に原因があると考えられる」とも述べてい

る。とするならば、「根本的(な解決法である)学校教育のなかでキャリア教育を行う」ことが難しくなっていることを示している。ニートの根本的な解決を学校教育に求めるのであれば、不登校ゼロを掲げなければならなくなる。学齢期人口が減少しているにも関わらず、不登校児童生徒が増えている現状を鑑みればかなり困難な解決策である。

前述の通り、この事業は2010年度に廃止される。

廃止される年度末に厚労省は「「若者自立塾事業」事業仕分けを踏まえた合宿型若者自立プログラムの展開の方針」を発表する。

厚労省は、この資料において先に示したこの事業の概要と実績として「入塾者約2,800名、卒塾6ヵ月経過後の就労率約61%(いずれも事業開始時から平成21年12月までの累計)」を示し、併せて「事業仕分け」による評価も以下の2点が示されている(番号割り振りは報告者)。

- ①「事業開始から5年が経過しているが、効果の検証や実績がきっちりと把握できていない。やり方を含め、一旦廃止して徹底的に見直すべき」
 - ②「ニート対策の重要性は十分共感できるが、この事業についてはやり方を変えたほうがよい。」(平成21年11月30日「第4回行政刷新会議」報告)
- 上記①は事業仕分け評価コメントのとりまとめコメントである。いわば総評といえるものである。②に関しては、9つある評価者コメントのひとつのコメントを取り上げている。それらのコメントを以下に示す。

- 事業の有効性(費用対効果)、自己負担のあり方も含めて一旦廃止をして、再検討すべき。
- 平成17年度開始以来5年が経過。ニート対策の重要性は十分共感できるが、この事業については、一度廃止しやり方を変えたほうがよい。
- 若者自立塾はコストに対して成果が小さすぎる。(財)日本生産性本部に丸投げで事業委託する必要性は疑問。当事業は一度廃止して、ニート対策の総合的効果的な施策を検討すべき。
- 少なくとも入塾者や卒塾者に関する情報や効果についてもっときちんと把握すべきである。
- 600人/64万人<0.1%では問題に対する施策になっていない。自治体・民間に任せるべき。自治

体を通じて NPO にやってもらうべき。

- 地域の産業や教育事情をよく知っている地方に基本的には運営を任せるべき。国は地方のモニタリングに徹するか、地方に予算を付けて任せてしまったほうがよいのではないか。
- 日本生産性本部の手数料が過大である。お金が先で、事業が後付けになっていないか。
- 効果の検証が出来ていない。効果がありニーズがあるなら拡大もありうるが、対象者数と到達目標がないところで、予算などとれるものではない。日本生産性本部を通さなくても直接 NPO で対応できる。
- 国で見えない形でする事業ではなく、ニートを利権のタネにするものを見逃してはならない。

このように、評価者のコメントには、厚労省が提示した以上に様々な評価がされている。もし厚労省が「事業仕分けを踏まえた」次の方針を示すのであれば、これらのコメントも踏まえる必要があったであろう。

ともあれ、この資料で次の4点を「見直しの方針」として提示した（番号の割り振りは報告者）。

- ①現行の「若者自立塾事業」は、事業仕分けの評価を踏まえ、平成21年度をもって廃止。
- ②ニート対策として、特に自立に困難を抱える者を対象とした、合宿型による生活指導、体験重視の自立支援プログラムは今後も必要。
- ③このため、ニートの若者等を対象に、基礎能力向上を目的とし創設した「基金訓練社会的事業者等訓練コース」を活用し、「合宿型若者自立プログラム」を展開可能なスキームを整備。
- ④その際、社会的事業等分野の OJT を強化する等、より就職に資するプログラムの拡充を図るとともに、受講者選定から修了後の就職支援に至るまでハローワーク等との連携を強化し、労働施策としての成果向上を目指し、その検証に努めるもの。

この中での②～④で読み取れることは「合宿型プログラム」は引き続き実施することと、新たな事業や既存の組織であるハローワークとの連携などを明記して実施を目指すということである。

2. 若者自立塾事業廃止後

(1) 合宿型若者自立プログラム

このように「若者自立塾事業」としては廃止されたのだが、厚労省は、平成22年度、の基金訓練のひとつとして、新たにニート等の若者を対象とした「合宿型若者自立プログラム」を実施した。

このように、若者自立塾との比較を示しながら提示した。明らかな変更点としては、①入塾の段階でハローワークが関わる、②プログラムに OJT を加える、といったところである。

しかし、この表にあるように、新たな予算措置がないため、23年度には、この事業も廃止された。

厚労省の雇用・労働の人材開発に関する政策ページ（web サイト）には、「～「若者自立塾」事業の廃止について～」というページがあり現在も閲覧ができる。

そこには以下のアナウンスが表示されている⁶⁾。

「「若者自立塾」事業は、平成21年度末をもって廃止となりました。

平成22年度は、「緊急人材育成・就職支援基金事業」の基金訓練のひとつとして、新たにニート等の若者を対象とした「合宿型若者自立プログラム」を実施します。

訓練コース等については中央職業能力開発協会の HP (<http://www.javada.or.jp/kikin/areamap.html>) でご確認ください。

中央職業能力開発協会（略称：JAVADA）は、職業能力の開発の促進を図ることを目的として、職業能力の評価とキャリア形成の支援等を行う職業能力開発促進法（第52～78条に規定されている厚生労働省の人材開発統括官所管の特別民間法人という位置づけである。

現在も事業の柱の一つとして「若年技能者人材育成支援」があるが、web サイト上の資料を確認するとニートに関するものとしては平成21年3月に提示された「若年者向けキャリア・コンサルティング研究会の報告書」を確認することができる。

この報告書では、若年者の定着支援・継続的職業能力開発のためのキャリア形成支援のあり方が中心であり、キャリア形成のための教育機関・企業・公的機関そしてキャリアコンサルタントが果たす役割などを中心に述べられており、合宿型支援への言及

表 1

事業仕分けを踏まえたニート等の対する新たな合宿型若者自立プログラムの概要(若者自立塾との比較)		
	平成22年度 合宿型若者自立プログラム 実施計画 (平成22年4月より実施予定)	(参考)現行 若者自立塾 (～平成21年度)
名 称	○ 緊急人材育成・就職支援 基金訓練 社会的事業者等訓練コース 合宿型 (合宿型若者自立プログラム)	○ 若者自立塾事業
対 象 者	○ 基本的な生活習慣、働く自信等、自立に向け困難な課題を抱え、合宿型プログラムにより就職の実現が見込まれるニート(40歳未満)	○ 基本的な生活習慣、働く自信等、自立に向け困難な課題を抱えたニート(40歳未満)
入塾(受講)手続き	○ 各実施機関による適格性判断に加え、ハローワーク等が就職可能性等を判断し、受講勧奨。その後も就職支援に一貫して関与	○ 各塾運営団体が適格性判断の上決定
プログラム	○ 生活訓練、労働体験、基礎技能習得の訓練+社会的事業者等分野のOJT(訓練時間の1/4以上)→就職に向けたより実践的なプログラムを編成 ○ 概ね3～6か月(通常6か月の設定が想定)	○ 生活訓練、労働体験、基礎技能習得の訓練 ○ 原則3か月(一部6か月)コース
その他実施体制等に関する要件	○ 訓練・宿泊施設が一定の規格を満たす ○ 指導者の配置に加え、キャリア・コンサルティング等就職支援の体制整備	○ 訓練・宿泊施設が一定の規格を満たす
実施機関に対する支援	○ 受講実績に応じた訓練奨励費(10万円/人・月) ○ 実施計画・実績に応じた新規訓練設定奨励金【自立塾事業から相当のプログラム拡充、これに応じた施設整備を図った場合に限り】	○ 入塾実績等に応じた訓練等奨励費(通常28.6万円、低所得世帯38.6万円/人・3か月) ○ 活動実績に応じた入塾活動奨励費、資格取得奨励費、フォローアップ奨励費
入塾(受講)者自己負担・これに対する支援	○ 訓練経費無料 ○ ホテルコスト(自立塾と概ね同等と見込まれるもの)自己負担 ○ 一定の要件を満たす場合、訓練・生活支援給付(10万円/月)支給	○ 訓練経費無料 ○ ホテルコスト(平均30万円/3か月)自己負担 ○ 本人給付無し
認定、奨励金支給監査等実施主体	○ 21年度補正予算により造成された基金訓練スキームの中で、中央職業能力開発協会(窓口は雇用・能力開発機構都道府県センター(平成21年度))が「基金訓練の認定基準」に基づく認定、奨励金支給等を実施	○ 若者自立支援中央センターが若者自立塾専門委員会の審査を踏まえた認定、奨励金支給、監査を実施((財)日本生産性本部(平成21年度))
財源、予算規模	○ 緊急人材育成・就職支援基金(平成22年度まで)、新たな予算措置なし(注)	○ 一般会計、5.1億円(21年度予算額)
実施団体・箇所数	○ 上記認定基準の下で訓練計画の認定を受けた団体が実施 →自立塾運営団体等、30箇所程度の実施を見込む	○ 28団体・箇所(22年2月現在)
入塾(受講)規模	○ 自立塾実績以上(600名以上)の受講規模を目指す	○ 入塾見込数 約600名(21年度)
卒業(修了)者の就労率	○ 修了6か月時点:目標70%	○ 卒業6か月時点:目標70%、実績約61%(累計)

(注):若者自立塾事業について、訓練等奨励費を入塾実績に応じ支給する仕組みのため、22年度政府予算案には21年度入塾者に係る経過措置分のみ計上。

はなくなっている。

厚労省の Web サイトを確認すると、「緊急人材育成・就職支援基金事業」は現在も続いている。「ニート等の若者を対象とした」ものとしては、「雇用能力開発」カテゴリーの中に「施策情報」のひとつとして「ニート等の若者の職業的自立支援」というページがある。「働くことについて悩みを抱えているニート等の若者の皆さんが就労に向かうための支援について紹介しています」とし「地域若者サポートステーション」が紹介されている。

(2) 地域若者サポートステーション

地域若者サポートステーション⁷⁾は、「サポステ」という愛称ででは、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への職場体験などにより、就労に向けた支援を行っている。

サポステは、厚生労働省が認定した全国の若者支援の実績やノウハウのあるNPO法人、株式会社などが実施している。

では合宿型支援がなくなったのかというところで

はなく、地方自治体や民間団体が現在も継続して独自に事業を展開している。

3. 存続する合宿型支援

(1) 存続する理由

若者自立塾事業として、平成20年度実施団体は全国で29団体である。そのうち、法人自体が消滅しているものは7団体。22団体は事業を変えて存続している(ほとんどがサポステ事業)

これらの団体の中に「共同生活型自立支援機構」という組織がある。「旧若者自立塾」の団体が中心となり結成した共同生活支援を実施している、団体の集まり(9団体)である。

「共同生活型自立支援機構」の Web サイトにある「代表メッセージ」から、9団体の趣旨が読み取れる。

主な主張を以下に列挙する(番号割り振りは報告者)。

- ①社会的自立に躓く若者の数は、減っていない。
- ②自立に躓いた若者の多くは、自力でその状況を脱出する事が難しい。
- ③そのまま生活困窮者に陥るケースが頻発している。

- ④彼らを放置する事は、社会保障費の増加を示し、国及び各自治体に深刻且つ甚大な財政負担をもたらす。
- ⑤貧困、困窮者の増加は青少年の非行増加、引きこもりの長期化は家庭内暴力などの事件へと繋がり、時に親族間等の殺人、傷害事件に代表される犯罪にも発展する可能性が高く、治安の悪化や社会不安を招く恐れもある。

報告者は③～⑤の主張は、根拠を示しながらの主張が必要だと考える。特に⑤に関しては、慎重な言説の提示が必要であると考え。

厚労省の Web サイト（ひきこもり支援推進事業）には当時の厚生労働大臣の名前で「川崎や東京都練馬区の事件」を例示し、「安易に事件と「ひきこもり」の問題を結びつけることは、厳に慎むべきであると考えます」と、「共同生活型自立支援機構」「代表メッセージ」とはほぼ逆の主張が述べられている（令和元年6月26日 厚生労働大臣 根本 匠）。

しかしながら、2000年に＜ひきこもり＞という言葉が爆発的に広まった（ひきこもり元年）のも、当時発生した衝撃的な事件と共に語られたからであった。当時も、有力な言説者たちが、上記のような相反する2つの見解を流布していた。

（2）なぜ合宿にこだわるのか

「共同生活型自立支援機構」に参加する9団体の中にNPO 法人教育研究所がある。

図1は、この団体のweb サイトにて示されている合宿型支援の効果の説明である。

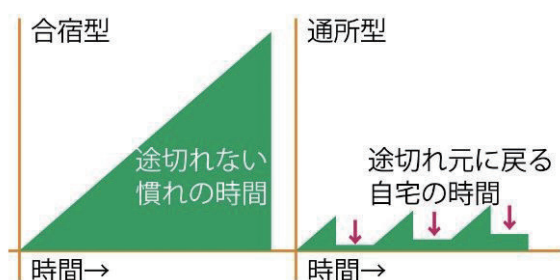


図1

NPO 法人教育研究所では図1を示しながら以下の効果説明をしている（番号割り振りは報告者）。

- ①合宿型は通所型と比較して短い時間で自立すること（当法人実績で半年～1年）。
- ②「他人との接触・交流」が、日中に限らず寝食を含めることで途切れることがないこと。
- ③この途切れない「慣れる時間」は、通所型と比べて適応に要する時間を短くすること。

この①～③を通した合宿の効果説明は、一見説得力や根拠（エビデンス）を伴った説明にも読めるが、「慣れ」という現象は、極めてあいまいなものであり、図で示すような時間とともに確実に蓄積されるものなのかも議論の余地が残される。

改めて、なぜ「合宿」にこだわるのか、「共同生活型自立支援機構」の「代表メッセージ」を読み進めてみたい。以下引用する。

「しかし、彼らに出来る限り早い（若い）段階から就労や社会参加の為にトレーニングを施せば、やがては通常の社会人、納税者になる事が出来る。我が国には長年に亘り若者自立支援において目覚ましい実績を残してきた民間の支援者が少なからず存在している。彼らの持つ自立支援に関するノウハウと知識と経験をさらに有効且つサステナブルに活用すべく積極的に発展させる事で、社会保障の仕組みに依存して生きるはずだった者が、納税者として国民の義務を果たし社会を支える一員へと立場を変える事が出来るのである。これは国家財政、地方自治体の財政にとって決して軽視すべき問題ではない。そして数ある若者自立支援の形態の中でも、共同生活型の自立支援は極めて有効な手段の一つであり、その効果と成果と確実性の高さは多数の民間団体による30年以上に亘る継続した活動によって既に実証済みでもある。」

この中段のメッセージからは、「若い段階からのトレーニングで通常の社会人＝納税者にすることができ」、その極めて有効な手段の一つが共同生活型の自立支援であることが「実証済み」とのメッセージである。

そして、後段のメッセージにつながる。

「以上のことに鑑み、私たち設立発起人、全国各地の共同生活型自立支援施設経営者、及びその活動に賛同する一般関係者有志は、ここに「特定非営利活動法人全国宿泊型自立支援施設協議会」を設立することに同意した。不登校や引きこもり、ニートなど社会参加できない青少年の問題は日本の将来を左右する重要な問題である。次世代を担う多くの青少年が、社会に出られず家に引きこもったまま悶々と日々を過ごしている現実に対して、社会が無為無策で放置しているのは道義的にも、また社会的、経済的損失の観点からも到底許されるものではない。この法人が設立された暁には、全国から多数の会員、賛助会員がこの趣旨に賛同され、引きこもりやニートなどの自立支援において極めて有効な手段の一つである共同生活型自立支援が、今後の日本社会にとって必要不可欠な存在であることを広く認知させるとともに、特定の利用者のみでなく情報弱者や経済的弱者なども含めた多くの日本の将来を担うべき若者が利用できるよう環境を改善し、尚且つ各施設の経営基盤や組織体制の強化と安定化を進め、今後恒久的に自立支援、就労支援を継続することが可能となるよう仕組みを構築し、これをもって社会全体に対し、ひいては日本の将来に対して多大なる貢献ができると確信するものである。」

ここから読み取れるものは、「不登校や引きこもり、ニートなど社会参加できない青少年の問題は日本の将来を左右する重要な問題である」ことと、「引きこもりやニートなどの自立支援において極めて有効な手段の一つである共同生活型自立支援が、今後の日本社会にとって必要不可欠な存在であることを広く認知させる」ことを目的とし、この方法にゆるぎない自信をもっていることがうかがえる。

4. まとめ：ミスマッチの顕在化から

若者自立塾事業が「事業仕分けにより廃止となった」という事実は、一般には、若年無業者対策の必要がなくなった、もしくは、若年無業者対策として奏効しなかった、のいずれかが考えられるが、就業基本調査によれば、若年無業者層は、毎年当該人口の2%台で推移している。

このことから考えると、若者自立塾事業の廃止理

由は後者である。

若年無業者の問題について、内閣府による『子供・若者白書』による、若年無業者に関する記述は、キャリア教育の重要性を説くものとなっているが、この見解の元となる就業構造基本調査による「若年無業者が求職活動をしなない理由」では「探したが見つからなかった」、「希望する仕事がありそうにない」、「知識能力に自信がない」といった、キャリア教育の必要性を想起する回答は全体の半分にも満たない。圧倒的多数が「その他」の回答となる。「その他」が回答項目で圧倒的多数を占めるということは、この回答の設定に問題があると考えるのが妥当であろう。

就業希望の若年無業者が求職活動をしていない理由は、この質問では捉えられないほど多様化していることである。

広義の若年無業者の中でも、就労に向けた支援が困難な層に“<ひきこもり>というワードを伴う者”が一定数いることは、先行研究や言説からも明らかになっている。

支援困難事例とされたりする状態像であるにもかかわらず、自治体をはじめとする就労支援事業の対象者には「ひきこもり」というワードが含まれることが多い。

なぜ支援が困難なのかといえば、上記「若年無業者」に関する記述からもわかるように、支援目標と対象者の状況がマッチしない（ミスマッチ）であることは明らかであった。

にもかかわらず、支援目標は、就労をメインとした経済的自立一択であり、その過程において短期目標としてのコミュニケーション技術の向上、ボランティアやレクリエーションなどを行う社会参加である。これらを“クリア”した先に就労をメインとした経済的自立が目標設定されている時点で、ミスマッチが生じることは自明であったといえる。

しかしながら、「自立塾の体験はキャリアディネスの上昇に寄与する可能性」の示唆を明らかにした安保英勇らの社会心理学的研究や、現在も公的事業として行われている「よこはま型若者自立塾事業」についても検討の余地が残されている。

また、報告者は<ひきこもり>という言葉そのも

の持つ逆機能にも着目している。

このような多様な状況のなか、冒頭に述べた通り、厚労省は大きな指針の転換を示している。これらの視点を整理し、理論・実践両面からの検討検証が必要であると考え。

注

1) 報告者はこれまで、＜ひきこもり＞に関わる多様な視点からの研究が続けている。＜ひきこもり＞の表記には意図的に＜ ＞（やまかっこ）をつけて表記している。この表記の意図は、「ひ・き・こ・も・り」という言葉がいまだに固定した意味を持たず、この言葉を発するものがイメージする像が、この言葉を受け取る者に正確に伝えることができないことから、この言葉が「定義」としてもいまだ曖昧であることを表記するためである。

このあいまいな定義についての議論は、他の研究者も言及している。報告者もあいまいな定義がもたらす課題について、無視できない問題であると認識している。

2) 令和7年5月に報道各社が報じた内容は、目指すものを「自立」から「自律」にすることや個々の多様性に着目し、30もの事例を提示している。

3) 「若者自立塾」を含めた若者の自立支援に関する研究は、教育学の分野などからいくつかの採択課題がある。しかし、「若者自立塾」そのものを冠した研究は、安保らの研究のみであった。また、英語表記は、安保らは「Youth Indepence Camp」との表記であったが、厚労省のサイトでは「Enforcement of Youth Independent School business」との表記がある。本稿では確定した表記ではなく、日本の文化的背景も意味するものとし、英文抄録では、“wakamonojiritujyuku”としている。

4) 若年無業者：(1) 高校や大学などの学校及び予備校・専修学校などに通学しておらず、(2) 配偶者のいない独身者であり、(3) ふだん収入を伴う仕事をしていない15歳以上34歳以下の個人である。

5) 事業仕分け：財政問題を抱えた国・自治体などが、行政サービスそのものの必要性や実施主体によって、予算書の項目ごとに選定していく作業。

6) ここにある中央職業能力開発協会の該当するHPへのリンクは現在「リンク切れ」で閲覧することはできない。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/jiritsu/>

なお、中央職業能力開発協会では事業の柱として「若年技能者人材育成支援」があり、厚生労働省の委託事業として、若年技能者の人材育成等を目的として実施している。現在は「若年技能者人材育成支援等事業（ものづくりマイスター制度）」の委託を受けている。

7) サボステの支援対象者

「働きたいけど、どうしたらよいのかわからない……」、「働きたいけど、自信が持てず一歩を踏み出せない……」、「働きたいけど、コミュニケーションが苦手……不安」、「働きたいけど、人間関係のつまずきで退職後、ブランクが長くなってしまった……」など、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者の就労を支援する機関。

参考文献

- 近藤正隆 (2007) 「ニートを支援する活動「若者自立塾」の現場から」『日本学習社会学会年報第3巻』p. 6-7
- 厚労省発表資料 (2005) 『「若者自立塾創出推進事業」の実施について（塾実施者の公募について）』
- 牟田武生 (2005) 『ニート・ひきこもりへの対応 だれにでも起きる！？』教育出版
- 安保英勇 (2009) 「若者自立塾プログラムが利用者に与える影響に関する心理学的研究」『科学研究費2011年度研究成果報告書』
- 中央職業能力開発協会 (2009) 「若年者向けキャリア・コンサルティング研究会 報告書」
- 内閣府発表資料 (2010) 行政刷新会議「事業仕分け」資料 第2会場評価結果・議事概要 若者自立塾（若者職業的自立支援推進事業）（厚生労働省）平成22（2010）年4月22日更新
- 厚労省発表資料 (2010) 「「若者自立塾事業」事業仕分けを踏まえた合宿型若者自立プログラムの展開の方針」
- 厚労省発表資料 (2012) 「「地域若者サポートステーション」事業の今後の在り方に関する検討会 報告書」
- 伊藤秀成 (2016) 『ひきこもり・ニートが幸せになるたった一つの方法』雷鳥社
- 檜垣昌也 (2023) 「若年無業者支援ならびに関連性のある＜ひきこもり＞支援における家政学的知見導入の意義」『敬心・研究ジャーナル6巻2号』

受付日：2025年5月10日

学校法人敬心学園・学術研究誌・編集規程

（目的）

第1条 学校法人敬心学園の学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』（英文名 Keishin Journal of Life and Health）（以下、本誌という）の編集は、本規程の定めるところによる。

（適用対象）

第2条 本誌は、原則として本学園の教職員及び職業教育研究開発センターに所属する研究員（含む客員研究員）等の学術研究等の発表にあてる。

（資格）

第3条 本誌に投稿できるものは、第2条が適用される者とする。ただし、編集委員会が招待した者はこの限りではない。

（発行）

第4条 本誌は、当分の間原則として1年1巻とし、2号に分けて発行するものとする。

（内容）

第5条 本誌掲載の内容は、原則として執筆要領に定められた範囲とする。

（編集）

第6条 本誌の編集は、学校法人敬心学園「職業教育研究開発センター運営規程」（以下「運営規程」という。）に基づき、学術研究誌編集委員会（以下「委員会」という。）が行う。

（委員会の構成）

第7条 委員会は、各学校から選出された教職員及び職業教育研究開発センター所属担当者2名を基本とし、加えて委員会より依頼する客員研究員などで構成する。

2 委員会には委員長を置き、委員長は委員会を主宰する。委員長は、職業教育研究開発センターセンター長とする。

3 副委員長は、前項に規定する委員から委員長が指名

する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、これを代行する。

（委員の任期）

第8条 委員長、副委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（原稿依頼）

第9条 委員会は、必要により特定の個人または団体に対して原稿の依頼を行うことができる。

（原稿の修正）

第10条 掲載決定の通知を受けた執筆者は、定められた期日までに、最終原稿を提出するものとする。その際には、必要最小限の修正が認められる。

（原稿の校正）

第11条 執筆者による校正は、原則として1回とする。校正は赤字で行い、指定の期限内に返送すること。

（原稿の返却）

第12条 本誌に投稿された原稿は、原則として返却しない。

（原稿料）

第13条 本誌に投稿掲載された依頼原稿以外には、原稿料等は支払わない。

2 原則的に論文掲載料は無料とする。ただし、編集及び図表等の作成が必要であり、特定の費用を要する場合、超過分の実費に相当する額は執筆者の負担とする。

（委員会の役割）

第14条 原稿の掲載は、委員会の決定による。

2 委員会では、投稿原稿の審査のため、査読委員をおく。

3 査読委員は委員会の推薦に基づき、委員長が委嘱する。委嘱要項は別に定める。

（不服申し立て）

第15条 原稿掲載不採択の結果に異議があった場合、執筆者は定められた手続きにより文書にて委員会に申し立てることができる。

- 2 委員会の対応に不服がある場合、職業教育研究開発センター運営委員会に不服を申し立てることができる。

（執筆要領）

第16条 原稿の投稿は、所定の投稿要領にしたがう。

（著作権）

第17条 本誌に掲載された著作物の著作権は、学校法人敬心学園に帰属し、無断での複製、転載を禁ずる。ただし、執筆者の所属する大学等の機関リポジトリへの掲載については、これを妨げないものとする。

- 2 執筆者の所属する大学等は掲載の許諾を求める必要はないものとし、掲載にあたっては、出典（誌名、巻号、頁、出版年）を明記しなければならない。

（事務局）

第18条 委員会は、学校法人敬心学園職業教育研究開発センター事務局に置く。

（委任規定）

第19条 本誌の発行に関し、本規程に定めなき事項については、委員会においてこれを定める。

（規程の改廃）

第20条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て、理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月20日から施行する。
- 2 この規程は、令和3年2月17日から施行する。
- 3 この規程は、令和5年12月11日に改定、同日から施行する。
- 4 この規程は、令和6年7月29日に改定、同日から施行する。

敬心学園 学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』 投稿受領から掲載までのフローチャート

1. 投稿原稿を受領 ⇒ 投稿者へ投稿受領通知

査読原稿（原著論文 又は査読希望する論文）

2. 査読者（1原稿あたり2名）を選定

査読なし原稿の場合
工程 9 へ

3. 査読を依頼

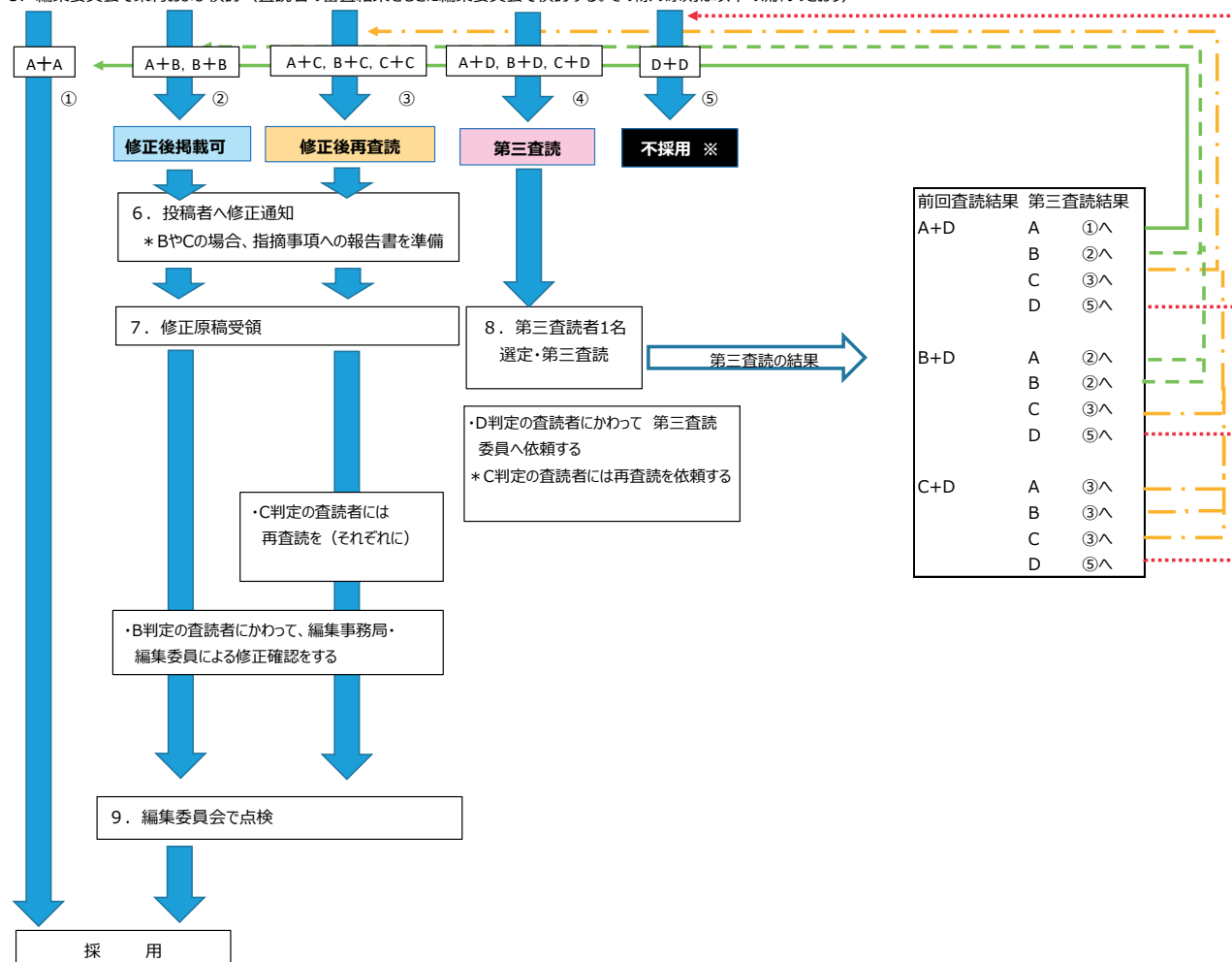
発送文書〔査読依頼文書〕〔査読報告書記入上のお願ひ〕〔執筆要領〕
〔査読報告書1・2〕〔投稿受領から掲載までのフローチャート〕

（査読辞退がある場合は代替査読者を選定し、依頼）

4. 査読結果受領

査読結果 A 採用 B 修正採用 C 修正再査読 D 不採用

5. 編集委員会で集約および検討（査読者の審査結果をもとに編集委員会で検討する。その際の原則は以下の流れのとおり）



・査読あり> 原著論文
・希望いただいた場合査読> 症例・事例報告/症例・事例研究、実践報告/実践研究

・J S T A G E 掲載：巻頭論文、総説、原著は必掲
研究ノート、症例・事例報告/症例・事例研究、評論、実践報告/実践研究など
他の原稿も掲載を基本とする（希望しない場合はエントリーシートへ理由を記載）

前回査読結果	第三査読結果
A+D	A ①へ
	B ②へ
	C ③へ
	D ⑤へ
B+D	A ②へ
	B ②へ
	C ③へ
	D ⑤へ
C+D	A ③へ
	B ③へ
	C ③へ
	D ⑤へ

11. 受理 投稿者へ受理通知（このときに最終原稿の本文データを送ってもらう）

12. 掲載

〔運用注〕

1) 第三査読は、原則として編集委員会が対応する。

2) A + Aの採用であっても、査読者による細部の修正が要請された場合はその通知をするが、再査読はしない。

3) 二重投稿の疑いが発生した場合は事情を調査し、その結果如何によっては採用が決定した後にも採用取り消しがありうる。

4) 修正・査読等の遅れ取りにおいて、結果的に当該号への掲載決定が間に合わず、次号へ持ち越す場合がありうる。

5) 掲載形態を変更しての掲載・再査読については、投稿者と協議の上決定する。

6) ⑤ * について

※ 基本、当該号での掲載は見送り ➡ 指摘事項に対応し、次号以降での再投稿とする。

（査読なし締切前に、論文を推敲し「研究ノート」で再投稿された場合は、受け付ける）

学校法人敬心学園・学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』投稿要領

1 投稿者資格

学校法人敬心学園・学術研究誌・編集規程に基づき、投稿者は、共同研究者を含め、編集規程3条に定める投稿者資格を得ていなければならない。

2 投稿原稿の条件

学校法人敬心学園・学術研究誌・編集規程第6条に示す欄のうち、招待論文（巻頭論文、総説等）以外については、原則として学校法人敬心学園・学術研究誌・編集規程第3条による自由投稿とする。

3 投稿原稿の規定

投稿する原稿は、未発表のものに限る。「二重投稿・多重投稿」は、認められない。万一発覚した場合は、別に定める規程によって、投稿停止期間を設ける。なお、同じデータ・事例・資料等に基づいて投稿者及びそのグループが執筆した別の論文・報告書等（共同執筆も含む）があれば、投稿時に添付すること。添付する資料には、既発表論文・報告書等のみならず、現在査読中であるものも含む。

4-1 投稿申し込み（エントリー）締切（全原稿対象）

投稿の申し込み（エントリー）締切は、6月末日発行の場合、査読希望は2月10日、査読なしは4月10日、12月末日発行の場合、査読希望は8月10日、査読なしは10月10日とする。『敬心・研究ジャーナル』エントリー時・投稿原稿チェックリスト」を使用する。

4-2 投稿の締切

投稿の締切は、毎年、6月末日発行の場合、3月10日（査読希望原稿）・5月10日（査読なし原稿）、12月末日発行の場合、9月10日（査読希望原稿）・11月10日（査読なし原稿）とする。査読の結果、再査読の場合は掲載が遅れることもあるため、査読希望原稿は締切日以前の投稿が望ましい。

5 投稿の手続き

投稿の手続きは以下のとおりとする。

1) 執筆形式の確認：「執筆要領」に沿ったものであること

2) 投稿の方法：投稿はメール添付とし、投稿の提出先は職業教育研究開発センター事務局とする。

* 投稿原稿本体の PDF・Word ファイル及び、次項に示す「『敬心・研究ジャーナル』エントリー時・投稿原稿チェックリスト」の PDF 又は Word ファイル各 1 点をメールに添付して送信（1 通のメールに、上掲 2 点を同時に添付することが難しい場合は、複数のメールに分けて提出することでも可）。

6 投稿原稿掲載の可否

投稿原稿掲載の可否は、「投稿受領から掲載までのフローチャート」に基づく審査により、学術研究誌編集委員会（以下「委員会」という）が決定する。

7 投稿原稿の掲載日

投稿原稿がフローチャート上の査読過程で、当該号の掲載決定期日までに間に合わない場合は、次号への査読が継続しているものとみなす。

8 倫理上の配慮について

投稿者は、著作権や研究対象者の人権尊重に努めること。また、論文に関連する企業や営利団体等との利益相反（COI）がある場合は、チェックリスト末尾の特記事項欄に明記する。倫理的事項に関する審議が必要な場合、学校法人敬心学園職業教育研究開発センター倫理委員会で協議することができる。

9 抜き刷りについて

原稿が掲載された者が、抜き刷りを必要とする場合は、投稿時に申し出ること。なお、費用は自己負担とする。

10 投稿原稿の保存について

投稿された原稿及び提出された電子媒体等は返却せず、2 年間の保存のうえ、廃棄する。

11 海外研究欄

海外研究欄は、職業教育研究等の動向紹介にあて、その依頼は委員会が行う。

12 書評欄

書評欄は、国内外の職業教育研究に関する批評にあて、その依頼は委員会が行う。

13 要領の変更

本要領の変更は、学校法人敬心学園 学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』編集委員会の議決を経なければならない。

14 投稿原稿の電子配信および本誌の販売

投稿者は、学校法人敬心学園が契約する電子配信媒体への投稿原稿電子データ掲載及び希望者への本誌販売を許諾したこととする。

附 則

- 1 この要領は、平成28年12月20日から施行する。
- 2 この要領は、平成29年2月17日から施行する。（4. 投稿原稿の締切）
- 3 この要領は、平成29年5月18日から施行する。（14. 投稿原稿の電子配信および本誌の販売）
- 4 この要領は、平成29年10月20日から施行する。（4. 投稿原稿の締切）
- 5 この要領は、平成31年6月7日から施行する。（5. 投稿の手続き、8. 倫理上の配慮について）
- 6 平成31年12月9日から施行する。（4-1. 投稿申し込み（エントリー）、締切4-2. 投稿原稿の締切）
- 7 この世量は、令和2年12月15日から施行する。（4-1. 投稿申し込み（エントリー）対象の明確化）
- 8 令和5年8月21日から施行する（5. 投稿の手続き）
- 9 令和6年5月15日に制定、同日から施行する。（4-1. 投稿申し込み（エントリー）締切）

『敬心・研究ジャーナル』 エントリー時・投稿原稿チェックリスト

エントリー締切時チェック (編集事務局へ送付 締切: 査読あり2/10, 8/10 査読なし4/10, 10/10)

年 月 日

お名前 ()

原稿タイトル『 』

原稿の種類 * 1つ選択して○印 (4, 6, は報告か研究か何れかに○印)

0, 1, は基本編集委員会からの依頼原稿 2, は査読必須、4, 6, は希望される場合のみ査読
(0, 巻頭論文 1, 総説 2, 原著論文 3, 研究ノート 4, 症例・事例報告／症例・事例研究
5, 評論 6, 実践報告／実践研究)

査読の有無 * 4, 6, の場合: 査読希望→ あり ・ なし (何れか選択)

J-STAGE 掲載 * 基本、全て掲載します
掲載を希望しない場合は、その理由を以下に記載してください。
()

* 人を対象とする調査研究などに該当する場合 必記載

研究倫理審査 No 発行機関名

* 研究倫理審査を敬心学園職業教育研究開発センターで行うことも可能です。予めご相談ください。

投稿原稿入稿時チェック (原稿と一緒に送付)

年 月 日

* 投稿原稿が、以下の項目に合致している場合、□の中にレ印を入れてください。

- ☐ 縦置き A4判横書きで、20,000字相当〈1,600字 (20字×40行×2段)×12.5枚〉以内であるか
- ☐ 和文・英文抄録の記載漏れはないか
英文のネイティブチェックはしているか (編集委員会が求める場合には、その証明書を添付する)
- ☐ 図表・文献の記載漏れはないか
- ☐ 文献は本文中に著者名、発行西暦年を括弧表示しているか
- ☐ 文献の記載方法は投稿要領・執筆要領にそっているか
- ☐ 同じデータ等に基づいた別の論文がある場合、資料として添付しているか
(□ 非該当)
- ☐ また類似のデータについての別の論文がある場合は、資料として添付し、その論文との関係性について本文で明記しているか
(□ 非該当)
- ☐ 査読を伴う原稿では、文献謝辞等を含めて投稿者を特定できるような記述をはずしているか、あるいは匿名としているか
- ☐ 倫理指針に反していないか
- ☐ 人を対象とする研究の場合など、倫理審査を要する研究では倫理審査状況を記載しているか
- ☐ 巻末の執筆者連絡先一覧に掲載する情報を表紙の一枚目に記載しているか (住所やメールアドレスが原稿進行時に使用するものと異なる場合、それぞれを記載しているか)
- ☐ その他特記事項・・・

学校法人敬心学園・学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』執筆要領

1 原稿提出に際し

「投稿原稿チェックリスト」を併せて提出すること。
提出がない場合、受け付けないものとする。
(エントリー時に提出したチェックリスト内の投稿
原稿入稿時チェック欄に記載し提出)

2 投稿原稿の分量

投稿原稿は、図表・注・引用文献を含めて20,000字
以内とする。(A4 12.5枚程度)
図表は1点につき原則600字換算とし、図表込みで
20,000字以内を厳守すること。

3 投稿原稿の言語

原稿は、原則として日本語で書かれたものに限る。
ただし、英語については協議の上、掲載を認めるこ
とがある。

4 投稿原稿の様式

投稿する原稿の執筆にあたっては、

- (1)原則としてパソコンで作成し、縦置き A4判用紙
に横書きで、1,600字(20字×40行×2段)×12.5
枚以内とする。
- (2)原稿の種類は、巻頭論文、総説、原著論文、研究
ノート、症例・事例報告／症例・事例研究、評
論、実践報告／実践研究から選択する。
巻頭論文、総説は原則編集委員会からの依頼、も
しくは協議の上の掲載とする。
- (3)投稿に際しては、表紙をつけ、本文にはタイトル
(英文タイトル併記)、所属、氏名を記載するこ
と。
- (4)表紙原稿は、原著論文など査読依頼をする場合
は、表紙を以下の3枚に分ける。(査読を依頼し
ない場合は表紙と本文原稿をまとめることがで
きる。)
1枚目には、①タイトル、②原稿の種類、③所属
(英文所属併記)・氏名(ローマ字併記、何れも連
名の場合は全員分)、④連絡先を記入する。なお、
掲載時には読者からの問い合わせを可能にする
ために、原則として連絡先(住所や電子メールア
ドレス)を執筆一覧に入れるが、希望しない場合

はその旨を明記すること。

- (5)表紙の2枚目には、和文抄録(400字以内)と
キーワード(5語以内)を記載する。

- (6)巻頭論文、総説、原著論文の表紙の3枚目には、
英文概要ならびに英文キーワード(5語以内)を
記載する。なお、その他についても、英文概要な
らびに英文キーワード(5語以内)を記載するこ
とができる。

英文概要は200語前後。校閲・ネイティブチェッ
クは執筆者の責任で行うものとする。

*投稿時まで申し出ること、ネイティブ
チェックを自己負担で受けることができる。
(査読を依頼する論文では、投稿締め切り前に
ネイティブチェックが終わるように申し出る)

- (7)修正後、掲載決定した最終原稿は、Word 及び
PDF で保存した電子媒体にて投稿する。

図表を本文とは別に提出する場合は、図表の挿入
箇所を本文に明記する。なお、特別の作図などが
必要な場合には、自己負担を求めることがある。

5 文章の形式

文章の形式は、口語体、常用漢字を用いた新仮名づ
かいを原則とする。注や引用の記載形式は、執筆者
が準拠とした学会の執筆要領によること。
ただし「引用文献」はJ-stage掲載の為、簡潔にまと
めて表記してください。

〈例 日本語文献の場合〉

〇〇著者名〇(〇〇〇〇発行年〇〇〇)「〇〇タイト
ル〇〇」『〇〇文献名〇〇』第〇〇号、〇〇-
〇〇頁、〇〇出版社名〇〇。

〈英語文献の場合〉

Taro Keishin (2018) “aaa bbb (タイトル) cccc”
Keishin Journal of Life and Health (書名は必ず
イタリック) Vol.00, No.0, America (国名)

*聖書の翻訳本文は勝手に改変されたり、訂正さ
れたりしてはなりません。また誤記や誤字も注
意しなければなりません。聖書の翻訳本文の引
用、転載の際には必ず出典の明記が義務づけら
れます。

例) 日本聖書協会『聖書 新共同訳』詩編□編□節

日本聖書協会『新共同訳 新約聖書』マタイによる福音書○章○節 など
参考) SIST02「科学技術情報流通技術基準 参考文献の書き方」

6 倫理上の配慮について

投稿原稿に利用したデータや事例等について、研究倫理上必要な手続きを経ていることを本文または注に明記すること(※)。また、記述においてプライバシー侵害がなされないように細心の注意をなすこと。

(※) 人を対象とした研究の場合、所属する組織や団体などで倫理審査を受けていることが前提となるが、その倫理審査状況を記載する。

7 著作権

原稿に、執筆者以外が著作権を保持する著作物の相当な部分(評価尺度全体など)の引用や翻訳が含まれる場合は、その著者および著作権者から許諾を得たことを示す書類(電子メールも可)のコピーを添えて投稿するものとする。

8 査読を伴う投稿原稿の二重秘匿性

査読を伴う投稿論文の査読は、執筆者名等を匿名にて行うため、文献等の表記の際には、本人の著であっても「筆者」「拙著」等とせず、執筆者名による表記とする。また、査読に対する回答の必要がある場合は編集委員会あてにこれを行う。

9 査読による修正の要請

査読による修正の要請については、論文の修正箇所を明示し、対応の概要について編集委員会あてに回答すること。

10 原稿の書式

原稿の書式は、以下のとおりである。

(1) 注・引用文献等もすべて本文と同じ文字サイズ、同じ字詰めで印字する。なお、英数字は原則として半角とする。

(2) 原稿は、無記名で、「本文、注、引用文献、図表等」の順に記載する。

なお、図表の掲載位置に関しては、指定することができる。

(3) 各頁の下中央部に、頁番号を印字する。

(4) 論文の構成

* 節 1・2・3…(数字の前後に「第」「節」は付さない)

* 小見出し (1)・(2)・(3) …

* 以下は、(a)・(b)・(c) … などとする。

(5) 年号は西暦表記を基本とする。和暦を併記する場合は、1987(昭和62)年とする。ただし、必要に応じて「昭和50年代」などの和暦表記を用いる。

(6) 数の量などを表す数字の表記は、単位語(兆、億、万)を付ける。カンマは入れない。

例: 12億8600万人、15兆300億円

幅のある数字を記す場合は、上位のケタの数を省略しない(ただし、年代はこの限りではない)。

例: 130～150万(130～50万とはしない)、1970～80年

11 要領の変更

本要領の変更は、学校法人敬心学園 学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』編集委員会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成28年12月20日から施行する。
- 2 本要領第4の(4)にかかわらず、平成29年度に限り「臨床福祉ジャーナル」「研究紀要」「子ども学論集」の原稿種類についても投稿を認めるものとする。
- 3 平成29年1月13日編集委員会にて改訂
- 4 平成30年6月28日編集委員会にて改訂(文書の形式引用文献の記載について)
- 5 平成30年10月26日編集委員会にて改訂(投稿原稿の言語およびネイティブチェックについて)
- 6 平成30年12月14日編集委員会にて改訂(投稿時のネイティブチェックについて補足)
- 7 平成31年6月7日編集委員会にて改訂(投稿原稿の分量や様式、書式について、倫理上の配慮について補足)
- 8 令和3年8月16日編集委員会にて改訂(原稿の種類について)
- 9 令和5年8月21日編集委員会にて改訂(提出・投稿原稿の様式・書式について)
- 10 令和6年5月15日に改定、同日から施行する。(原稿種類について)

職業教育研究開発センター研究支援委員会規程

(設置)

第1条 この規程は、職業教育研究開発センター運営規程第8条(専門委員会)及び知的財産取扱規程第6条(知的財産審査部会の設置)にもとづき、職業教育研究開発センター研究支援委員会に関する必要な事項を定める。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、敬心学園グループの教職員及び職業教育研究開発センター研究員等の研究活動の促進を図るため、別に定める以下の規程にもとづき、審査や評価を行う。

- (1) 別に定める「職業教育研究開発センター研究倫理規程」にもとづき、研究の実施計画等の研究倫理に関する適否その他の事項について審査を行う。(以下「研究倫理審査」という。)
- (2) 別に定める「職業教育研究開発センター研究審査細則」及び「職業教育研究開発センター研究評価細則」にもとづき、敬心・研究プロジェクト(敬心学園公募研究支援)に関し、採択に向けた審査や研究後の評価を行う。(以下「研究審査・評価」という。)
- (3) 別に定める「知的財産取扱規程」第7条(部会の職務)にもとづき、知的財産審査部会として、敬心学園グループ(除く東京保健医療専門職大学)における知的財産活動に関する重要事項及び職務発明等の取扱いなどの審査を行う。なお、その取扱いについては「知的財産取扱規程」に定める。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。原則として修士号以上の学位を有する者とする。

- (1) 職業教育研究開発センター センター長
- (2) 本学園各校より各々1名以上
 - ・日本医学柔整鍼灸専門学校
 - ・日本福祉教育専門学校
 - ・日本リハビリテーション専門学校
 - ・日本児童教育専門学校
 - ・東京保健医療専門職大学

(3) その他外部の有識者若干名

- 2 委員の任期は原則1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をおく。委員長は委員の互選とし、副委員長は前条の委員から委員長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となるとともに委員会を統括する。
- 3 委員長は、必要に応じて、審査や評価の専門的学識を有する者をオブザーバーに指名し、委員会への出席を求めることができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐する。また、委員長に事故あるとき及び委員長が議事にあたることができないときに、その職務を代行する。

(委員会の開催、成立及び議決要件)

第5条 委員会は4月又は5月、9月又は10月の年2回開催をする。なお委員長が必要と認めた場合は臨時開催する。

- 2 委員会は、委員の過半数(委任状による出席を含む)が出席することをもって成立し、審査や評価の判定等は出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 3 委員は、自らが研究代表者及び共同研究者または研究協力者となる研究にかかる審査や評価に加わることはできない。ただし、委員会の同意を得た場合はこの限りではない。
- 4 委員会は、必要に応じて、委員以外の者から審査、評価のための意見等を聴取することができる。

(手続き等)

第6条 それぞれの審査、評価は、以下の手続きのもとで実施する。

(1) 研究倫理審査

研究計画等の倫理審査を希望する研究者(以下「申請者」という。)は、所定の「研究倫理審査申請書」(様式第1号・様式第2号)等を事前に委員長に提出する。

(2) 研究審査

敬心・研究プロジェクト（敬心学園公募研究支援）へ申請を希望する者（以下「申請者」という。）は、研究計画書並びに所定の申請書（様式第3号）を作成し、事前に委員長に提出する。

(3) 研究評価

定められた研究事業終了後には、評価のために、所定の「研究評価票」（様式第4号）及び研究活動報告書などを事前に委員長に提出する。

(4) 知的財産取扱

研究成果としての職務発明等については、所定の発明等届出書に基づき、発明者は理事長にし、これを委員長に付託する。

2 委員会は、必要に応じて申請者に出席を求め、申請内容等の説明を聴取することができる。ただし、審査や評価の議論に参加することはできない。

（審査、評価の判定）

第7条 それぞれの審査や評価の判定は、次のいずれかとする。

(1) 研究論理審査

- A 承認
- B 条件付き承認
- C 保留（継続審査）
- D 不承認
- E 非該当

(2) 研究審査

- A 採択
- B 修正後、採択
- C 保留（再申請指示）
- D 不採択

(3) 研究評価

- A 承認
- B 修正後、承認
- C 保留（追評価指示）

(4) 知的財産取扱

- A 職務発明等に合致し、特許等を受ける権利を承継する（ただし、持ち分、出願手続き、技術評価、市場評価、報奨金等については別に判断する）
- B 職務発明等に合致するが、特許等を受ける権利は承継しない
- C 職務発明に合致しない

（研究倫理審査手続きの省略）

第8条 委員長が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、迅速な審査を行うため研究倫理審査手続

きを簡略化することができる。

- (1) 申請中の研究計画等の軽微な変更に係わる審査
- (2) 委員会において承認済みの研究計画等に準じた研究計画等に係わる審査

- (3) 対象者に対する日常生活で被る身体的又は心理的若しくは社会的危害の可能性の限度を超えない範囲の危険であって、社会的に供される種類の最小限の危険を含まない研究計画等に係わる審査

2 前項各号の審査は、委員長があらかじめ指名した委員2名が書面により行い、その判定は両名の合意により決する。

3 前項に規定する審査結果は、当該審査を行った委員を除くすべての委員に報告する。

4 本条第2項に規定する審査の結果が、前条第1号に規定する「承認」及び「非該当」以外の場合、前項の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付したうえで再審査を求めることができる。この場合において、委員長は速やかに委員会を開催し、当該事項について審査を行う。

（審査結果、評価結果）

第9条 委員長は、審査や評価の結果を速やかに申請者に通知するとともに、職業教育研究開発センター運営委員会へ報告する。

2 委員長は、職業教育研究開発センター運営委員会の請求があった場合には、審査や評価状況の報告を行わなければならない。

3 申請者は、判定内容に疑義があるときは委員会に説明を求めることができる。

（再審査、再評価）

第10条 審査や評価の判定に異議のある申請者は、異議の根拠となる資料を添えて、委員会に再審査・再評価の申請をすることができる。

2 委員会は異議の申請や申し立てがあった場合、再審査及び評価を行う。

（研究成果の報告）

第11条 敬心・研究プロジェクトを採択された者は、敬心・研究ジャーナル及び職業教育研究集会にて実施状況もしくは研究結果について報告を行う。

2 前項は、他の学会等での報告を規制するものではない。

（研究等の変更又は休止の勧告）

第12条 委員長は、研究遂行中に各委員が研究計画等の変更又は休止の意見を述べた場合には、その意見をふ

まえて研究等の変更、若しくは休止を勧告し、再調査することができる。

(記録の保管)

第13条 委員会の審査、評価に関する記録の保存期間は、法令上別段の定めがある場合を除き5年間とする。

2 前項の保存期間を経過した記録でさらに保存が必要と委員会が認める記録は、5年以内の範囲で保存期間を延長することができる。

3 保存期間の起算日は、研究の終了又は中止の日の翌日からとする。

4 記録、保存又は廃棄の手続きは適正に処理する。

(守秘義務)

第14条 委員は、申請書類などに記載のある対象者に関する情報や広義の知的財産となる可能性のある方法など、業務上知り得た秘密を在職中及びその職を退いた後のいずれにおいても他に漏らしてはならない。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、委員長が別に定め、委員会に報告する。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、委員会の意見を聴き、職業教育研究開発センター運営委員会の議を経て経営執行会議及び理事会に上程し、承認を経て理事長が行う。

附 則

1 この規程は、令和6年5月20日に制定、同日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

職業教育研究開発センター研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、職業教育研究開発センターにおいて実施する人を対象とする研究を遂行する上で求められる研究者の行動及び態度について、職業教育研究開発センター研究支援委員会規程第2条に基づき、倫理的指針及び研究計画の審査に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号にかかげる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この規程において「人を対象とする研究」とは、臨床・臨地人文社会科学の調査及び実験であって、個人又は集団を対象に、その行動、心身若しくは環境等に関する情報の収集やデータ等を採取する作業を含む研究、及び、人を対象とする生命科学・医学系研究を言い、関連各府省庁が定める研究倫理に関する法令や指針等によるものとする。なお、生命科学・医学系研究では、『人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年3月23日、文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）』をはじめ、ヘルシンキ宣言（人間を対象とする医学研究の倫理的原則）によるものとする。
- (2) この規程において「研究者」とは、職業教育研究開発センター研究員のほか 本学園の教職員、本学園で研究活動に従事する者等をいう。なお、客員研究員が審査申請を行う場合は、原則として学校法人敬心学園が発行する敬心・研究ジャーナル又は開催する研究集会での発表を行うこととする。
- (3) この規程において「対象者」とは、人を対象とする研究のために、個人の情報及びデータ等を研究者に提供する者をいう。

(研究者の基本的責任)

第3条 研究者は、「人を対象とする研究」を行うにあたり、国際的に認められた規範、規約、条約等、国内の関連する法令、告示等及び学校法人敬心学園が定める関係規程等を遵守しなければならない。

(研究者の説明責任)

第4条 研究者は、対象者に対して研究目的及び研究計画ならびに研究成果の発表方法等について、対象者が理解できる言葉で説明しなければならない。

- 2 研究者は、対象者が何らかの身体的若しくは精神的

負担又は苦痛を伴うことが予見されるとき、その予見される状況を対象者が理解できる言葉で説明しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第5条 研究者は、予め対象者の同意を得ることを原則とする。

- 2 対象者の同意には、個人の情報及びデータ等の取扱いならびに発表の方法等にかかわる事項を含むものとする。
- 3 研究者は対象者に対し、研究実施期間中において対象者が不利益を受けることなく同意を撤回し、研究への協力を中止する権利及び当該個人の情報又はデータ等の開示を求める権利を有することを周知しなければならない。
- 4 研究者は、対象者本人が同意する能力に欠けると判断される場合には、本人に代わる者から同意を得なければならない。
- 5 対象者が同意を撤回した場合は、研究者は、当該個人の情報又はデータ等を廃棄しなければならない。

(利益相反)

第6条 研究者は、利用者の人権に配慮し、利益相反に留意しなければならない。

(第三者への委託)

第7条 研究者は、第三者に委託して個人の情報又はデータ等を収集又は採取する場合、この規程の趣旨に則った契約を交わさなければならない。

(授業等における収集及び採取)

第8条 研究者は、授業、演習、実技、実験及び実習等の教育実施の過程において、研究のために対象者から個人の情報及びデータ等を収集ならびに採取する場合、同意を得なければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、職業教育研究開発センター研究支援委員会の議を経て、職業教育研究開発センター運営委員会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年9月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年7月11日に改定、同日から施行する。
- 3 この規程は、令和6年5月20日に改定、同日から施行する。

受付番号

研究倫理審査申請書（人を対象とする研究）

年 月 日提出

職業教育研究開発センター研究支援委員会 委員長 殿

申請者	所属・職名：
	氏名： 印
	連絡先： ☎ / ✉

申請にあたって事前確認 ＜研究する申請の範囲及び他の倫理委員会における審査状況＞

申請する研究範囲 何れかに☑	
☐ 研究全体の審査申請	☐ 分担部分のみの審査申請 分担部分以外の審査状況を記載 *研究計画を下記に付記する際、研究概要欄に研究全体の目的や意義についても付記する

* 研究計画変更申請の場合は、変更箇所に下線を付すこと。

下記の課題について、☑をした下記資料を添付し、審査申請いたします。

☐	対象者・施設等への研究協力依頼書	必須	資料番号：
☐	質問紙	必須	資料番号：
☐	調査協力同意書・同意撤回書	無記名の書面アンケート等の場合は不要	資料番号：
☐	研究実施計画書	任意	資料番号：
☐	その他；	必要に応じ添付	資料番号：

記

1. 研究課題

*該当の口欄に✓印

①では課題と併せて副題がある場合には記載をする

①課題名			
②研究期間	始期		終期
	年	月	日
	～	年	月
*申請の始期よりも承認日が後の場合は、研究の始期は承認日からになります。			
③研究費	☐	学内予算	予算名称；
	☐	外部資金	団体名、研究費名；
	☐	自費	
	☐	その他	
④審査事項	☐	新規	
	☐	再申請	委員会審査結果による再申請 受付番号；
	☐	継続	すでに承認されている研究計画の変更等 受付番号；

2. 研究の実施体制（申請者による個人研究の場合、記入不要）

①研究代表者（研究の実施に携わるとともに、当該研究に係る業務を統括する者）			
所属；		職名；	氏名；
②研究実施代表者、研究実施関係者			
（研究機関以外において既存試料・情報提供のみを行う者及び委託を受けて研究に関する業務の一部に従事する者を除く）			
所属	職名	氏名	役割*分担者や協力者の場合その旨記載
③共同研究機関（研究計画に基づき、当該研究により対象者から試料、情報を取得し、他の研究機関に提供を行う機関も含む）			
責任者を置く場合はその氏名を下欄に記載			
機 関 名			責 任 者 名

3. 研究概要

①研究の目的、意義（研究の背景又は問題提起、科学的合理性等の概要を簡潔に記載する）	
②対象者及び選定方法（募集文案等がある場合は添付する）	
対象者に未成年者又は民法上の被後見人等の有無 ⇒ ☐ 有 ☐ 無 ＊民法の一部を改正する法律（2022年4月1日施行）により成年年齢は、20歳から18歳に変更。	
内	☐ 成人（ 名程度） ☐ 未成年（ 名程度）
訳	☐ 民法上の被後見人等（ 名程度）
対象者の特性、 選定の基準	
選定・募集方法	
③研究方法（概要を簡潔に記載すること。「別紙参照」は不可）	
④調査実施場所	

⑤調査対象者に求める事項（被験者の実体験）

対象者がどのような手順で研究協力を依頼され、どういう形で研究協力するのか、時系列で記載する。

4. 研究実施における倫理的配慮

①研究協力のインフォームド・コンセントの手続き（研究協力依頼・説明と同意の取得方法）

（対象者又は代諾者が、当該研究に関して、その目的及び意義並びに方法、負担、予測される利益・不利益等について十分な説明を受け、それらを理解したうえで自由意思に基づいて研究者等に対し与える当該研究実施等に関する同意）

依頼・説明対象	☐ 対象者個人(本人) ☐ 対象者の代諾者(保護者、後見人等) ☐ 対象者の所属団体(施設責任者、団体・組織の長等) ☐ その他（ ）
手段	☐ 書面のみ ☐ ☐ 頭と書面の両方（推奨） ☐ その他 （ ）
方法（依頼書や同意書等の場合は添付）	（資料番号・書類名）
該当の 場合は 記載	代諾者がインフォームド・コンセントを行い本人からも同意を得る場合（対象者がその理解力に応じたわかりやすい言葉で研究に関する説明を受け、理解し賛意を表すること）
	手段及び方法（書面等の場合は添付）
研究の途中で協力をやめる場合の具体的な意思確認の方法と不利益を受けないことを保証する方法	
対象者からの相談等を受ける際の担当者・連絡方法	
②対象者との関係、利益相反の状況	
対象者・対象団体等との間に適正な研究遂行に影響を及ぼしうる恐れのある関係の有無 ☐ なし ☐ あり⇒次欄にその関係と適正な研究遂行とみなされるためにとる措置を記載	
関係	
措置	

③対象者に生じる負担並びに予測されるリスク及び利益と当該負担及びリスク最小化の対策	
iii) に関しては、基本的に社会科学系では不要。但しリスクがある場合は記載	
i) 負担、リスクの内容（身体的、精神的な負担・苦痛や社会的差別、財産的な不利益等）－	
ii) 負担、リスクを無くすあるいは最小化するための対策	
iii) 負担、リスクが実際に生じた場合の対策 (実験中の事故の救急要請の段取り、健康被害に対する補償の有無とその内容、保険加入の有無など)	
iv) 対象者にもたらされることが期待される利益（謝礼を除く新たな知見等客観的に利益と判断されるもの）	
v) 報酬等の有無・内容 ☐ なし ☐ あり⇒報酬内容(金額、物品等名)と交通費等の実費以外に支払う場合(金額設定の根拠・妥当性)	
④個人情報等の取扱い（特定の個人に不利益を与えないために、下記を確認）	
i) 収集する個人情報の内容 ⇒①～③が有る場合は、その番号と内容を記入。 ①当該情報に含まれる氏名、生年月日、音声、動画等で特定の個人を識別できるもの。 ②他の情報と照合することで特定の個人を識別できるもの。 ③ゲノムデータ、生体情報をデジタルデータに変換したもの、パスポート番号、基礎年金番号、マイナンバーなど特定の個人を識別できるもの	
ii) データ・試料、情報(個人情報等含む)の保管・管理と廃棄	
保管方法	
管理保管責任者	
廃棄時期	

廃棄方法			
⑤第三者へのデータ収集や分析等の研究に関する業務委託			
☐ なし ☐ あり⇒下欄に当該業務内容と委託先及び監督方法・内容を記載			
業務内容			
委託先			
委託先の監督方法 (個人情報の取扱等 に関する委託時の 確認方法、業務終 了後の取扱等)			

5. 研究に関する情報公開及び開示

①対象者等から求めがあった場合の情報開示	
対象者	☐ 本人 ☐ 代諾者(保護者、後見人等) ☐ 対象者の所属団体(施設、団体の責任者等) ☐ その他 ()
方法と 内容	
②社会(学会、一般社会等)に対する情報公開	
方法と内容 ①成果公表②説明責 任の観点からの記載	
研究成果の公開 (予定している 学会、学術誌の 名称、時期)	

6. その他

特記すべきことがあれば記入；

--

研究に関する事前チェックシート

このチェックシートは、「人を対象とする研究」を開始するにあたり、職業教育研究開発センター研究倫理規程に基づく『職業教育研究開発センター研究支援委員会』による倫理審査への申請が必要となるか否かについて、研究の手順に沿って自己判断するものです。

以下の＜A＞および＜B＞の設問にお答えください。

＜A＞の基本事項に「はい」がある場合は、研究を実施すること自体ができませんので、基本事項が「いいえ」となる研究計画としたうえで、＜B＞を回答してください。＜B＞に一つでも「はい」があると、委員会審査の対象となります。

「職業教育研究開発センター研究倫理規程」を確認の上、審査を受けるかどうか検討してください。

法令、諸官庁の告示、指針＜医学系研究では人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年3月23日、文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）＞等により、所属機関倫理委員会の審査を受けることが定められている研究については、必ず倫理審査への申請を行わなければなりません。不明な点がありましたら、職業教育研究開発センター（03-3200-9074）までお問い合わせください。

☆全般的な留意事項

- (1) 研究者代表又は学生を指導する教員は、上記指針および本チェックシートを参照の上、研究分担者や学生等に対し、適切な研究活動の遂行に努めるよう管理、指導又は助言を行ってください。
- (2) 学生が行う研究活動については、指導教員が責任をもって倫理審査への申請を行うか否かを判断してください。

＜A＞基本事項(下記の項目が「いいえ」となるように計画してください)

対象者は依頼に対する同意の後に、撤回や辞退することで不利益を生じるなど、自由に撤回や辞退することができないものですか。	☐ はい ☐ いいえ
---	---

＜B＞以下の項目において全て「いいえ」である場合は倫理審査の対象にはなりません。

① 対象者に対し、何らかの不快感や困惑、又は精神的・心理的な負荷や危害を及ぼす可能性がありますか。	☐ はい ☐ いいえ
② 対象者に日常生活で起こりうる範囲を超える不快感又は不便を強いる可能性がありますか。	☐ はい ☐ いいえ
③ 対象者との間に、例えば研究者が対象者の教師・同僚・雇用主、又は親族等として、対象者との間に何らかの力関係や利害関係といった利益相反がありますか。	☐ はい ☐ いいえ
④ 研究対象となる個人や集団が差別を受けたり、その経済状況や雇用・職業上の関係、あるいは私的な関係に損害を与える恐れのある情報の収集など、対象者に潜在的に不利益となるようなものですか。	☐ はい ☐ いいえ
⑤ 個人にかかわる情報を収集するもので、その結果、個人が特定される可能性があるものですか。	☐ はい ☐ いいえ
⑥ 交通費や時間の合理的な費用弁償を除く謝金又は他の金銭的誘因を対象者に支払うものですか。	☐ はい ☐ いいえ
⑦ 科学研究費等の公的研究費や民間団体ほかの研究資金提供先、発表予定の学術雑誌・ジャーナルなどの投稿規程などから、研究倫理審査委員会等の承認を受けることを要請されているものですか。	☐ はい ☐ いいえ
⑧ アンケート・インタビュー・観察等により研究に用いられる情報を収集するものですか。	☐ はい ☐ いいえ

* 倫理審査への申請を行う場合は、必ず本チェックシートを申請書に添付をしてください。

編集後記

本年度からは改正私学法の施行で、専門学校は実効性のあるガバナンス改革が推進されることになりました。要は理事と評議員の役割が明確に区別され、それぞれの責務を果たすことが求められます。これは専門学校運営に関わる変化ですが、今後こうした教育関連の枠組みの変化が、より一層進められる時代になっています。昨年度の学校教育法の一部改正に伴い、来年度以降専門学校の職業教育そのものの枠組みも大きく変わります。リカレント型／リスクリング型教育に対応することを目的とした学校教育法改正は、以下のような3点を柱にしています。

1. 専門学校の教育課程を「学年制」から「単位制」に変えることができるようになります。大学への編入を円滑にするためです。
2. 一定の要件を満たす専門学校に専攻科を置くことができるようになります。これも世界的に広がっている普通教育と職業教育を統合する職業資格枠組みに専門学校教育を位置づけなおすためです。
3. 専門学校は、大学と同等の項目での自己点検評価が義務付けられ、外部評価を受けることも努力義務になります。日本の専門学校は、英語表記では Professional College としていますので、大学なみの教育の質を確保するためです。

このような変化は、現下の経済社会の変化や働き方の変化に対応するものです。これまでの日本の職場は、大企業が年功序列型終身雇用を従業員の OJT で確保するというイメージを維持してきましたが、これからは、中小規模の事業所が多様な働き方の人材確保を事業所外の Off-JT に委ねるというイメージ転換にむけて、急ピッチで模索する動きにあるといえます。

本誌の巻頭論文では、大手前大学の坂本理郎教授は、事業所が労働者のキャリア形成を支援する上で、ディベロップメンタル・ネットワークのキャリア開発に果たすメンター機能について論考されています。そして、その知見に基づいて、専門学校が大学よりも職場の現実に即してディベロップメンタル・ネットワークと早くから接触できる長所を有していると指摘されています。しかし同時に、現状の日本社会は個別の職務特性を標準化して示していないので、学生自身が、職業の職務特性を見極める力を養うほかなく、専門学校はそれを支援するカリキュラムを提供することが期待されています。

高校新卒者の人口が減少の一途を辿る中、外国人や社会人からの学生を確保し、リカレント型／リスクリング型の職業教育に取り組まざるを得ない専門学校の教職員にとっては、多様化する学生の資質や能力への関心を深めるだけでなく、これまで以上に、卒業生を迎え入れる職場社会の動向について、より一層深い洞察が求められているといえるでしょう。

(編集委員長 小川 全夫)

通巻17号の全体校了を間もなくむかえます。今号も無事発行できますこと、投稿をいただいた先生方をはじめ、関係委員や協力会社に心より感謝いたします。

前号でも少しご案内させていただきましたが、弊学では研究発表の場として、論文投稿の形式として弊誌（敬心・研究ジャーナル）を年に2回発行し、口演発表の形式として「職業教育研究集会」を年に1回実施しております。昨年度より、弊学の FD/SD としており、本年度も「第22回職業教育研究集会」を10月25日（土）10時開始、全体会・分科会の構成で、オンライン＋オンデマンドで開催いたします。学内の運営委員会にて現在準備を進めておりますが、全体会のテーマの方向性は「非認知スキル・コミュニケーション能力」を予定しております。後日、弊学ならびに弊センターのホームページにて詳細をご案内いたしますので、ぜひご参加・ご視聴いただけますと幸いです。

そして、毎回のご願いとなりますが、弊誌をみなさまの研究発表の場として活用いただけますと大変幸いに存じます。ご投稿お待ちしております。

(編集事務局 杉山 真理)

— 「敬心・研究ジャーナル」査読委員一覧（50音順：敬称略）（2025. 6. 1現在） —

阿久津 撰	安部 高太朗	天野 陽介	伊藤 正裕	稲垣 元	井上 修一
井上 俊也	今泉 良一	上野 昂志	牛島 詳力	王 瑞霞	大川井 宏明
大谷 修	岡崎 直人	小川 全夫	奥田 久幸	小澤 由理	小関 康平
川廷 宗之	菊地 克彦	木下 美聡	近藤 卓	坂野 憲司	佐々木 綾子
佐々木 清子	柴山 雄大	白川 耕一	白澤 政和	杉野 聖子	鈴木 八重子
武井 圭一	東郷 結香	中井 真悟	永嶋 昌樹	橋本 正樹	浜田 智哉
町田 志樹	松永 繁	水引 貴子	南野 奈津子	宮嶋 淳	八城 薫
安岡 高志	行成 裕一郎	吉田 志保	吉田 直哉	渡邊 眞理	

— 「敬心・研究ジャーナル」学校法人敬心学園 編集委員会（2025. 6. 1現在） —

委員長	小川 全夫	（職業教育研究開発センター、九州大学名誉教授、山口大学名誉教授）
副委員長	阿久津 撰	（日本児童教育専門学校）
学術顧問	川廷 宗之	（大妻女子大学名誉教授）
委員	小泉 浩一、浜田 智哉	（日本福祉教育専門学校）
	高林 礼子、山下 高介	（日本リハビリテーション専門学校）
	稲垣 元、王 瑞霞、住吉 泰之	（日本医専）
	石原 成	（日本児童教育専門学校）
	坂本 俊夫	（東京保健医療専門職大学）
	水引 貴子、木下 美聡	（客員研究員）
事務局	杉山 眞理、清水 絵理、内田 和宏、沢田 秀樹	（職業教育研究開発センター）

〈執筆者連絡先一覧〉

初期のキャリア発達を促す職場の人間関係のマネジメント

— デベロップメンタル・ネットワークの視点から —

大手前大学 経営学部 教授 坂本 理郎

〒662-8552 兵庫県西宮市御茶家所長6-42

E-mail: riro-s@otemae.ac.jp

旧優生保護法に係る国家賠償請求事件

— 最高裁判所2024（令和6）年7月3日大法廷判決 —

日本社会事業大学 梶原 洋生

〒204-8555 東京都清瀬市竹丘3-1-30

促通を主とした即時効果が実感できる運動プログラムの効果

— 大学学園祭企画にて実施した腰痛予防・改善プログラムの実践報告 —

早稲田大学 非常勤講師 包國 友幸

いじめ重大事態への対応にみるわが国の歩み

中部学院大学大学院人間福祉学研究科 教授

岐阜県いじめ重大事態再調査委員会 委員 宮嶋 淳

E-mail: miyaji@chubu-gu.ac.jp

地域福祉研究における「都市」認識の変遷（2）

大阪公立大学 東根 ちよ

〒599-8531 堺市中区学園町1-1

E-mail: higashine@omu.ac.jp

地域福祉研究における「都市」認識の変遷（3）

大阪公立大学 吉田 直哉

〒599-8531 堺市中区学園町1-1

E-mail: yoshidanaoya@omu.ac.jp

<ひきこもり>支援方法の再検討

— 若者自立塾事業との関係から —

聖徳大学短期大学部 檜垣 昌也

E-mail: higaki@wa.seitoku.ac.jp

higakimasaya@hotmail.com

<http://www.keishin-group.jp/>